

KASHIBA

第5次香芝市総合計画 前期基本計画

令和3年度～令和6年度



令和3年3月
香芝市



目次

人口の将来ビジョン

第1章 人口についての現状分析	2
1. 総人口と年齢3区分別人口	2
2. 自然増減（出生の動向）	6
3. 社会増減（人口移動の動向）	9
第2章 人口の変化が地域の将来に与える影響	13
1. 総人口の減少にともなう影響と課題	13
2. 年少人口の減少にともなう変化・課題	13
3. 生産年齢人口の減少にともなう変化・課題	13
4. 老年人口の増加にともなう変化・課題	13
第3章 人口の将来ビジョン	14
1. 第1期総合戦略における人口ビジョン	14
2. パターン別推計	15
3. 人口の将来ビジョン	18

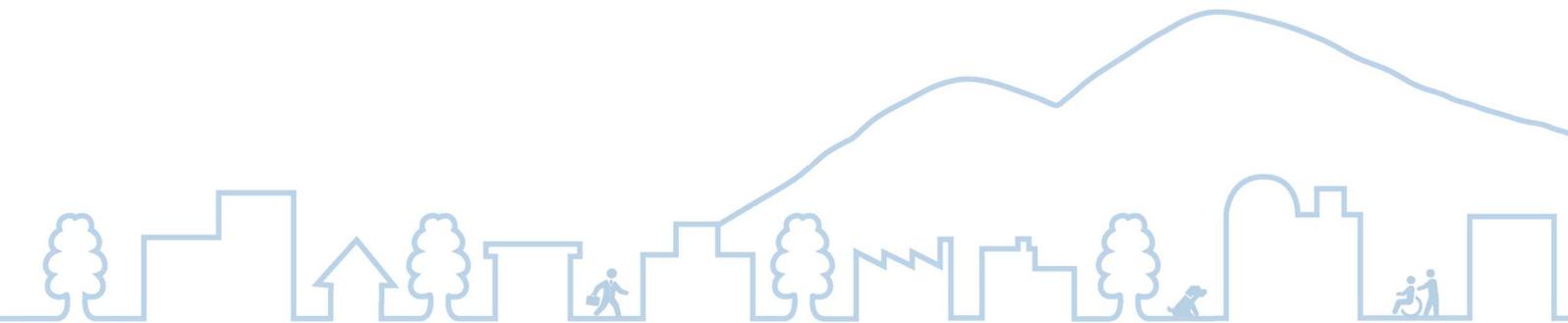
前期基本計画

第1章 基本計画各論	24
基本計画の施策体系	24
基本計画の構成	26
政策1 未来を創造する子どもたちのために。(子育て・教育)	28
政策2 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。(健康・福祉)	42
政策3 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。(人権・協働・文化)	59
政策4 まちの活力と魅力の向上のために。(産業・観光)	71
政策5 まちと人の安全・安心のために。(安全・安心)	78
政策6 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。(自然・環境・都市基盤)	85
政策7 スマートでスリムな行政運営の確立のために。(行政経営)	101
第2章 第2期香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略	112
1. 総合戦略策定の趣旨	112
2. 総合計画との関係	112
3. 第2期総合戦略の方向性	112
4. 第2期総合戦略の基本目標	113
第3章 総合計画におけるSDGsの考え方	120
1. SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは	120
2. SDGsに関する国の動きと自治体行政の果たしうる役割	120
3. 香芝市におけるSDGsへの取り組み	123

資料編

1. 策定体制図	128
2. 策定経過	129
3. 関係条例等	133
4. 用語解説	137

人口の将来ビジョン



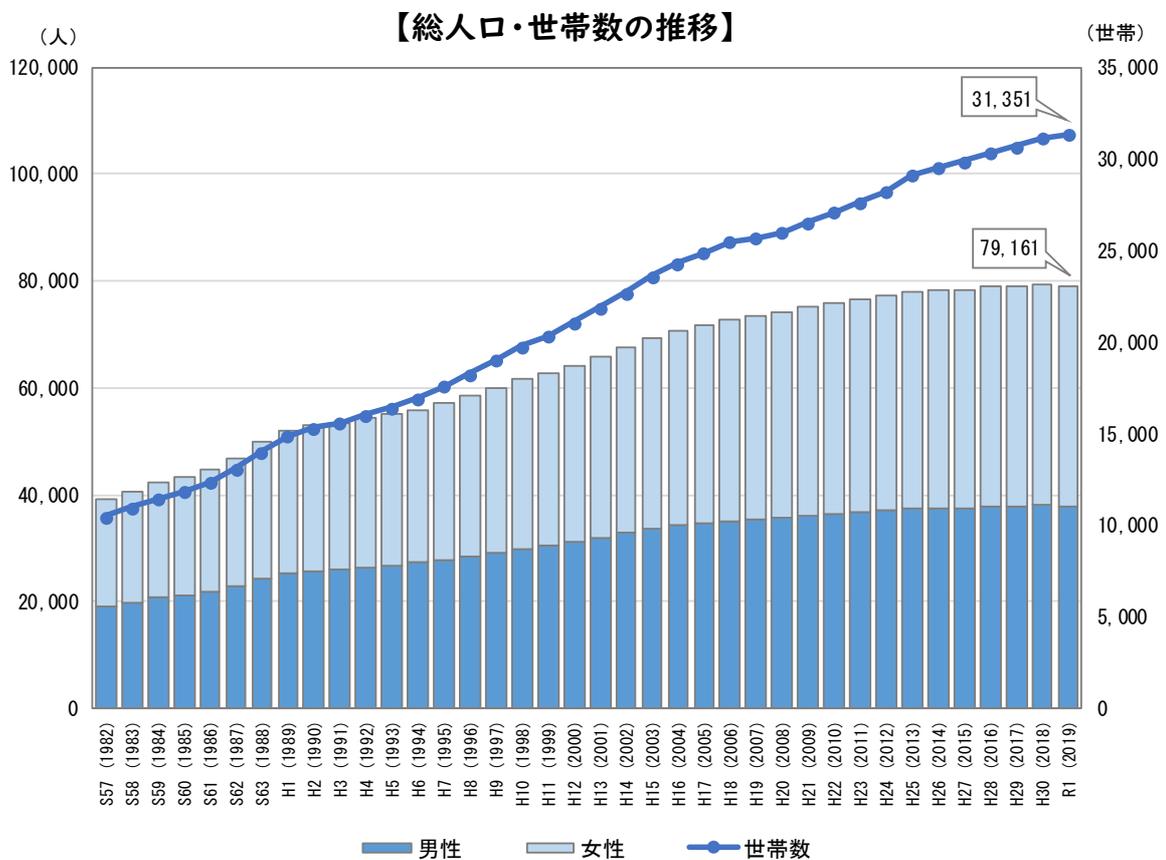


人口についての現状分析

1. 総人口と年齢3区分別人口

(1) 総人口・世帯数の推移

本市はこれまで、総人口・世帯数ともに増加傾向で推移してきましたが、人口の増加率が緩やかになってきており、近年ではほぼ横ばい傾向で推移しています。

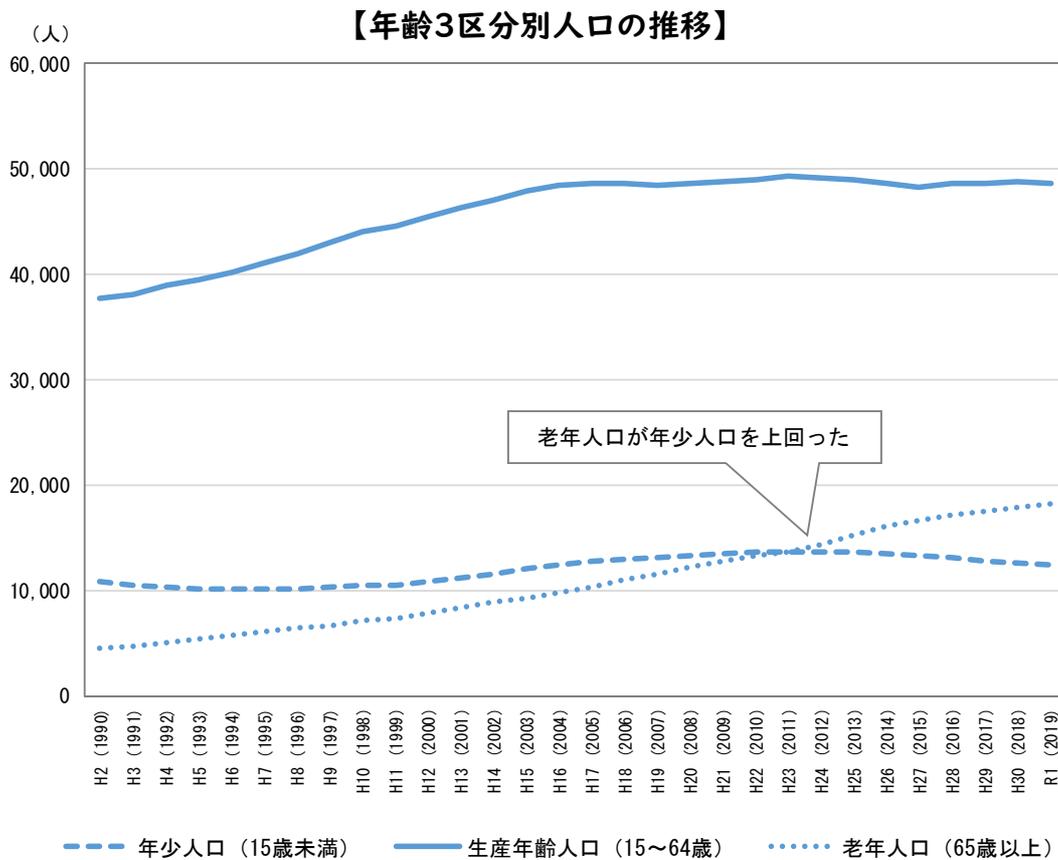


資料:住民基本台帳(各年9月末)

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口では、老年人口が増加傾向で推移し、年少人口は平成23年(2011年)をピークに減少に転じ、少子高齢化が進んでいると言えます。平成23年(2011年)までは年少人口は老年人口を上回っていましたが、平成24年(2012年)以降は、老年人口が年少人口を上回って推移しています。

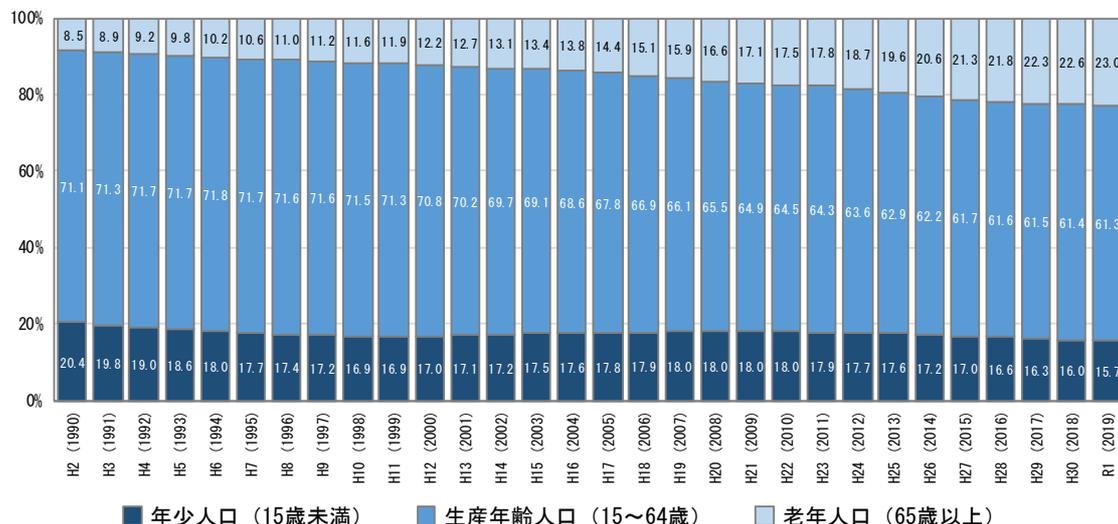
また、平成15年(2003年)以降、生産年齢人口は若干の増減を繰り返しながら、横ばい傾向で推移しています。



資料:住民基本台帳(各年9月末)

年齢3区分別人口比をみると、平成2年（1990年）から令和元年（2019年）まで、老年人口の割合は一貫して増加傾向で推移し、一方、生産年齢人口の割合は平成7年（1995年）以降、年少人口の割合についても平成23年（2011年）以降、減少傾向で推移しています。

【年齢3区分別人口比の推移】

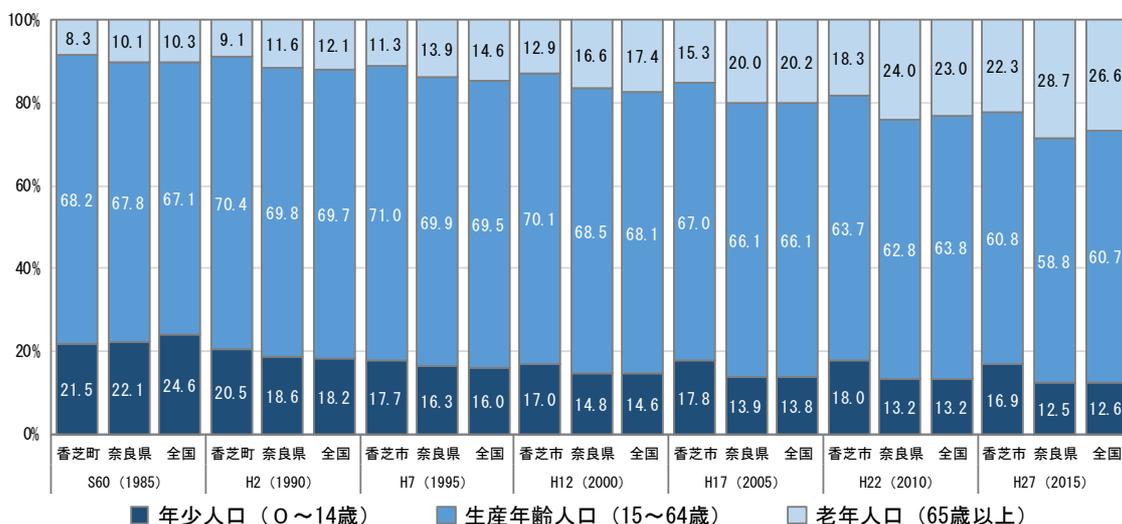


資料：住民基本台帳（各年9月末）

本市の老年人口の割合は、全国・奈良県と比べ低く推移しています。一方、年少人口の割合は、平成2年（1990年）以降、全国・奈良県より高く推移しています。特に平成17年（2005年）以降はそれ以前より差が大きくなっています。

また、生産年齢人口の割合は、昭和60年（1985年）以降、全国・奈良県より概ね高く推移しています。

【年齢3区分別人口比の推移（国・県・香芝市の比較）】

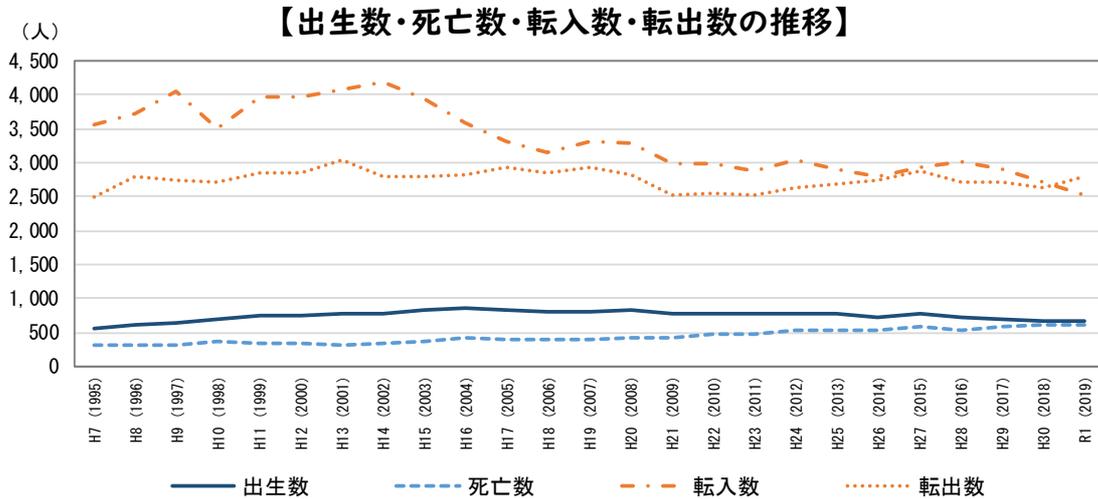


資料：国勢調査

(3) 自然増減¹・社会増減²の推移

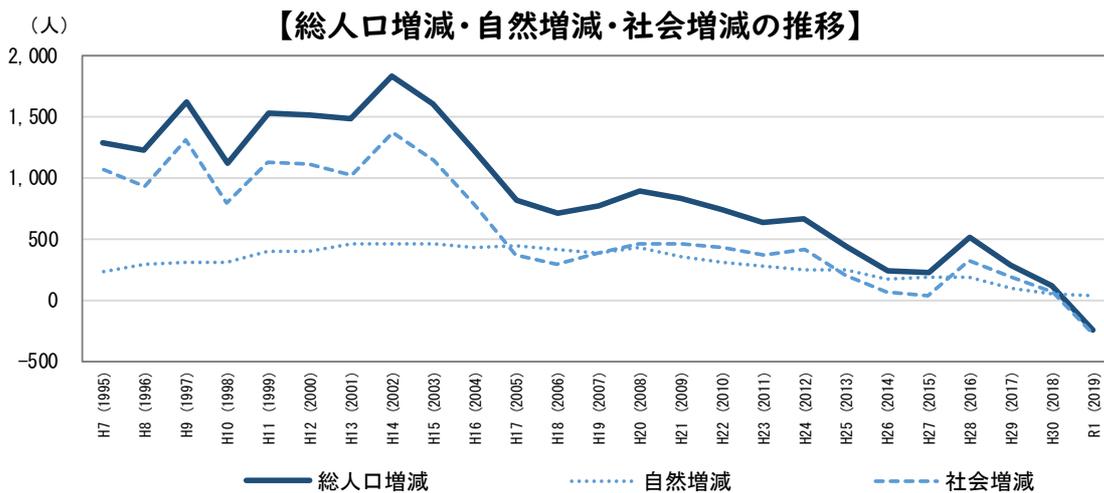
出生数は死亡数を上回って推移していますが、その差は縮小する傾向にあります。

また、転入数も転出数を上回って推移してきましたが、その差は年々縮小傾向で推移し、令和元年(2019年)には逆転しています。



資料:住民基本台帳

総人口の増減は社会増減とほぼ一致しており、総人口の増減は社会増減が大きな要因であると考えられます。



資料:住民基本台帳

¹ 出生または死亡による人口の増減。少子高齢化が進行すると、死亡数が出生数を上回る自然減により人口が減少することになります。

² 転入または転出による人口の増減。転入より転出が少ない状態を社会増、転出より転入が少ない状態を社会減といいます。また、転入から転出を引いた値を「純移動」と呼びます。

2. 自然増減（出生の動向）

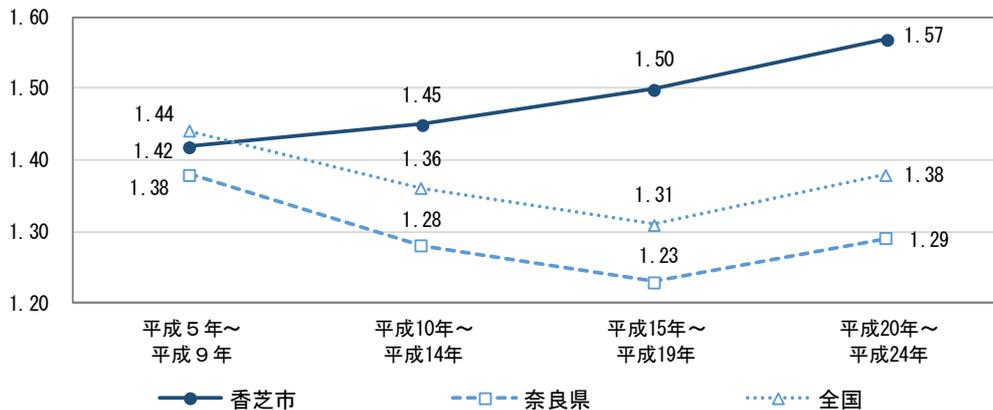
（1）合計特殊出生率

平成5年（1993年）～平成9年（1997年）以降の本市の合計特殊出生率は、全国・奈良県が低下している期間も増加傾向で推移し、平成20年（2008年）～平成24年（2012年）で1.57となっています。

年齢別の出生数の推移では、近年の晩婚化の傾向が見られ、20歳代の出生数が低下し、30歳代の出生数が上昇しています。

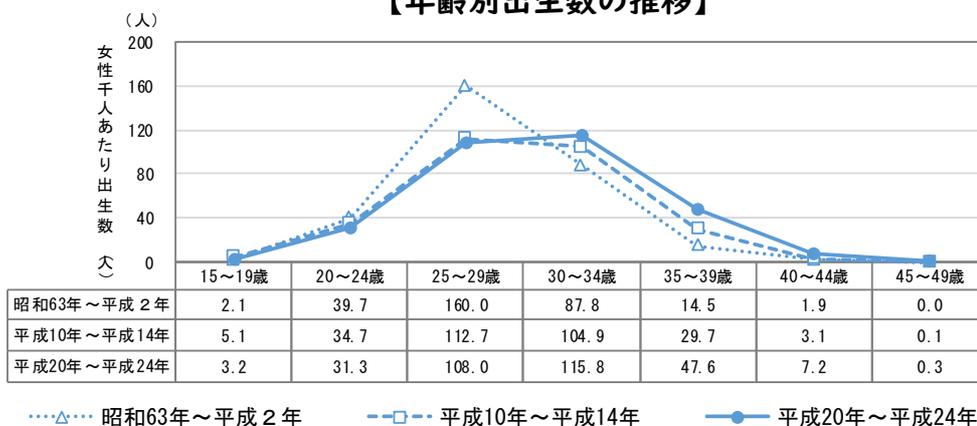
年齢別の出生数を全国・奈良県と比較すると、本市の20歳代後半から30歳代前半の出生数が全国・奈良県より高くなっています。

【合計特殊出生率の推移】



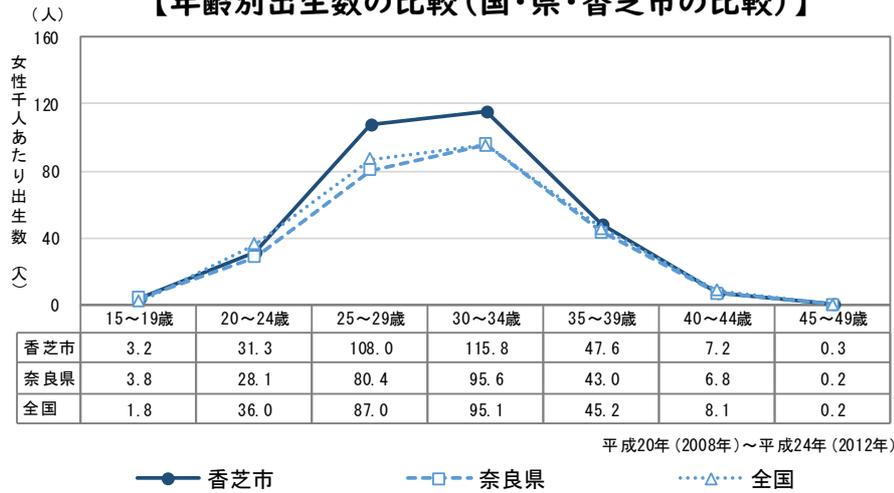
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

【年齢別出生数の推移】



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

【年齢別出生数の比較(国・県・香芝市の比較)】

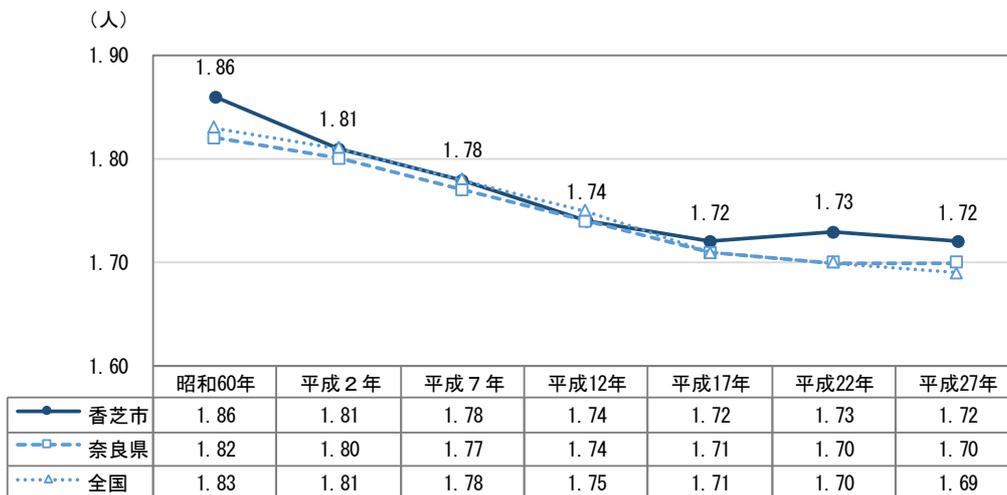


資料:人口動態保健所・市区町村別統計

(2) 世帯と子ども数

18歳未満の子どもがいる世帯1世帯当たりの18歳未満の子ども数の平均をみると、昭和60年(1985年)から平成17年(2005年)まで全国・奈良県と同様に減少傾向で推移していましたが、平成22年(2010年)、平成27年(2015年)にかけて本市は横ばい傾向で推移しています。

【18歳未満の子どもがいる世帯1世帯当たりの18歳未満子ども数の平均(国・県・香芝市の比較)】

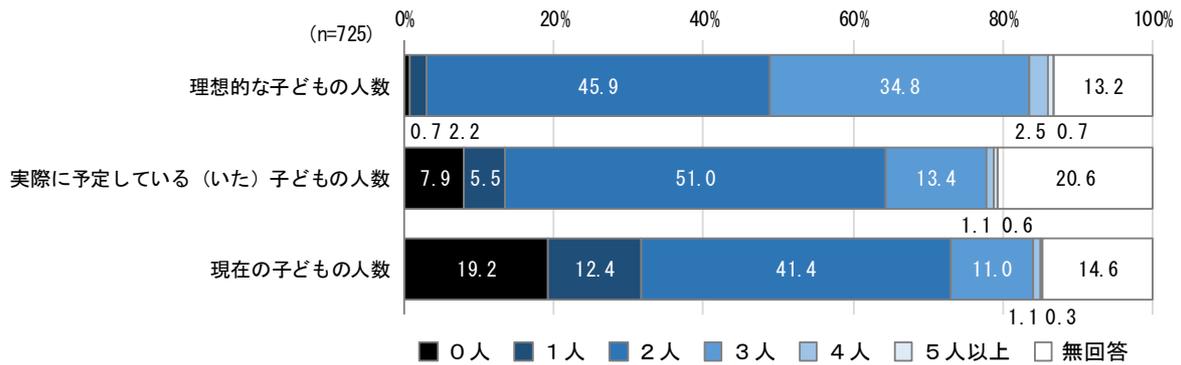


資料:国勢調査

(3) 市民の出産・子育ての意向

市民アンケートからみると、理想的な子どもの人数は、「2人」が45.9%で最も多く、次いで「3人」が34.8%、「4人」が2.5%と続いており、平均2.5人となっています。一方で、実際に予定している（いた）子どもの人数や現在の子ども的人数をみると、「0人」「1人」の割合も高くなっており、それぞれ平均2.0人、1.6人と、理想の人数より少なくなっています。

【理想・予定・現在の子ども的人数】



資料：市民アンケート調査結果報告（令和元年度）

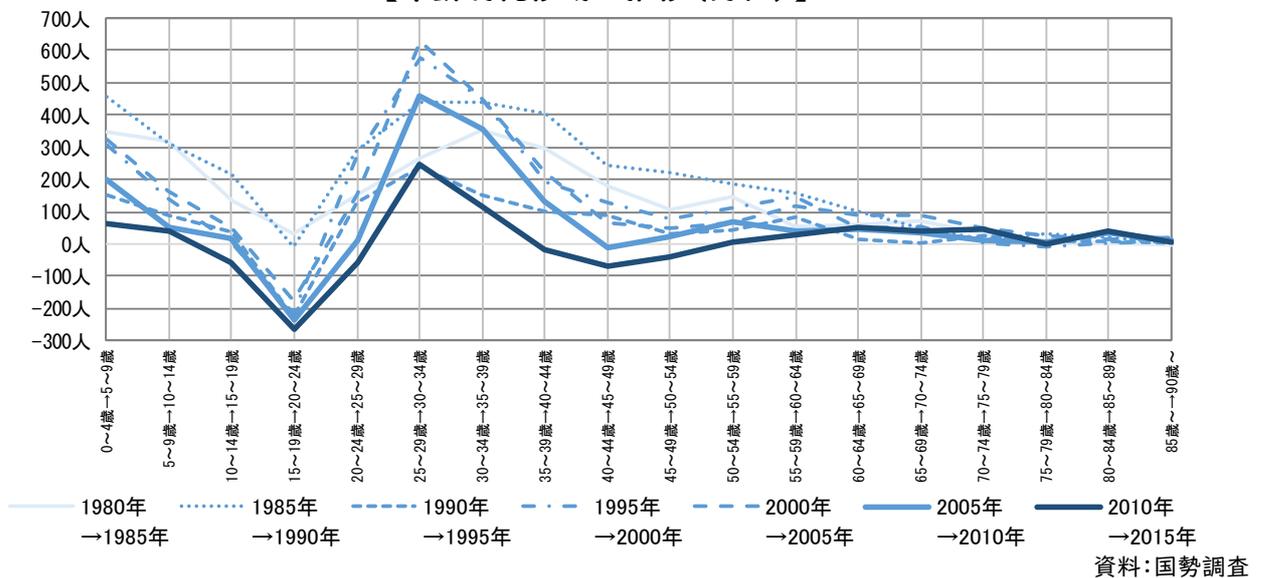
3. 社会増減（人口移動の動向）

（1）純移動

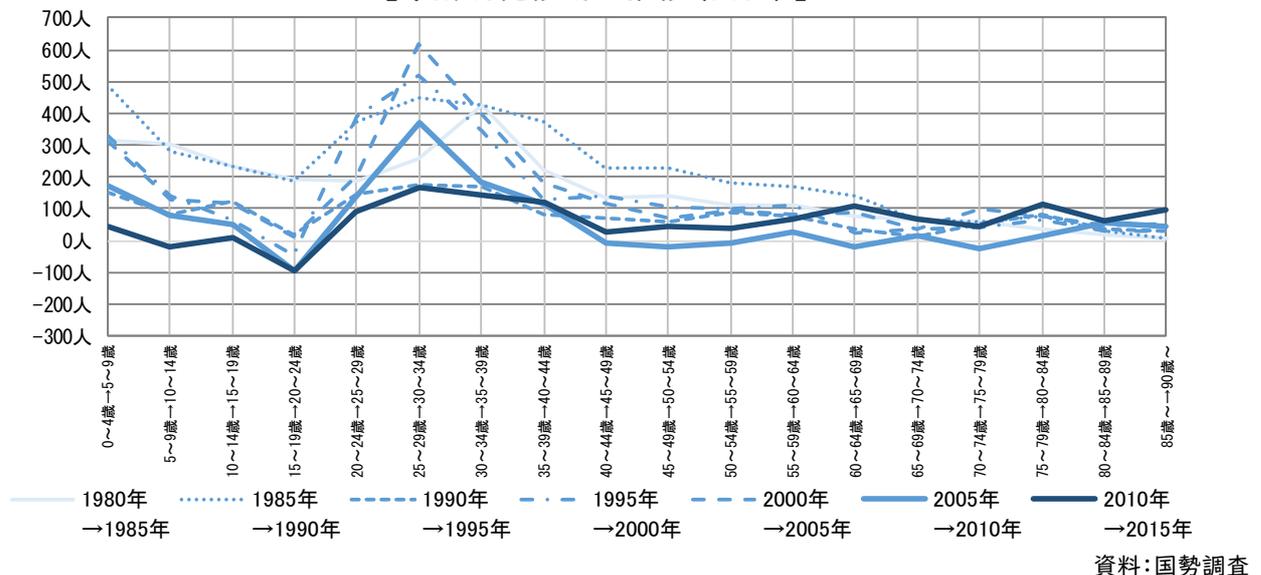
純移動（転入-転出）を年代別にみると、男性、女性ともに、10歳代から20歳代前半にかけて転出超過となっています。一方、20歳代後半から30歳代前半にかけて転入超過が大きくなっており、進学や就職のため若者が流出しているものの、子育て世代が流入していることがうかがえます。

1980年から2015年の推移をみると、近年になるにつれて、10歳代から20歳代前半での転出超過幅は大きくなり、20歳代後半から30歳代前半での転入超過幅は小さくなる傾向がみられます。

【年齢別純移動の推移（男性）】



【年齢別純移動の推移（女性）】



(2) 転入元・転出先

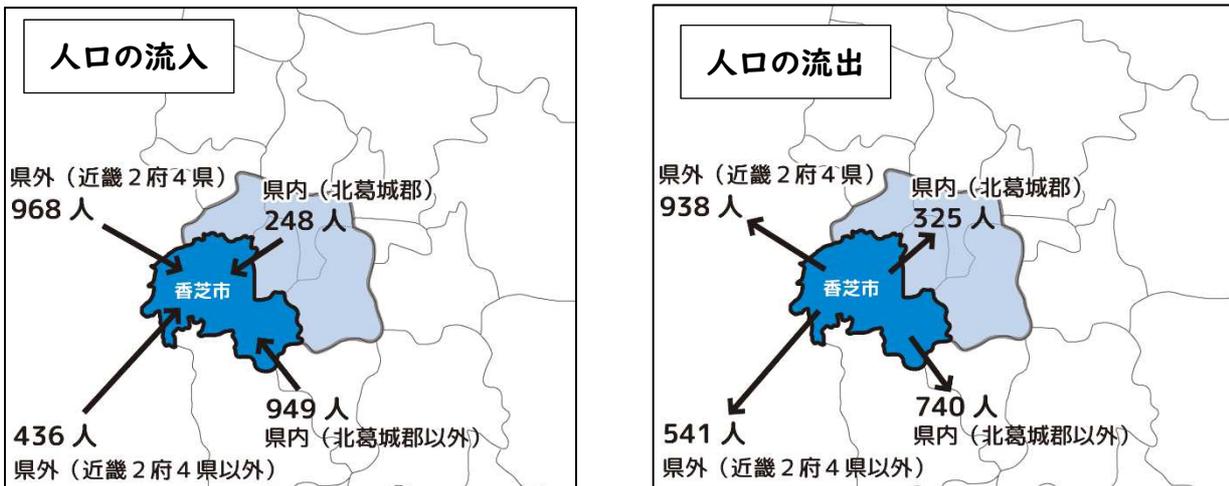
平成30年(2018年)の人口移動をみると、全体では転入が転出を上回っています。

県内他自治体から本市への転入は1,197人、県外からは1,404人となっています。県内からの転入のうち、近隣自治体(大和高田市、葛城市、北葛城郡)からの転入者が約半数を占めています。県外からの転入のうち、大阪府(740人)、兵庫県(94人)、京都府(76人)の転入者が6割半ばを占めています。

本市から県内他自治体への転出は1,065人、県外へは1,479人となっています。転入と同じく、近隣自治体(大和高田市、葛城市、北葛城郡)への転出者が約半数を占めています。

純移動数についてみると、近隣自治体では、大和高田市からの転入超過が多く、北葛城郡への転出超過が多くなっています。県外では、東京圏の1都3県への転出超過が多くなっています。

【自治体間における人口移動(平成30年(2018年))】



			転入数(a)	転出数(b)	純移動数(a-b)
県内			1,197	1,065	132
	近隣自治体	大和高田市	552	570	▲18
		葛城市	204	127	77
		北葛城郡※1	100	118	▲18
		北葛城郡※1	248	325	▲77
その他	645	495	150		
県外			1,404	1,479	▲75
	近畿2府4県※2		968	938	30
	東京圏1都3県※3		134	237	▲103
	その他		302	304	▲2
合計			2,601	2,544	57

※1:北葛城郡:上牧町・王寺町・広陵町・河合町

※2:近畿2府4県:京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・和歌山県

※3:東京圏1都3県:東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

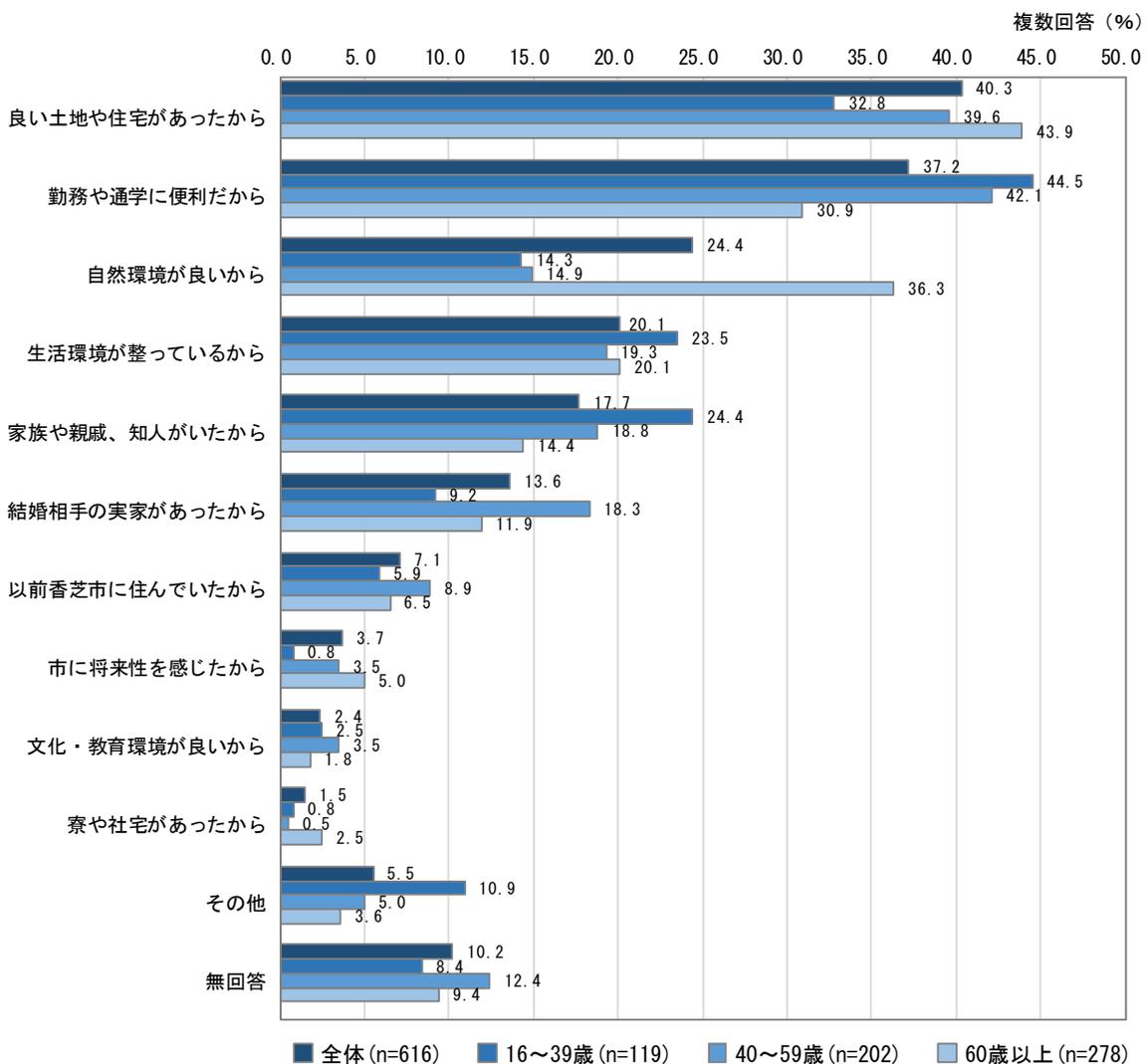
資料:住民基本台帳人口移動報告

(3) 市民の居留意向

市民アンケートから、市民の居住についてみると、本市に住んでいる理由として、「良い土地や住宅があったから」が40.3%で最も多く、次いで「勤務や通学に便利だから」が37.2%、「自然環境が良いから」が24.4%で続いています。

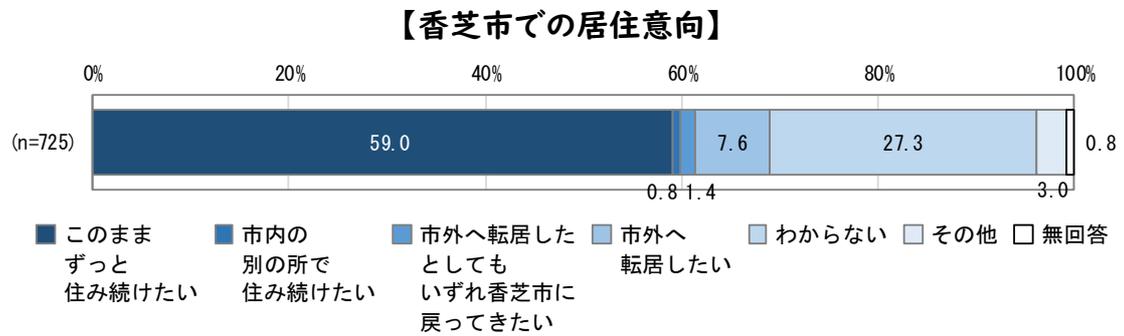
年齢別にみると、「良い土地や住宅があったから」では年齢が上がるにつれ回答割合が高くなっています。「勤務や通学に便利だから」では16～39歳で回答割合が高くなっており、「自然環境が良いから」では60歳以上で回答割合が高くなる傾向がみられました。

【香芝市に住んでいる理由】



資料：市民アンケート調査結果報告（令和元年度）

本市の居留意向について、「このままずっと住みたい」が59.0%で最も多く、次いで「わからない」が27.3%、「市外へ転居したい」が7.6%が続いています。



資料：市民アンケート調査結果報告（令和元年度）



人口の変化が地域の将来に与える影響

1. 総人口の減少にともなう影響と課題

全国的な人口減少にともない、本市においても今後は人口の減少が見込まれ、市税等の歳入の減少が懸念されます。また、事業者にとっては人口減少によって需要が縮小し経営環境が厳しくなることが考えられます。このため、日常の買い物や公共交通機関、介護、医療等の生活を支えるサービスの質の低下を招く恐れがあります。

さらに、空き地・空き家が増加し、建物の倒壊や治安の悪化などを招く恐れがあり、こうした課題にも対応が必要です。

2. 年少人口の減少にともなう変化・課題

短期・中期的には、出生数は減少していくものの、本市では女性の就労数が増加しているため、保育サービスには今後も需要が見込まれます。このため、今後も子育て支援のより一層の充実は必要となることが予想されます。

また、子どもの数の減少による教育環境への影響や、既存の教育・保育施設や学校の適正配置が課題となると予想されます。

3. 生産年齢人口の減少にともなう変化・課題

生産年齢人口の減少にともない働き手の不足や、企業の後継者の確保が困難になることが予想されます。また、社会保障の支え手と受け手のバランスが変化し、支え手一人当たりの負担が大きくなります。

4. 老年人口の増加にともなう変化・課題

老年人口の増加により、介護需要が急速に増大し、医療・介護の連携、健康づくりが重要となります。生活に必要な家事・買い物・移動が困難となる高齢者が増加することも予想され、介護予防のためにも移動・外出の支援が必要となります。

また、自治会など地域の住民組織の担い手の高齢化が進み、次世代を担う人材確保・育成が課題となります。

1. 第1期総合戦略における人口ビジョン

(1) 策定時の考え方

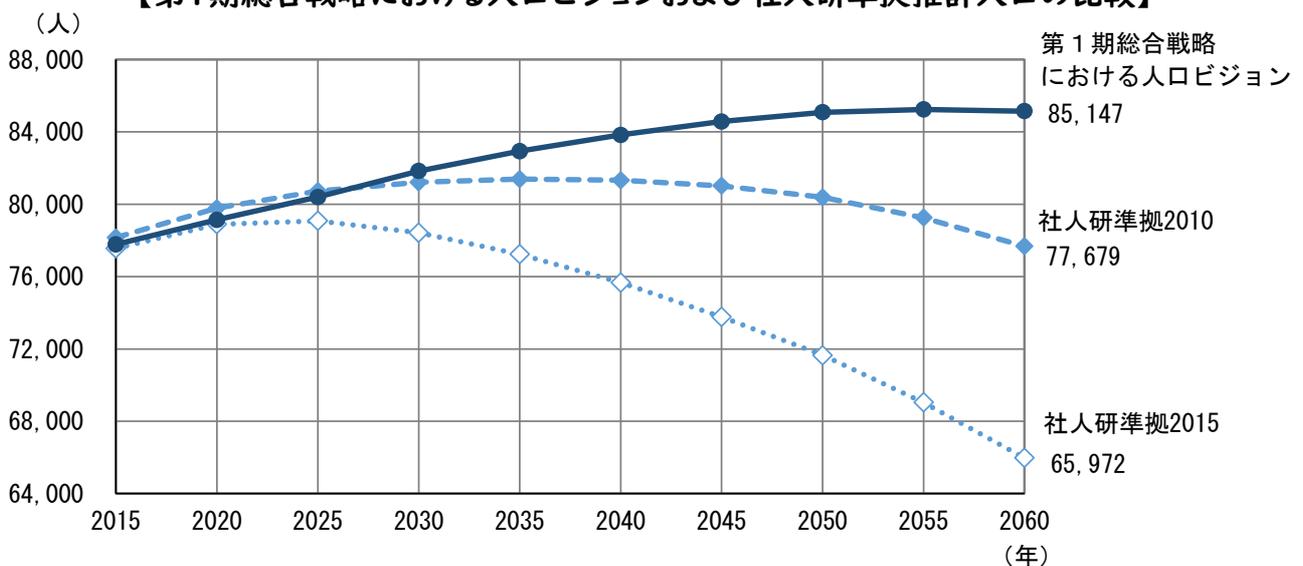
第1期総合戦略（平成27年度（2015年度）～令和2年度（2020年度））では、2010年の人口データに基づく社人研準拠推計（以下、「社人研準拠推計2010」という。）をもとに、自然増減については、合計特殊出生率が2025年までに1.8、2030年までに2.1まで上昇するとし、社会増減については、移動率が2020年まで定率で0.5倍縮小し、その後はその値で推移するとし、その結果2060年に約85,000人の人口規模を維持するとしていました。

(2) 社人研準拠推計との比較

社人研準拠推計2010と、2018年に公表された2015年の人口データに基づく社人研準拠推計（以下、「社人研準拠推計2015」という。）を比較すると、大きく下方修正されています。人口が減少に転じる時期が大幅に早まり、その結果、2060年の推計人口は、社人研準拠推計2010との比較では1万人以上、第1期総合戦略の人口ビジョンとの比較では2万人近く下回っています。

社人研準拠推計が更新されたことを受け、将来人口の推計が大きく変わったため、第5次総合計画においては、現況を分析した上で人口ビジョンを大幅に見直します。

【第1期総合戦略における人口ビジョンおよび社人研準拠推計人口の比較】



2. パターン別推計

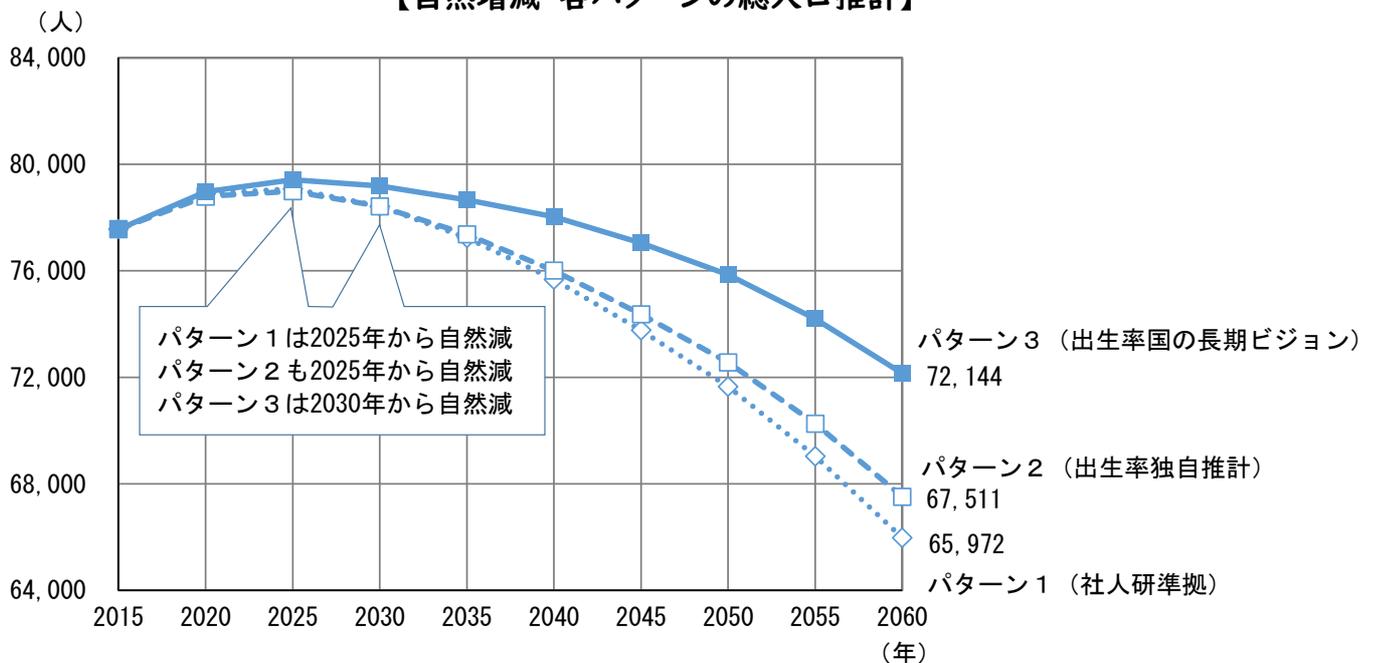
人口ビジョンを見直すに当たり、(1) 自然増減と(2) 社会増減のそれぞれについて、条件設定を変更し、パターン別に推計しています。

(1) 自然増減の条件設定

(社会増減はすべてのパターンにおいて社人研準拠推計2015と同じ条件で設定)

<p>◎パターン1 社人研準拠推計2015</p> <p>社人研準拠推計2015において示された合計特殊出生率(1.6前後で推移)</p>
<p>◎パターン2 出生率上昇(独自推計)</p> <p>人口動態推計及び住民基本台帳人口から独自に算出した合計特殊出生率(2050年までに1.8)</p>
<p>◎パターン3 出生率上昇(国の長期ビジョン)</p> <p>国の長期ビジョンにおいて示された合計特殊出生率(2030年までに1.8、2040年までに2.07(人口置換水準)まで上昇)</p>

【自然増減 各パターンの総人口推計】

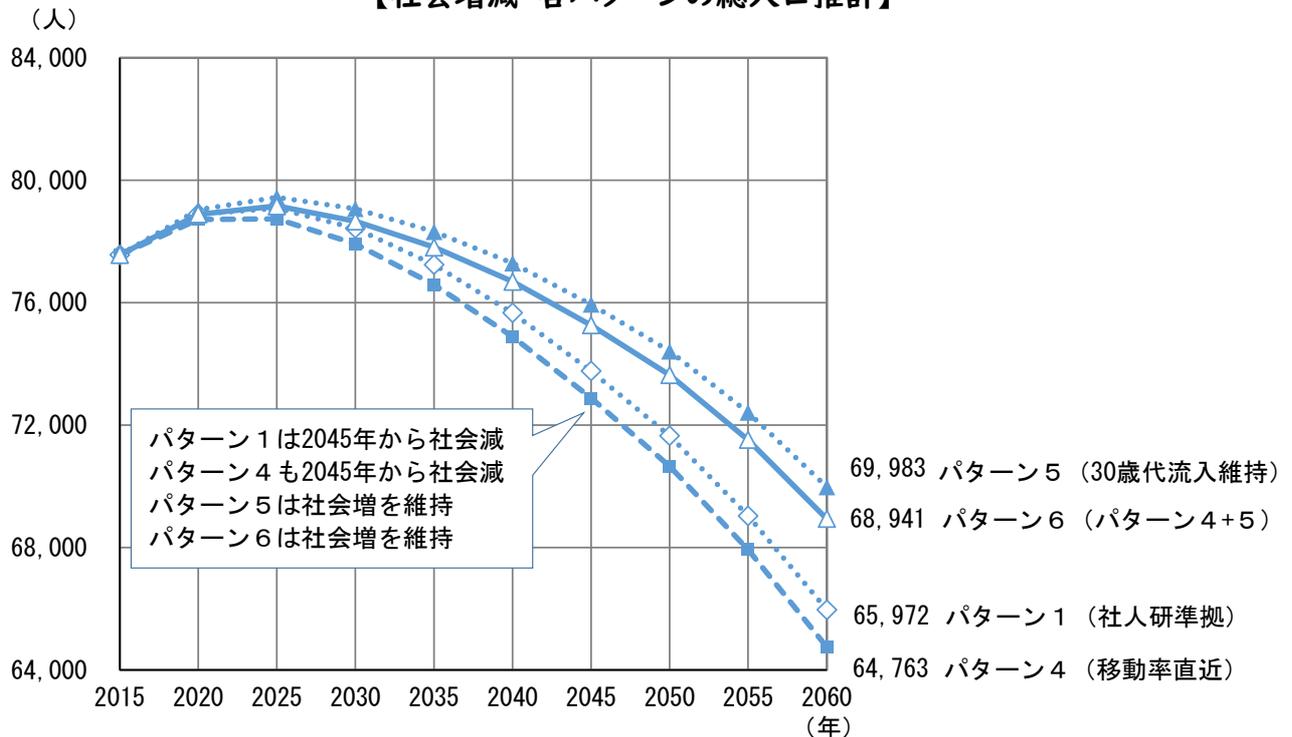


(2) 社会増減の条件設定

(自然増減はすべてのパターンにおいて社人研準拠推計2015と同じ条件で設定)

◎パターン1 社人研準拠推計 2015 社人研準拠推計2015において示された移動率(2010年~2015年の傾向が続く)
◎パターン4 移動率直近(独自推計) パターン1に、急激な人口増加が落ち着き、人口推移の転換期にある最近(平成27年(2015年)~令和元年(2019年))の傾向を加味した移動率で推計。
◎パターン5 30歳代流入維持(独自推計) パターン1を、30歳代の転入が多いという本市の特性により補正し、30歳代の転入が転出を上回っている最近の傾向を維持するものとして推計。
◎パターン6 パターン4+5(独自推計) パターン4をベースに、パターン5と同じ方法で30歳代の移動率を補正して推計。

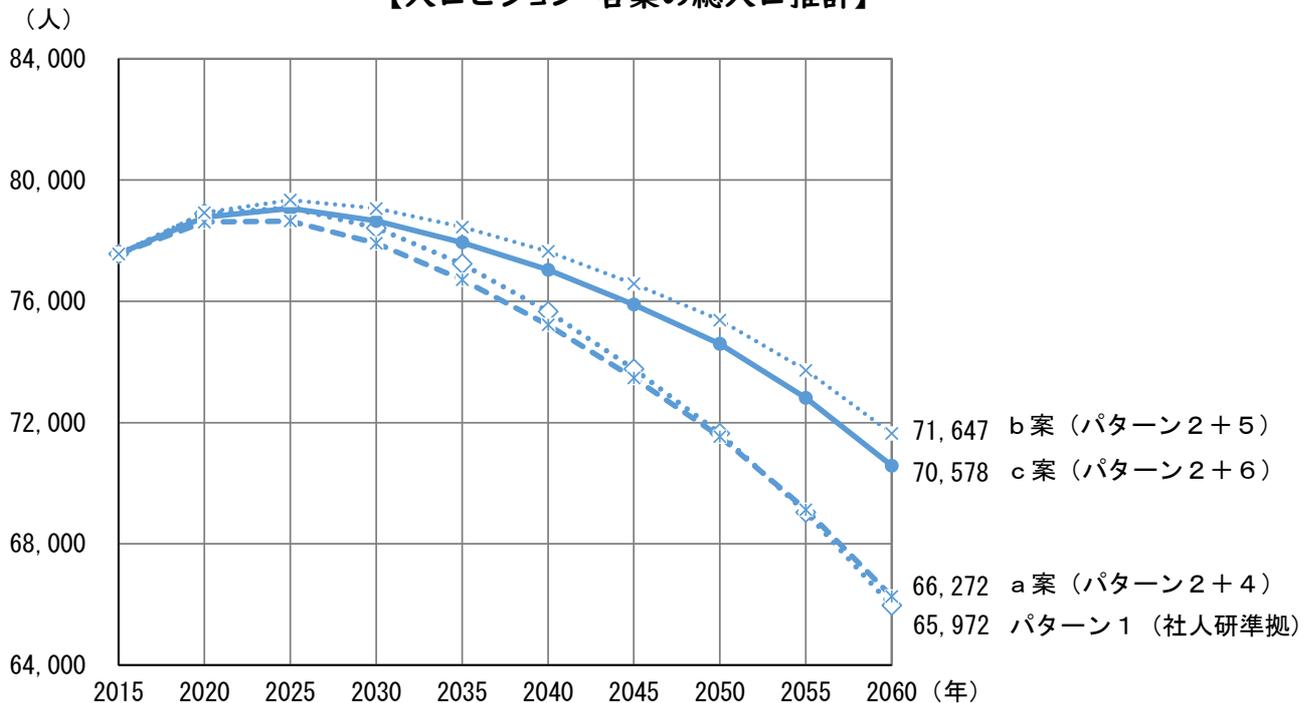
【社会増減 各パターンの総人口推計】



(3) 自然増減・社会増減の各条件設定の組み合わせによる総人口のパターン別推計

	自然増減	社会増減
パターン1 社人研準拠推計 2015	2010年～2015年の人口動向に基づく傾向が今後も続く (合計特殊出生率は1.6前後で推移)	
a案(パターン2+4)	合計特殊出生率が2050年までに1.8まで上昇し、その後はその数値を維持する	パターン1をベースに移動率につき、人口増加が縮小している最近の傾向を加味して補正
b案(パターン2+5)		パターン1をベースに、30歳代の転入が多い現在の傾向が続く
c案(パターン2+6)		人口増加が縮小している最近の傾向を加味して移動率を補正しつつ、30歳代については転入が多い現在の傾向が続く

【人口ビジョン 各案の総人口推計】



3. 人口の将来ビジョン

(1) 自然増減に関する仮定

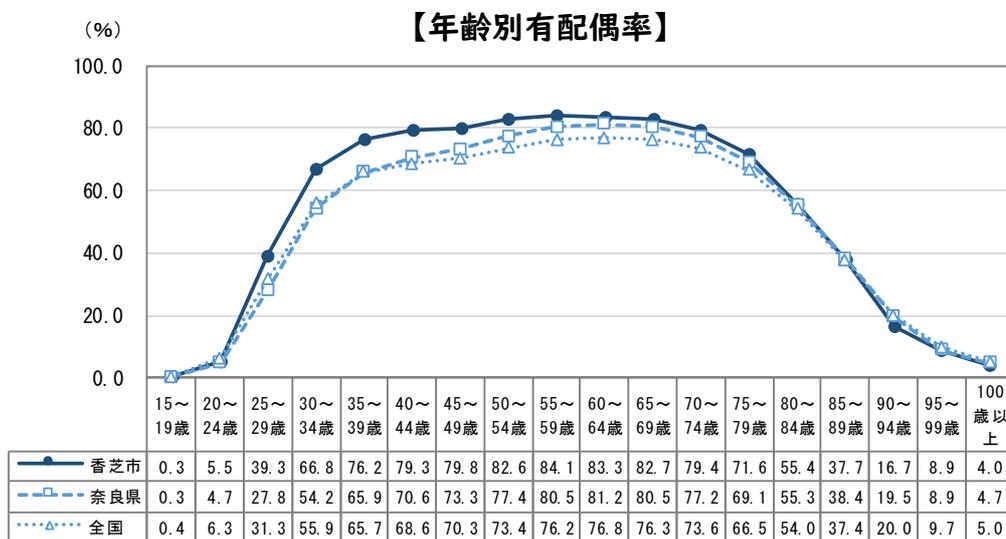
◎自然増減に関してパターン2を設定

パターン2は、これまでの出生率の推移をベースに、最近の動向を加味して独自に推計したものです。具体的には、数値が公表されている2012年までの統計及び出生数、住民基本台帳人口から推計した最近の数値を使用し、今後の傾向を「出生率が2050年までに1.8まで回復し、その後はその数値を維持する」としています。

本市においては、20歳代、30歳代の若年層の有配偶率が高く、子どもを持つ女性の比率が高い傾向にあるため、合計特殊出生率は全国平均よりも高くなっています。

また、市民アンケートの出産に関する設問について、回答状況を分析したところ、平均予定子ども数は2.0、平均理想子ども数は2.5であり、合計特殊出生率が改善する余地があることがうかがえます。

このことから、若年層の出産・子育ての希望をかなえられるよう子育て支援策の充実を図ることで合計特殊出生率を引き続き向上させ、上記の水準を目指します。



資料：国勢調査

(2) 社会増減に関する仮定

◎社会増減に関してパターン6を設定

パターン6は人口増減について、最近の傾向を反映した仮定です。

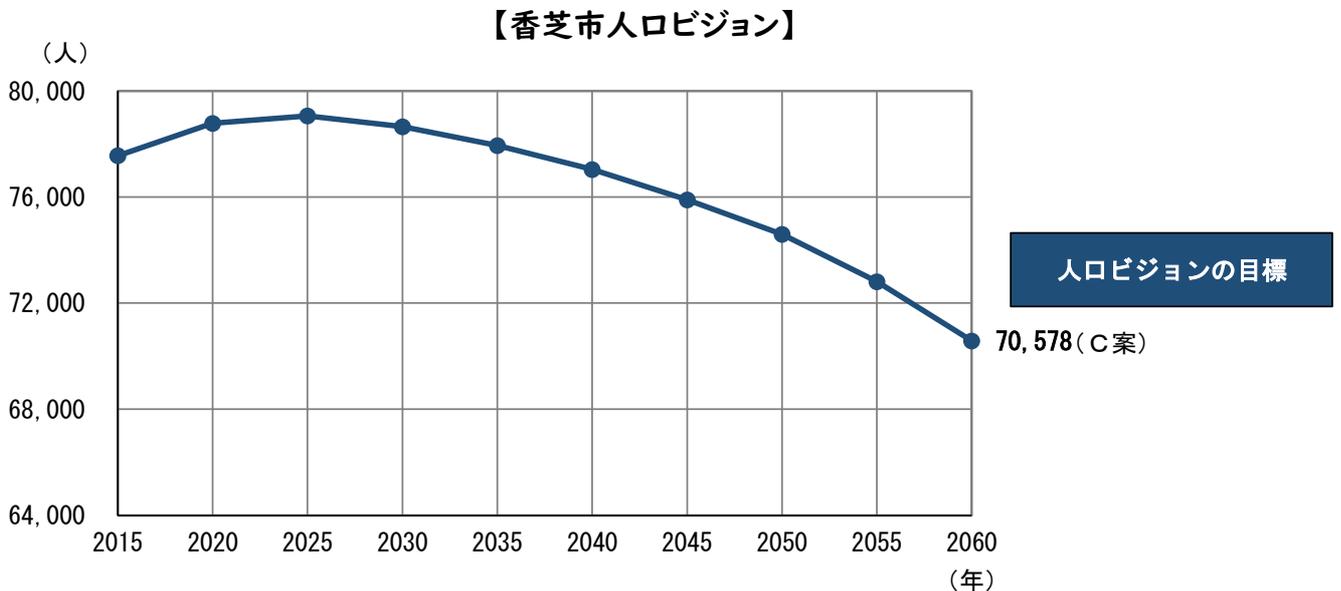
社人研準拠推計2015では2010年～2015年の移動実績に基づく傾向が今後も続くものとしています。一方、直近の傾向としては、総人口の増加率が年々低下しており、令和元年(2019年)の住民基本台帳人口においては初めて前年を下回り、社会増減についても転出超過となっています。このため、この傾向を反映し、社人研準拠推計2015における移動率を直近の住民基本台帳人口に基づく移動率で補正して推計しています。

さらに、本市の社会増減の特徴である30歳代で転入が多いという傾向を踏まえて30歳代の移動率を補正して推計しています。

(3) 人口の将来ビジョン

◎人口の将来ビジョンとしてC案を設定

自然増、社会増に関わる施策の両面アプローチで人口減少スピードを抑制し、2060年には約70,000人の人口規模であることを目標とします。



◎人口ビジョン

2060年に約70,000人の人口規模

◎人口ビジョンの実現に向けた目標

自然増の目標:2050年に合計特殊出生率1.8

社会増の目標:人口の社会増(特に30歳代は約300人増/5年間)を維持

資料

1. 香芝市人口ビジョンにおける推計の詳細

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	77,561	78,782	79,063	78,653	77,944	77,043	75,894	74,598	72,816	70,578
0~4歳	3,853	3,659	3,498	3,479	3,506	3,509	3,457	3,364	3,196	3,078
5~9歳	4,406	3,938	3,739	3,573	3,556	3,584	3,586	3,532	3,438	3,266
10~14歳	4,757	4,407	3,944	3,744	3,578	3,563	3,591	3,594	3,540	3,445
15~19歳	4,353	4,616	4,277	3,833	3,631	3,465	3,447	3,474	3,477	3,425
20~24歳	3,570	3,910	4,079	3,779	3,396	3,203	3,049	3,032	3,057	3,059
25~29歳	3,401	3,510	3,780	3,806	3,537	3,213	3,005	2,861	2,845	2,869
30~34歳	4,300	3,809	3,895	4,154	4,175	3,908	3,584	3,360	3,205	3,181
35~39歳	5,503	4,588	4,101	4,189	4,448	4,473	4,206	3,883	3,646	3,484
40~44歳	7,084	5,524	4,606	4,127	4,219	4,490	4,503	4,236	3,909	3,671
45~49歳	5,932	6,955	5,434	4,530	4,066	4,156	4,422	4,434	4,172	3,848
50~54歳	4,703	5,838	6,828	5,349	4,469	4,015	4,099	4,363	4,373	4,115
55~59歳	3,886	4,651	5,752	6,712	5,269	4,418	3,975	4,057	4,319	4,329
60~64歳	4,416	3,855	4,609	5,687	6,623	5,208	4,382	3,943	4,024	4,285
65~69歳	5,415	4,369	3,817	4,564	5,619	6,534	5,150	4,333	3,900	3,981
70~74歳	4,423	5,242	4,229	3,699	4,426	5,442	6,324	4,985	4,195	3,776
75~79歳	3,241	4,168	4,972	4,013	3,518	4,207	5,172	6,011	4,741	3,990
80~84歳	2,139	2,790	3,601	4,351	3,520	3,102	3,717	4,576	5,320	4,200
85~89歳	1,385	1,738	2,254	2,910	3,581	2,903	2,579	3,085	3,807	4,427
90歳以上	794	1,217	1,649	2,153	2,805	3,650	3,647	3,476	3,653	4,151
0~14歳	13,016	12,004	11,182	10,797	10,641	10,656	10,634	10,490	10,173	9,789
15~64歳	47,148	47,254	47,360	46,166	43,834	40,550	38,672	37,642	37,027	36,265
65歳以上	17,397	19,524	20,522	21,690	23,469	25,838	26,588	26,466	25,615	24,524
75歳以上	7,559	9,913	12,476	13,428	13,425	13,862	15,114	17,148	17,520	16,767
0~14歳(割合%)	16.8%	15.2%	14.1%	13.7%	13.7%	13.8%	14.0%	14.1%	14.0%	13.9%
15~64歳(割合%)	60.8%	60.0%	59.9%	58.7%	56.2%	52.6%	51.0%	50.5%	50.9%	51.4%
65歳以上(割合%)	22.4%	24.8%	26.0%	27.6%	30.1%	33.5%	35.0%	35.5%	35.2%	34.7%
75歳以上(割合%)	9.7%	12.6%	15.8%	17.1%	17.2%	18.0%	19.9%	23.0%	24.1%	23.8%
合計特殊出生率	1.57	1.57	1.61	1.65	1.68	1.72	1.76	1.80	1.80	1.80
増減(5年計)	-	1,221	281	-410	-709	-901	-1,149	-1,296	-1,783	-2,238
社会増減(5年計)	-	696	453	290	382	470	230	218	172	166
自然増減(5年計)	-	525	-172	-700	-1,091	-1,371	-1,379	-1,514	-1,955	-2,404

資料

2. 現状に基づく推計(社人研準拠2015)の詳細

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	77,561	78,895	79,083	78,426	77,238	75,671	73,770	71,649	69,040	65,972
0~4歳	3,853	3,753	3,447	3,328	3,265	3,160	3,010	2,824	2,635	2,490
5~9歳	4,406	3,944	3,841	3,526	3,407	3,343	3,234	3,081	2,890	2,697
10~14歳	4,757	4,411	3,954	3,850	3,534	3,416	3,352	3,244	3,090	2,899
15~19歳	4,353	4,624	4,288	3,849	3,740	3,429	3,311	3,250	3,145	2,996
20~24歳	3,570	3,937	4,120	3,821	3,437	3,327	3,042	2,938	2,884	2,791
25~29歳	3,401	3,521	3,815	3,860	3,591	3,262	3,133	2,865	2,767	2,716
30~34歳	4,300	3,793	3,844	4,091	4,019	3,748	3,441	3,305	3,023	2,919
35~39歳	5,503	4,495	3,990	4,045	4,286	4,161	3,888	3,569	3,429	3,136
40~44歳	7,084	5,531	4,519	4,020	4,079	4,330	4,193	3,919	3,596	3,454
45~49歳	5,932	6,962	5,448	4,449	3,964	4,020	4,266	4,130	3,861	3,542
50~54歳	4,703	5,844	6,840	5,367	4,394	3,917	3,966	4,209	4,075	3,809
55~59歳	3,886	4,654	5,760	6,727	5,289	4,346	3,879	3,927	4,167	4,034
60~64歳	4,416	3,858	4,616	5,698	6,640	5,230	4,312	3,849	3,896	4,135
65~69歳	5,415	4,376	3,826	4,577	5,635	6,557	5,176	4,268	3,811	3,856
70~74歳	4,423	5,248	4,239	3,711	4,442	5,461	6,348	5,013	4,134	3,691
75~79歳	3,241	4,176	4,987	4,029	3,535	4,228	5,195	6,039	4,771	3,936
80~84歳	2,139	2,795	3,612	4,368	3,537	3,120	3,737	4,599	5,347	4,229
85~89歳	1,385	1,747	2,267	2,928	3,604	2,921	2,597	3,107	3,832	4,456
90歳以上	794	1,227	1,670	2,181	2,841	3,697	3,687	3,512	3,688	4,187
0~14歳	13,016	12,108	11,241	10,703	10,206	9,918	9,597	9,149	8,615	8,085
15~64歳	47,148	47,219	47,240	45,928	43,438	39,769	37,432	35,962	34,842	33,532
65歳以上	17,397	19,568	20,601	21,795	23,594	25,983	26,741	26,538	25,583	24,355
75歳以上	7,559	9,944	12,536	13,507	13,517	13,966	15,217	17,257	17,638	16,807
0~14歳(割合%)	16.8%	15.3%	14.2%	13.6%	13.2%	13.1%	13.0%	12.8%	12.5%	12.3%
15~64歳(割合%)	60.8%	59.9%	59.7%	58.6%	56.2%	52.6%	50.7%	50.2%	50.5%	50.8%
65歳以上(割合%)	22.4%	24.8%	26.1%	27.8%	30.5%	34.3%	36.2%	37.0%	37.1%	36.9%
75歳以上(割合%)	9.7%	12.6%	15.9%	17.2%	17.5%	18.5%	20.6%	24.1%	25.5%	25.5%
合計特殊出生率	-	1.62	1.60	1.61	1.61	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62
増減(5年計)	-	1,334	188	-657	-1,188	-1,567	-1,901	-2,121	-2,609	-3,069
社会増減(5年計)	-	715	423	215	170	183	-45	-41	-70	-60
自然増減(5年計)	-	619	-235	-872	-1,358	-1,750	-1,856	-2,080	-2,539	-3,009

前期基本計画



基本計画の施策体系

政策		施策	主な取り組み
01	未来を創造する 子どもたちのために。 (子育て・教育)	01 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援	①妊産婦の健康づくりの推進 ②乳幼児の健康づくりの推進
		02 子育て支援の充実	①子育て家庭への支援 ②児童虐待防止の推進
		03 就学前教育・保育の充実	①就学前教育・保育の推進 ②就学前教育・保育環境の整備
		04 学校教育の充実	①学びの推進・支援 ②安心して学べる教育環境の整備
		05 家庭・地域・学校の連携	①地域ぐるみの子ども支援 ②青少年の健やかな育成
02	健康で自分らしく 過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06 地域福祉の推進	①総合的な福祉サービスの提供 ②地域で支え合う仕組みづくり
		07 医療提供体制の充実	①地域医療体制の充実 ②感染症対策の推進
		08 健康づくりの推進	①健康的な生活習慣の推進 ②心の健康づくりの推進 ③望ましい食生活の定着推進
		09 高齢者福祉の充実	①自立支援・介護予防・重度化防止の推進 ②日常生活を支援する体制の整備 ③介護保険給付の適正化
		10 障がい者福祉の充実	①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
		11 生活困窮者支援の充実	①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
03	誰もが等しく、 生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12 人権・多様性の尊重	①人権啓発の推進と学習機会の提供 ②男女共同参画によるまちづくりの推進
		13 地域コミュニティの醸成・活性化	①自治会活動の支援 ②市民公益活動団体の支援
		14 文化芸術の振興・多文化共生	①文化の発信・創造・交流の支援 ②多文化理解と国際交流の推進
		15 生涯学習とスポーツ活動の充実	①生涯学習機会の充実 ②スポーツ活動の充実 ③図書館機能の充実
		16 歴史文化財の保存と継承・展開	①二上山博物館機能の充実 ②文化財の保護・啓発
04	まちの活力と魅力の 向上のために。 (産業・観光)	17 商工業の振興	①企業の活性化 ②創業の促進
		18 農業の振興	①農業体制の整備および市内農作物の魅力創造
		19 観光の振興	①観光情報の発信 ②観光資源の魅力向上

政策		施策		主な取り組み
05	まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化	①災害時緊急体制の確立 ②防災・減災対策の強化 ③消防団体制の充実 ④自主防災力の向上
		21	生活安全対策の強化	①防犯意識の向上 ②消費者保護の推進
		22	交通安全対策の強化	①交通安全対策の推進 ②交通安全施設の整備
06	自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取り組み強化	①ごみ減量と資源化の推進 ②環境保全対策の推進
		24	自然環境・景観の保全	①美しい自然環境・景観の保全
		25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	①良好な市街地の形成 ②持続可能な地域公共交通の確立
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実	①公園整備の推進 ②バリアフリー化の推進 ③地域拠点としての駅周辺整備
		27	道路整備の充実	①幹線道路の整備 ②生活道路等の安全性の確保
		28	上水道の基盤強化	①安心、安全、安定した水道の供給 ②健全な水道事業の運営
		29	下水道の整備	①下水道の整備・更新 ②水洗化の促進 ③持続的な下水道機能の確保
07	スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	30	行財政運営の最適化	①総合計画・総合戦略の進行管理 ②財政運営の健全化 ③公有財産の維持管理及び活用
		31	歳入の確保と財源の創出	①適正課税の推進および収納(徴収)率の向上 ②財産調査の強化と適正な債権管理 ③自主財源の確保
		32	情報とICTの利活用	①市政情報の提供と広報力の強化 ②ICTを活用した業務の効率化・利便性の向上 ③情報セキュリティの確保
		33	行政組織の活性化・組織力の強化	①適正な人事評価 ②職員研修の推進 ③効果的な人員配置

基本計画の推進にあたって

「政策」に位置付けた各「施策」を着実に推進するために、基本計画においては、「主な取り組み」ごとに「指標」や「実施事業」を設定します。

ただし、これらの設定については、国・県の施策や社会状況の変化、進捗状況の検証等を踏まえて柔軟に対応するため、計画期間の途中で必要の見直しを行うことができることとします。

基本計画の構成

現状と課題

施策を進めていく上で、踏まえておくべき状況を整理する項目。

施策に関連する社会動向に加えて活用できる資源にはどのようなものがあるか、また、本市の現状はどうか、課題は何かなど、現時点での客観的事実を記載。

目指す姿

施策を推進することによって、第5次総合計画の終了時点である12年後（令和14年度）に、市民の生活やまちの状態がどのようになっていることを目指すのかを記載。

SDGs該当分野

国連で採択されたSDGsの17の目標が達成しようとしている「経済・社会・環境の好循環が実現した持続可能な社会」の考え方を本市でも総合計画に取り入れます。

SDGsの17の目標のうち、施策に関連するアイコン及び言葉（全世界共通）を「目標」に記載し、それに呼応して本市で取り組む内容を「目標に向けた取り組み」として記載。

生活の中でみんなができること

施策の取り組みにおいて、日々の生活の中で市民・地域団体・事業者ができることを記載。

協働によるまちづくりのさらなる推進を目指します。

政策1 未来を創造する子どもたちのために。(子育て・教育)

施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援

現状と課題

- 妊婦一般健康診査の補助や支援プランの作成、保健師や助産師等による妊産婦や乳幼児訪問など、母子の健康管理の充実を図っています。また、子育て家庭の不安を和らげるため、令和元年度（2019年度）に「子育て世代包括支援センター」を設置し、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組んでいます。これに加え、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感の増大が課題となっていることから、同センターを中心として、地域ぐるみで子育てしていく環境となるような体制づくりの強化が今後の重要なカギとなります。
- 産後うつ、育児不安、育児放棄、虐待等の問題を抱える家庭に対しては、今後さらなる対策を講じていく必要があります。早期に発見し、早い段階から支援を行っていくことができるよう、各種関係機関との連携強化を図る必要があります。また妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族の理解と協力、住環境、職場環境など、妊産婦を取り巻く環境の改善も求められます。
- 結婚年齢、出産年齢の上昇や医療技術の進歩にともない、不妊治療を受ける夫婦は増加しており、不妊症に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要です。

目指す姿

いつでも気軽に相談できる場所があり、地域に見守られ、のびのびと安心して子育てすることができる。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	妊娠期から、相談支援、健診への補助、各種教室開催等の支援を行うことで、妊産婦・新生児・乳幼児の健康的な生活に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	家庭訪問により子育ての孤立化予防や不安を軽減することで、住み続けられるまちづくりに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	新生児及び乳幼児の家庭への訪問・健診等を行うことで、子どもに対する虐待や暴力の予防や早期発見に寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦だけでなく、パートナーや他の家族も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、自ら知識を深める。 ・健康診査の定期受診等、自分でできる健康管理を行う。 ・子育てに関するサークル・教室等に積極的に参加する。 ・妊産婦やその家族に対する理解を深め、見守り、手助けを行う。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくりに取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力的体制づくりに取り組む。

■ 施策の主な取り組み

目指す姿の実現に向けて、何に取り組むのかを3つ程度に区分けし、その「名称」と「内容」を記載。

指標名

主な取り組みの目的の達成具合を測るための指標を記載。

施策としての目標を明確にすることで、各事業間で目標を共有し効率よくゴールを目指すとともに、現状を把握するバロメータとして着実な成果につなげます。
※特に記載のない場合は、現状値・目標値は各年度末の値です。

■ 施策の主な取り組み

① 妊産婦の健康づくりの推進

母子の健康管理をサポートすることで、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。また、不妊・不育症に悩む家族への支援を行います。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
プレママ教室(母親教室)参加満足度	%	プレママ教室参加者アンケートで「満足度」を80%以上と回答した人数/全回答者数	98.5	100	100	100
産後4か月の時点において香芝市で今後子育てしていきたい人の割合	%	4か月児健診時のアンケート(健やか親子21奈良県統一アンケート)で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人数/全回答者数	96.2	100	100	100

■ 実施する主な事業

妊娠出産包括支援事業	妊娠・子育て・育児に関する各種相談・訪問・教室等を実施します。また、全妊婦に対して支援プランを作成し、特に支援を必要とされる方には電話支援や個別訪問等を継続して行います。
------------	---

■ 実施する主な事業

取り組みごとに実施する主な事業の「名称」と「概要」を記載。

② 乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児健診、家庭訪問等を実施し、乳幼児にかかる母子の健康づくりを推進するとともに、子育て不安の解消、養育支援、病気や虐待の未然防止、早期発見に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
乳幼児健診受診率	%	各健診受診者数/4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診対象者数	97.2	98.2	98.4	98.6
こんにちは赤ちゃん訪問率	%	訪問世帯数/生後4か月までの子どもがいる世帯数	86.7	100	100	100

■ 実施する主な事業

乳幼児健診事業	乳幼児の節目の年齢(4か月・1歳6か月・3歳6か月)において健診を実施し、成長・発達の確認を行います。
乳幼児相談及び教室事業	乳幼児期に関する相談のほか、歯びか教室、離乳食教室、子育て交流会等を行います。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師等が訪問します。特に支援を必要とされる母子には継続して訪問します。

関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援/②児童虐待防止の推進
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみの子どもの支援
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実/②感染症対策の推進
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供/②男女共同参画によるまちづくりの推進

関連部門計画

- 第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画

関連部門計画

施策に関連する個別計画について記載。

関連する主な施策

主な取り組みを推進するにあたって、関連性の高い施策、連携を図っていく主な施策を記載。

政策Ⅰ 未来を創造する子どもたちのために。(子育て・教育)

施策Ⅰ 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援

🔍 現状と課題

- 妊婦一般健康診査の補助や支援プランの作成、保健師や助産師等による妊産婦や乳幼児訪問など、母子の健康管理の充実を図っています。また、子育て家庭の不安を和らげるため、令和元年度(2019年度)に「子育て世代包括支援センター」を設置し、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組んでいます。これに加え、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感の増大が課題となっていることから、同センターを中心として、地域ぐるみで子育てしていく環境となるような体制づくりの強化が今後の重要なカギとなります。
- 産後うつ、育児不安、育児放棄、虐待等の問題を抱える家庭に対しては、今後さらなる対策を講じていく必要があります。早期に発見し、早い段階から支援を行っていくことができるよう、各種関係機関との連携強化を図る必要があります。また妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族の理解と協力、住環境、職場環境など、妊産婦を取り巻く環境の改善も求められます。
- 結婚年齢、出産年齢の上昇や医療技術の進歩にともない、不妊治療を受ける夫婦は増加しており、不妊症に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要です。

★ 目指す姿

いつでも気軽に相談できる場所があり、地域に見守られ、のびのびと安心して子育てすることができる。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	妊娠期から、相談支援、健診への補助、各種教室開催等の支援を行うことで、妊産婦・新生児・乳幼児の健康的な生活に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	家庭訪問により子育ての孤立化予防や不安を軽減することで、住み続けられるまちづくりに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	新生児及び乳幼児の家庭への訪問・健診等を行うことで、子どもに対する虐待や暴力の予防や早期発見に寄与する。

👥 生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦だけでなく、パートナーや他の家族も妊娠・出産・子育てに関心を持ち、自ら知識を深める。 ・健康診査の定期受診等、自分でできる健康管理を行う。 ・子育てに関するサークル・教室等に積極的に参加する。 ・妊産婦やその家族に対する理解を深め、見守り、手助けを行う。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくりに取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組む。

■ 施策の主な取り組み

①妊産婦の健康づくりの推進

母子の健康管理をサポートすることで、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。また、不妊・不育症に悩む家族への支援を行います。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
プレママ教室(母親教室)参加満足度	%	プレママ教室参加者アンケートで「満足度」を80%以上と回答した人数/全回答者数	98.5	100	100	100
産後4か月の時点において香芝市で今後子育てしていきたい人の割合	%	4か月児健診時のアンケート(健やか親子21奈良県統一アンケート)で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人数/全回答者数	96.2	100	100	100

■実施する主な事業

妊娠出産包括支援事業	妊娠・子育て・育児に関する各種相談・訪問・教室等を実施します。また、全妊婦に対して支援プランを作成し、特に支援を必要とされる方には電話支援や個別訪問等を継続して行います。
------------	---

②乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児健診、家庭訪問等を実施し、乳幼児にかかる母子の健康づくりを推進するとともに、子育て不安の解消、養育支援、病気や虐待の未然防止、早期発見に努めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
乳幼児健診受診率	%	各健診受診者数/4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診対象者数	97.2	98.2	98.4	98.6
こんにちは赤ちゃん訪問率	%	訪問世帯数/生後4か月までの子どもがいる世帯数	86.7	100	100	100

■実施する主な事業

乳幼児健診事業	乳幼児の節目の年齢(4か月・1歳6か月・3歳6か月)において健診を実施し、成長・発達の確認を行います。
乳幼児相談及び教室事業	乳幼児期に関する相談のほか、歯びか教室、離乳食教室、子育て交流会等を行います。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師等が訪問します。特に支援を必要とされる母子には継続して訪問します。

■関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援/②児童虐待防止の推進
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみの子どもの支援
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実/②感染症対策の推進
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供/②男女共同参画によるまちづくりの推進

■関連部門計画

- 第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画

施策2 子育て支援の充実

🔍 現状と課題

- 近年、本市においても出生数は減少傾向であり、年齢3区分人口比では、年少人口（0～14歳）の割合は若干の減少傾向で推移しています。
- 共働き家庭が増加しており、子育て支援のニーズの多様化に対応していく必要があります。安心して子どもを産み育てられるよう、保育所や幼稚園等での保育サービスの充実はもちろんのこと、地域の相互協力の仕組み（ファミリー・サポート・センター）の活用促進、地域子育て支援拠点機能の充実、学童保育所や放課後子ども教室の運営推進など、子どもの年齢に合わせた十分な受入れ体制を確保する必要があります。
- 核家族化が進み、身近な相談者や支援者がおらず、子育てへ負担感や孤立感を持つ親が増えています。子育てしやすい社会環境づくりや市民主体の子育て支援活動の展開、父親の育児参加やワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）の推進など、関係機関と連携し、適切な支援につなげていくことが必要です。
- 地域のつながりが希薄になってきている昨今においては、地域ぐるみで子育てを支える気持ちを喚起し、地域での見守り活動、交流・居場所づくり等が活発に行われ、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりが求められています。
- 児童虐待の相談対応件数は増加しており、また虐待による死亡事例も全国で報告されていることから、早期発見とその家族への支援が重要です。相談事業の認知度向上に努め、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童相談所、警察、医師会等の関係機関や地域との連携を一層深め、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。
- 経済的理由や家庭内の問題等により、生活環境・学習環境が整っていない子どもに対し、生まれ育った環境に将来が左右されることのないよう、食事や健康面での支援、学習習慣の定着に向けた支援を進めることが必要です。

★ 目指す姿

地域の中で、周りの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して子育てができている。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 1 貧困をなくそう	ひとり親家庭に対する就労支援を行い、経済の維持・向上につなげることで、貧困をなくすことに寄与する。
 4 質の高い教育をみんなに	子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、乳幼児の発達・ケアに寄与する。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	男性の育児やワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）等について啓発することで、家事・育児に関する労働を家庭内で平等に共有することに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	ファミリー・サポート・センター等の取り組みを進め、子育てしやすい環境をつくることで、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	児童虐待防止対策の強化、また相談窓口の周知徹底により、子どもに対する虐待や暴力の未然防止につながり、平和で包括的な社会づくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと一緒にサークル・教室等に積極的に参加する。 男性も育児に積極的に参加する。 子どもの見守り活動に積極的に参加する。 子育てに困っている人がいたら、交流の場や相談窓口等を紹介する。 児童虐待(疑い含む)を発見したときは、速やかに子ども家庭相談センター等に知らせる。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> 地域で子どもを見守る環境づくりを行う。 子育てサークルの活動を活性化させる等、地域で親育て・子育てできる場を提供する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 子どもたちを見守る取り組みに積極的に協力する。 子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組む。

施策の主な取り組み

①子育て家庭への支援

子育てに関する経済的・精神的な負担や不安を軽減するために、子育て支援拠点の機能の充実、子育て相談、相互協力の仕組みづくり、情報提供、助言等さまざまな取り組みを推進し、一人ひとりのニーズに合ったサービスにつなげます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
3つの子育て支援拠点で開催する行事の参加率	%	参加者数/3つの子育て支援拠点で年1回ずつ開催する行事の定員総数	72.5	100	100	100
ファミリー・サポート・センター新規登録者数	人	ファミリー・サポート・センターのおねがい会員・サポート会員の新規登録者数	49	50	50	50
自立支援プログラム策定により就労につながった割合	%	就労につながった件数/就労を目標とした自立支援プログラムの策定件数	0	100	100	100

※3つの子育て支援拠点…おうちのこうえん(総合福祉センター)/香芝市子育て支援センター/マミつどいの広場(エコール・マミ)

■実施する主な事業

地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者がつどえる場を確保するとともに、育児コーディネーターが巡回し、子育て相談等を行います。また、4か月児への絵本配布(ブックスタート)、相互協力の仕組みづくり(ファミリーサポート)等を行います。
ひとり親家庭相談・支援事業	相談窓口を設置し、助言・支援を行うほか、教育訓練講座の受講及び、資格取得の促進等のための補助を行います。また、自立支援プログラムを策定して、ハローワークと連携し、就労までをサポートします。

②児童虐待防止の推進

香芝市要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関と連携して、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。また、相談窓口について広く周知し、地域全体で児童虐待を見逃さない取り組みを進めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
児童虐待防止の啓発回数	回	広報紙等による啓発回数	14	15	15	15
児童虐待終結率	%	香芝市要保護児童対策協議会において終結と判断されたケース/虐待として管理しているケース	61	70	70	70

■実施する主な事業

家庭児童相談・支援事業	関係機関連携のもと、支援検討会議等を実施。対象児童の支援プランを作成し、継続した訪問等の支援を行います。
-------------	--



関連する主な施策

- 施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援 ①妊産婦の健康づくりの推進／②乳幼児の健康づくりの推進
- 施策3 就学前教育・保育の充実 ①就学前教育・保育の推進／②就学前教育・保育環境の整備
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみの子どもの支援
- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供
- 施策11 生活困窮者支援の充実 ①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供／②男女共同参画によるまちづくりの推進



関連部門計画

- 第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画

施策3 就学前教育・保育の充実

🔍 現状と課題

- 令和2年(2020年)4月現在、本市には5つの市立保育所、7つの市立幼稚園、2つの市立認定こども園があるほか、私立の保育園・幼稚園・認定こども園が合わせて13施設あります。
- 0歳から5歳の子どもの人数は、令和2年(2020年)3月末現在4,342人で、近年は減少傾向にあり、今後少子化が進むことが見込まれます。
- 平成27年(2015年)にスタートした子ども・子育て支援新制度では、認定こども園化の促進や小学校就学前教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進しています。
- 共働き家庭の増加や家庭環境、仕事環境の多様化等により、保育所等での保育を必要とする世帯は増加傾向にあります。本市においては、市立幼稚園の認定こども園化や小規模保育園の開園などにより、待機児童対策を図り、令和2年(2020年)4月時点の待機児童数は0となっていますが、今後も低年齢児の受け入れ枠を確保できるよう、積極的に取り組む必要があります。
- 市立幼稚園の園児数は減少傾向である反面、幼稚園での3年保育や預かり保育等の保育サービスについては高いニーズがあり、サービスの拡大が求められています。
- 保育所・幼稚園・認定こども園のいずれにおいても質の高い保育・教育が受けられるよう職員の交流や研修を活発に行い、互いに連携を図ることに加え、子どもの発達や学びは連続性と一貫性をもって進めることが重要であることから、子どもたちがスムーズに就学へとつながるよう小学校との連携も強化し、「0歳から15歳までシームレスの子育てサポート」をめざします。
- 保育所・幼稚園等の施設は老朽化が進んでいるため、改修工事を進めていく必要がありますが、多額の費用が見込まれるため、今後の子ども数の推移を見極めた上で、効率的・効果的に保育所・幼稚園の再編や整備を進めていく必要があります。

★ 目指す姿

子どもたちが、安全・安心で健やかに成長することができる環境で
充実した教育・保育を受けている。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 2 飢餓をゼロに	栄養バランスのとれた給食を提供することで、子どもたちの成長に寄与する。
 4 質の高い教育をみんなに	家庭の環境によらず入園できる認定こども園化を推進し、保育所・幼稚園と連携を図ることで、すべての子どもが平等に質の高い就学前教育・保育を受けることに寄与する。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	保育サービスの充実、待機児童の解消に取り組み、育児支援を推進することで、女性の社会参画の機会を確保することに寄与する。
 8 働きがいも経済成長も	保育サービスの充実、待機児童の解消に取り組み、育児支援を推進することで、保護者が安心して働ける環境づくりに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	保育所・幼稚園・認定こども園とその他子育て関連機関が連携することで、子どもに対する虐待や暴力の未然防止、早期発見につながり、平和で包括的な社会づくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス(子育てと仕事の両立)を意識し、家族で協力し合って子育て・教育環境を整える。 ・資格や経験を活かして、教育・保育の支援活動に関わる。 ・ボランティア等の活動に参加し、子育てを支援する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・認定こども園との交流の機会を持つなど、地域で子どもを見守る環境づくりを行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取り組みに積極的に協力する。 ・子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組む。 ・多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努める。

施策の主な取り組み

①就学前教育・保育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園が連携し、健やかな育ちを保障する質の高い教育・保育を行うとともに、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実を図ります。また、今後の子どもの人数の推移に合わせ、効果的・効率的な運営を推進します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
保育所等の待機児童数	人	4月1日時点の保育所等利用待機児童数(厚生労働省の要領による)	0	0	0	0
保育サービスの実施数	事業	4月1日時点において市立及び私立保育所・幼稚園・認定こども園で実施している延長保育・病児保育・一時預かり事業(一般型/幼稚園型)の数	46	49	51	51
認定こども園の設置数	施設	4月1日時点の市内の認定こども園数(累計)	9	11	12	13

■実施する主な事業

保育所・幼稚園・認定こども園運営事業	延長保育や預かり保育などの保育サービスの実施、小規模保育施設の新設や市立幼稚園の認定こども園化による保育利用枠の拡大、3年保育の拡充を進めます。また、園庭の開放や未就園児との交流等、地域の子育てをサポートする事業を実施します。
特別保育等補助事業	私立の保育施設が行う園の整備や延長保育・一時預かり・病児保育など多様な保育サービスに対して補助を行います。

②就学前教育・保育環境の整備

子どもたちが安全・安心、快適に過ごせるよう、施設の老朽化対策として長寿命化に取り組むほか、時代のニーズに応じて施設全般の環境向上や機能の維持・向上を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
保育所・幼稚園・認定こども園施設の長寿命化	棟	長寿命化改修工事が完了した棟数(令和2年度からの累計)	0	3	5	5

■実施する主な事業

幼稚園・保育所・認定こども園施設整備事業	子どもの人数の推移に合わせて計画的に施設の再編や整備を行います。また、状況に応じて修繕する等、日々の維持管理を行います。
----------------------	--



関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援／②児童虐待防止の推進
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみの子どもの支援
- 施策12 人権・多様性の尊重 ②男女共同参画によるまちづくりの推進



関連部門計画

- 第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画
- 公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）
- 香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）

施策4 学校教育の充実

現状と課題

- 全国学力・学習状況調査を概観すると、本市の子どもたちは、成績はよいが、学びへの主体性が低い傾向が見られます。子どもたちが学習内容を自分の生き方や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように、学校教育の充実を図る必要があります。特に、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学習の質を一層高める授業改善に向けた取り組みを活性化していくことが重要です。
- 遠隔・オンライン教育やICT等を活用した家庭学習の推進など、全国的に学校教育の仕組みや学習環境の見直しが求められています。災害等の非常時に限らず、情報技術は今後も飛躍的に進展し、人々の社会生活や日常生活に浸透することが予想されます。児童・生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創造する情報活用能力の育成が求められています。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒数は年々増加しています。また、不登校やDVなど、目の前に困難を抱える子どもたちも少なくありません。一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことができるよう、体制の充実が必要です。また、家庭環境や経済的状况に左右されることなく児童・生徒が希望をもって学びに向かうことができるよう、就学援助制度の充実が求められています。
- いじめの認知件数は年々増加しており、いじめの芽を摘む早期対応ができて一方、多様化・複雑化する事案も多くなっています。平成26年度(2014年度)に策定した「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 教職員の経験年数の均衡が崩れはじめ、経験豊富なベテラン教職員から若手へ知識・技能が十分に継承されない状況があり、若手教職員の資質能力の向上が課題となっています。一方で、蓄積された経験則に頼り過ぎてしまい、ICT活用など時代のニーズに合った学びの手法が浸透し難い状況も見受けられます。これまでの優れた教育実践とICTなどを取り入れた新しい学習スタイルとのベストミックスによる授業改善・指導力の向上が求められています。
- 小1プロブレム、中1ギャップといった教育環境が大きく変化する状況に適応できない子どもたちが増えていきます。保育所・幼稚園等から小学校への就学、小学校から中学校への進学が円滑になるように、子どもたちの交流や教職員の連携を図る必要があります。
- 令和2年(2020年)4月時点、本市には市立小学校が10校、中学校が4校ありますが、いずれの学校施設も老朽化が進んでいるため、改修工事を進めていく必要があります。時代のニーズに応じた整備と併せて効果的かつ効果的に改修を進めていく必要がありますが、子どもの人数が減少していることにともない、余裕教室の有効活用、小学校給食施設の効率的運用など、将来を見据えた施設管理が必要です。

目指す姿

すべての児童・生徒が安全に安心して、
主体的・対話的で深い学びができる環境が整っている。



SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 2 飢餓をゼロに	栄養バランスのとれた給食を提供することで、児童・生徒の成長に寄与する。
 3 すべての人に健康と福祉を	定期的に健康診断を実施することで、児童・生徒の健康に寄与する。
 4 質の高い教育をみんなに	特別支援教育の充実、就学援助制度の実施、教育施設の改良等、さまざまな方面から学習環境を整備するとともに、教職員の資質能力の向上を図ることで、すべての児童・生徒に質の高い学校教育を確保することに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	いじめ対策を強化することで、いじめの未然防止と早期解決につながり、平和で包括的な社会づくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等に参加し、自分の子ども以外の子どもたちとも積極的に関わりを持つ。 ・学校運営に協力する。 ・経験や能力を活かし、学校教育に関わる。 ・学校活動やボランティア活動等に積極的に参加する。 ・学校施設を大切に使用する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・学校運営に対する理解を深め、各種団体や市と連携し、地域で子どもたちの学びと成長を見守る環境づくりを行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・学校運営に対する理解を深め、多様な学びの場の創出、社会見学・就労体験の機会の提供等、行政と連携を図る。



施策の主な取り組み

① 学びの推進・支援

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことで、学ぶ意欲と確かな学力を身に付け、未来を担う子どもたちを育成します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
学校に行くのが楽しい子どもの割合	%	全国学力・学習調査(文部科学省)で「楽しいと思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した人数/全回答者数(小学校5年生・中学校2年生対象)	84.0	84.4	84.8	85.2
国語・算数(数学)の勉強が好きな子どもの割合	%	全国学力・学習調査(文部科学省)で「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した人数/全回答者数(小学校5年生・中学校2年生対象)	62.0	64.0	66.0	68.0
国語・算数(数学)の平均正答率	%	全国学力・学習調査(文部科学省)で問題に正解した人数/全回答者数(小学校5年生・中学校2年生対象)	65.0	67.0	69.0	71.0
児童・生徒のICT活用を指導する能力	%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)で指導する能力4項目に対して「できる」「ややできる」と回答した教員数/全回答者数(市内小中学校教員対象)	56.0	61.0	66.0	71.0

※全国学力・学習状況調査及び学校における教育の情報化の実態等に関する調査の設問は、年度によって若干表現が異なる場合があります。

■実施する主な事業

学力向上推進事業	知・徳・体のバランスの取れた教育内容（読書活動、外国語教育、道徳教育、体力向上等）の充実を図り、学ぶ楽しさと分かる喜びが実感できる授業の創造に向けて、教職員の資質向上を進めます。
教育相談支援事業	一人ひとりに応じた学習環境（特別支援教育・教育相談）を提供します。また、福祉等の関係機関と連携して、いじめの防止や不登校児童生徒の支援に取り組むなど、きめ細かな教育を進めます。

②安心して学べる教育環境の整備

児童生徒が安全で快適に学校生活を送れるよう、学校施設の老朽化対策として長寿命化に取り組むほか、施設全般の環境向上や機能の維持・向上を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
小学校・中学校施設の長寿命化	棟	長寿命化改修工事が完了した棟数（令和2年度からの累計）	0	0	10	19
学校トイレの洋式化	%	トイレの洋式化改修工事が完了した便器数（累計）／改修工事対象便器総数	39.2	68.4	93.0	99.5

■実施する主な事業

小学校施設維持管理事業	子どもの人数の推移に合わせて計画的に施設の再編や整備を進めるとともにICTを活用し、児童生徒がより主体的・協働的に学習できる環境づくりを進めます。また各小学校施設の状況に応じて修繕する等、日々の維持管理を行い、並行してトイレの洋式化を進めます。
中学校施設維持管理事業	子どもの人数の推移に合わせて計画的に施設の再編や整備を進めるとともにICTを活用し、児童生徒がより主体的・協働的に学習できる環境づくりを進めます。また各中学校施設の状況に応じて修繕する等、日々の維持管理を行い、並行してトイレの洋式化を進めます。

関連する主な施策

- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみの子どもの支援
- 施策8 健康づくりの推進 ③望ましい食生活の定着推進
- 施策15 生涯学習とスポーツ活動の充実 ③図書館機能の充実
- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ①二上山博物館機能の充実

関連部門計画

- 第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画
- 香芝市教育大綱
- 香芝市いじめの防止等のための基本的な方針
- 香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）

施策5 家庭・地域・学校の連携

現状と課題

- 人とのつながりの希薄化や核家族化をはじめとする地域社会及び家族の変容、さらには複雑化・多様化する学校現場の課題等を背景に、今後ますます家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育む必要があります。
- 教職員に加えて、多様な経験や専門性を持った方々のサポートを得て学校経営を活性化させるために、コミュニティ協議会、コミュニティ・スクールを実施しています。また、さまざまな場面で地域の方が学校ボランティアとして活動するとともに、児童生徒と交流を深め、地域とともにある学校づくりを推進しています。
- 小学校に就学している児童数は平成23年度（2011年度）以降減少に転じているものの、今後、女性就業率の上昇により、学童保育所（放課後児童クラブ）の利用ニーズは、令和5年度（2023年度）まで微増し、その後緩やかに減少することが見込まれます。利用者数の増加に対する支援員の確保及び施設の確保はもちろんのこと、保育内容の充実、支援員の資質向上にも取り組まなければなりません。また、放課後子ども教室と連動した運用方法の検討も必要です。
- 本市では、香芝市青少年健全育成協議会を設置し、関係機関・団体等と連携して、補導活動、市内巡回を実施するとともに、講演会の開催等、啓発活動を通して、青少年の健全育成を図っています。
- 情報通信技術の進展により、膨大な情報等が氾濫し、SNS等を利用した犯罪被害の危険性も増大しています。また、社会のモラル低下が、青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。
- 青少年を取り巻く環境が変化してきた中で、児童虐待、不登校、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）等、青少年に関わる課題がより深刻化しています。こうした現状に対して、一人ひとりの長所や個性を尊重して健やかに成長できるよう、地域社会の教育機能をより一層向上させていく必要があります。



目指す姿

地域ぐるみで子どもを育て、教育するという意識が共有されており、地域の大人に見守られて子どもがいきいきと活動している。



SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な人材を活用し、地域ぐるみでさまざまな方面から学校をサポートすることで、公正で質の高い学校教育を確保することに寄与する。 ・体験学習を通して仲間との協調性を養うことで、安全で効果的な学習環境を提供できると考えられるため。 ・見守りや巡視活動を続けることで、安全な学習環境の提供につながると考えられるため。
 ジェンダー平等を実現しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育等、学校時間外の子どもの居場所づくりを進めることで、女性の社会参画の機会を確保することに寄与する。
 働きがいも経済成長も	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育等、学校時間外の子どもの居場所づくりを進めることで、保護者が安心して働ける環境づくりに寄与する。
 平和と公正をすべての人に	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの非行防止や犯罪被害防止につながる見守り活動や広報啓発等を続けることで、犯罪や暴力のない平和で包括的な社会づくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス(子育てと仕事の両立)を意識する。 ・子ども同士、保護者同士等の交流の場に積極的に参加する。 ・資格や経験を活かして、活動に参加、協力する。 ・ながら見守り、登下校の見守りボランティア等、常に子どもの見守りを心がける。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校の見守り活動を実施する等、地域で子どもたちを見守り育てていく環境づくりに取り組む。 ・子ども同士、保護者同士の交流の場づくりに取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取り組みに積極的に協力する。 ・ワーク・ライフ・バランス(子育てと仕事の両立)を意識する。



施策の主な取り組み

①地域ぐるみの子どもの支援

経験や専門性をもった地域の人材の参画を進め、家庭と地域と学校が効果的に連携を取り合い、地域ぐるみの教育力向上に取り組めます。また、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるような居場所づくりを進めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
学校・地域パートナーシップ事業地域ボランティア参加者数	人	学校・地域パートナーシップ事業地域ボランティア延べ参加者数	35,695	36,000	38,000	40,000
学童保育所の待機児童数	人	5月1日時点の待機児童数	6	0	0	0

■実施する主な事業

学校・地域パートナーシップ事業	既存の地域力を集約し、学校支援につなげる人材としてコーディネーターを配置し、地域ぐるみの学校づくりを行います。また、児童の体験・交流活動を行う放課後子ども教室や、生徒の通常学習の補完的な役割としての学習支援等を行う地域未来塾を実施します。
学童保育運営事業	学童保育所で安定した保育を提供できるよう、指定管理者制度による効果的・効率的な運営を行います。また、保育ニーズに合わせて、小学校の余裕教室等を活用した入所定員枠の拡充を図ります。
学童保育所施設維持管理事業	今後の児童数の増減、多様化するニーズに対応した施設の整備及び維持・管理を行います。

②青少年の健やかな育成

青少年の社会性の萌芽や新たな気付き、地域の魅力発見につながる機会の創出、また地域・家庭・学校・行政等が連携して青少年の健全育成に資する環境づくりを進めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
青少年交流事業参加者数	人	子どもフェスティバル及び青少年指導員協議会等による体験学習の参加者数	2,390	2,500	2,500	2,500
「少年の主張」作文参加割合	%	「少年の主張」作文応募者数／対象学年総数(小学校5・6年生及び中学校1・2・3年生)	83.8	84	85	86

■実施する主な事業

青少年体験交流事業	子どもフェスティバルのほか、自然体験・生活体験など年間を通じて各種イベント・講座等を開催します。
青少年健全育成事業	下校巡視や市内一斉巡視、店舗等の立ち入り調査を行い、非行の早期発見や犯罪に関わることを未然に防ぐとともに、「少年の主張」作文コンクールの開催やさまざまな媒体を使った広報啓発活動を実施します。



関連する主な施策

- 施策4 学校教育の充実 ①学びの推進・支援
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①自治会活動の支援／②市民公益活動団体の支援



関連部門計画

- 第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画
- 第2次香芝市生涯学習推進基本計画

政策2 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。(健康・福祉)

施策6 地域福祉の推進

現状と課題

- 平成30年(2018年)4月に改正「社会福祉法」が施行され、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、すべての人々が連携して地域福祉の推進に努めることが定められました。
- 本市では、さまざまな地域団体や個人、事業者によって地域福祉の取り組みが行われているほか、令和2年(2020年)3月末時点において約2,700人のかたがボランティア登録やボランティア団体等に参加するなどして、活動されています。近年、身近な関係でなければ発見・解決が困難な虐待、孤立等、問題が複雑・多様化しており、これら個人及び団体間のネットワークの強化を図り、地域の課題を共有する仕組みづくりを行う必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みを次世代にも受け継いでいく必要がありますが、生産年齢人口の減少や社会資源の減少が進み、コミュニティの在り方やコミュニケーションの方法についての考え方も変化していく中、新たな社会資源の発掘やICTの積極的な活用が求められています。
- 8050問題と同様に、親の高齢化や、親亡き後の障がい者に対する見守りや生活支援等が必要となるケースが増加していくことが見込まれます。地域福祉を取り巻く複雑な課題や現行の制度の狭間にあるさまざまな課題に対して、包括的に支援することができる仕組みづくりが必要となります。
- 今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、福祉人材の確保・育成が重要な課題です。地域福祉活動に参加する人を増やしていくため、ボランティア養成講座のほか、福祉や介護などに関する専門的な知識・技能を習得できる講座の開催等、総合的・効率的に人材を育成していく必要があります。

目指す姿

多様な主体による地域福祉活動が活発に取り組まれており、地域で互いに支え合いながら安心して暮らすことができている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	地域住民等の支え合いにより福祉を実現していくことで、健康的な生活を確保し、福祉を増進することに寄与する。
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	必要な情報を適切に提供することで、すべての市民がそのニーズに応じた福祉サービスを等しく受ける機会の提供に寄与する。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	サロンの設置や多様な担い手の育成を行うなど、地域で支え合う仕組みづくりを進めることで、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で住み続けられるまちづくりに寄与する。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	虐待の未然防止に取り組むことで、平和で包摂的な社会を目指すことに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・普段からあいさつや声をかけ合うなど、近隣のつながりを大切にします。 ・地域行事やイベントに積極的に参加して、地域との関係性を深めるとともに、参加しやすい雰囲気づくりを心がける。 ・支援が必要な人がいるときは、積極的に見守りや助け合いを行う。 ・ボランティア活動や地域福祉活動に参加する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や事業者等と連携し、自助・共助・公助が有機的に組み合わせられた地域福祉活動の推進に取り組む。 ・高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や団体等と連携し、自助・共助・公助が有機的に組み合わせられた地域福祉活動の推進に取り組む。 ・高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ・ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図る。

■ 施策の主な取り組み

① 総合的な福祉サービスの提供

市民が必要な情報を取得することができ、また安心して福祉サービスを利用することができるように香芝市総合福祉センターを福祉サービスの総合的な拠点として維持・運営します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
総合福祉センター貸室の利用率	%	年間稼働枠数／年間利用可能枠数	50	55	60	65
総合福祉センターサービス提供満足度	%	施設に関するアンケートで「満足」と回答した人数／全回答者数（センター来訪者対象）	—	70	80	90

■ 実施する主な事業

総合福祉センター管理運営事業	総合福祉センター施設の維持管理、貸室（全8室）の利活用の促進、かしば・屯鶴峯温泉の運営を行います。
----------------	---

② 地域で支え合う仕組みづくり

地域住民の交流を促進するとともに、地域福祉を担う団体等を支援することで、地域の多様な主体により生活課題・福祉課題を解決するための支援が包括的に提供される仕組みづくりを進めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
地域福祉計画目標達成率	%	各事業の評価指数の合計／各事業の評価指数の最大値の合計	70	80	85	90
小地域福祉活動実施地域	%	地域福祉推進委員会又はふれあいいきいきサロンが設置されている地域数（累計）／設置対象地域数（全47地域）	68.0	78.7	89.3	100.0

■ 実施する主な事業

地域福祉推進事業	市内各地域にふれあいいきいきサロン等の活動組織を設置します。また、ボランティア活動の推進及び民生委員・児童委員や保護司等の支援を行い、各関係団体、組織間の連携を図ります。
----------	---



関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援／②児童虐待防止の推進
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実
- 施策8 健康づくりの推進 ①健康的な生活習慣の推進／②心の健康づくりの推進
- 施策9 高齢者福祉の充実 ①自立支援・介護予防・重度化防止の推進／②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障がい者福祉の充実 ①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策11 生活困窮者支援の充実 ①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①自治会活動の支援／②市民公益活動団体の支援
- 施策20 災害対策の強化 ④自主防災力の向上
- 施策21 生活安全対策の強化 ①防犯意識の向上



関連部門計画

- 第3期香芝市地域福祉計画・第3期香芝市地域福祉活動計画

施策7 医療提供体制の充実

現状と課題

- 令和元年度(2019年度)末における市内の医療施設数は、病院・診療所63施設、歯科医院41施設となっています。総合病院としては、平成29年(2017年)4月に開院した香芝生喜病院が1つあります。
- 休日診療、夜間の小児救急は、葛城地区3市1町(香芝市・大和高田市・葛城市・広陵町)で実施する休日診療所及び橿原市休日夜間応急診療所にて対応し、休日・夜間の産婦人科一次救急医療体制は奈良県との連携により対応しています。また、平成30年(2018年)10月から、葛城地区3市1町で休日・夜間の二次救急輪番体制を実施しており、応需率は上昇傾向になり、照会時間も短縮傾向にあります。今後もこうした連携を維持しながら、地域医療のさらなる充実に向けた取り組みが必要となっています。
- 必要な時に適切な医療が受けられるよう、香芝市医師会と連携を図り、身近なかかりつけ医を持つことを推進しています。また、受診に迷った時の奈良県救急安心センター相談ダイヤル「#7119」や小児救急電話相談「#8000」の周知徹底を図るなど、症状に応じた適切な受診を促しています。
- 高齢化により地域の医療ニーズにも変化が見られ、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療の体制確保とともに、医療・介護の連携強化が重要となっています。また入院患者、救急搬送患者の増加など医療需要の高まりが見込まれており、体制整備も課題です。
- 令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、多くの感染が出たうえ、外出自粛や営業制限がかけられる等、生活や経済活動に重大な影響を及ぼしました。この事態を受け、災害対策だけでなく健康危機に対する意識が高まり、感染拡大対策、医療体制との連携がより強く求められています。
- 予防接種は、感染症拡大を最小限に止めるとともに重症化予防の効果が期待できるため、受診についての積極的な勧奨及び周知・啓発を実施しています。

目指す姿

すべての世代が、かかりつけ医を持ち、適切な時期に適正な医療を受診することができる。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 健康と福祉 すべての人に健康と福祉を	医療機関との連携強化、予防接種の徹底、感染症に関する知識の普及・啓発等を行うことで、平時でも有事でもあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	平時から医師会と連携を図ることにより、災害時や非常時に必要な人が医療にかかる体制を整え、安心して住み続けられるまちづくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・気になることは相談できるかかりつけ医を持つとともに、医療機関での適正な受診を心がける。 ・自分の連絡先や血液型、既往症等を記したメモを持つようにする。 ・AED等に関する講習会に参加し、正しい知識を習得する。 ・感染症についての正しい知識の習得と実践に取り組む。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じ、緊急時の対応など共助の環境づくりに努める。 ・AED等に関する講習会に参加し、正しい知識を習得する。 ・感染症についての正しい知識の習得と実践に取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や介護事業所等が連携し、在宅医療の提供体制を構築する。 ・市と連携協力し、市民の健康づくりの機会を提供する。



施策の主な取り組み

①地域医療体制の充実

市民が必要な時に適切な医療を受けることができるよう、在宅医療の推進、救急医療体制の確保、市医師会・県・近隣市町村等との連携強化を進めます。また、市民への周知・啓発を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
二次救急の応需率	%	受け入れた件数／受け入れ要請件数	76.0	80	82	84
こども救急電話相談 (#8000)の認知度	%	4か月児健診時のアンケート(健やか親子21奈良県統一アンケート)で「知っている」と回答した人数／全回答者数	93.4	95	95	95

■実施する主な事業

夜間休日応急体制充実事業	葛城地区3市1町と病院で連携し、休日・夜間の診療所運営や二次救急輪番体制実施します。また、救急医療の仕組みやかかりつけ医等に関する啓発活動を行います。
--------------	---

②感染症対策の推進

感染症の拡大防止と重症化予防のため、各種予防接種の受診の徹底を図ります。また、奈良県や医師会・保健所等の関係機関と連携して新型コロナウイルスを含んだ未知の感染症対策に取り組むとともに、市民に対して社会情勢や環境変化を捉えた啓発を実施します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
MR(麻疹風疹)の接種率	%	各接種者数／MR1期(1歳児)、MR2期(年長児)接種対象者数	92.5	93	95	97
高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	%	65歳以上のインフルエンザ予防接種の接種者数／65歳以上の人口	52.2	55	57	59

■実施する主な事業

予防接種事業	「予防接種法」に基づく定期予防接種(一部、公費負担あり)の実施、未接種者に対する勧奨を行う。また平時から、広報紙等を活用した感染症に関する注意喚起を行います。
感染拡大対策事業	市医師会、北葛城地区医師会(香芝市・葛城市・広陵町・上牧町・王寺町・河合町)との連携会議を開催し、有事の際の対応について情報共有するとともに、その体制を整えます。



関連する主な施策

- 施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援 ①妊産婦の健康づくりの推進／②乳幼児の健康づくりの推進
- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供
- 施策8 健康づくりの推進 ①健康的な生活習慣の推進／②心の健康づくりの推進
- 施策9 高齢者福祉の充実 ②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障がい者福祉の充実 ①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり



関連部門計画

- 健康かしば21（第2次香芝市健康増進計画）
- 香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 香芝市危機管理指針

施策8 健康づくりの推進

現状と課題

- 本市では、「健康かしば21」（第2次香芝市健康増進計画）を策定し、「乳幼児世代・若者世代・成人世代・壮年期世代・高齢期世代」の5つの世代別課題に応じた健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 近年、死因の上位を占める4大疾患（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）などの生活習慣病の予防が大きな課題とされています。また、精神疾患は、糖尿病に続いて多くなっており、うつ病・自殺・アルコール依存症などこころの健康対策が重要となってきています。平成30年（2018年）の本市の死因別死亡順位は悪性新生物28.9%、心疾患19.3%、肺炎8.3%、脳血管疾患6.7%となっています。
- 日本の平均寿命は世界最高水準にありますが、今後も平均寿命が延びることが予測されており、健康寿命を延ばすことが求められています。健康に対する関心が高まってきているものの、本市におけるがん検診や特定健診等の健（検）診受診率や特定保健指導の利用率は、いずれも国の目標に達していない状況です。定期的かつ気軽に受診できる環境づくりを進めるほか、周知・啓発を徹底し、受診率や利用率の向上につなげ、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療及び重症化予防を推進していく必要があります。
- 本市では、平成30年（2018年）4月に「香芝市受動喫煙防止条例」を制定し、望まない受動喫煙の防止を広く呼びかけ、公共施設の敷地内禁煙にも取り組んでいます。国においても、平成30年（2018年）7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年（2020年）4月から多くの施設において屋内が原則禁煙となっており、さらなる取り組みの推進が求められています。
- 平成30年（2018年）3月、「第2次香芝市食育推進計画」を策定し、市民の食生活の改善に取り組んでいます。運動や食育の推進は、市民による健康ボランティアが中心となり、市民自ら健康づくりを進められるような事業を行っており、今後も取り組みを継続する必要があります。
- 国内の自殺者は年間約2万人（令和元年末時点）となっており、社会問題となっています。平成28年（2016年）4月に「自殺対策基本法」が一部改正され、すべての自治体で地域の実情を勘案した自殺対策計画の策定が義務付けられ、本市においても、平成31年（2019年）3月、「香芝市自殺対策計画」を策定しました。特に本市で自殺死亡率の高い壮年期世代や若者世代に対する自殺対策を総合的・効果的に推進していく必要があります。
- 核家族化等により家庭や地域社会におけるコミュニケーションが不足し、社会との接点を失うことで、若年無業者（ニート）やひきこもりが増加している現状があります。今後支援が必要なケースがますます増加すると見込まれる中で、行政での支援に加えて地域での発見及び相談窓口への繋がりが重要となります。本市では、いち早く青少年に関わる課題に取り組み、この相談窓口をより多くの市民に対して周知し、地域での取り組みを推進していく必要があります。



目指す姿

健康に関する正しい知識を得て、自らの健康を意識し積極的に健康づくりに取り組んでいる。



SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 2 飢餓をゼロに	各種講座・教室を行い、食と栄養に関する知識を普及させることで、妊産婦や乳幼児、高齢者など各世代の栄養改善に寄与する。
 3 すべての人に健康と福祉を	市民が健康への意識を高め、自ら健康づくりを实践するよう各種検（健）診の実施、教室の開催等を行うことで、あらゆる年齢のすべての人々の身体及び精神の健康的な生活を確保し、福祉を促進することに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康に関心を持ち、楽しく自分に合った健康づくりを実践する。 ・適度な運動を習慣化するとともに、バランスの取れた食事をし、規則正しい生活を送る。 ・定期的に健康診断を受診し、病気の早期発見・早期治療に努める。 ・心の健康を意識して、ストレスを溜めないようにする。 ・一人ひとりが、悩んでいる人に気付き、声をかけ、見守り、必要などときには相談窓口を紹介する。 ・一人ひとりが、望まない受動喫煙を防ぐことを意識する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、住民相互の交流を図りながら、楽しく健康づくりが行える活動を展開する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対して、健康診断の受診勧奨を行う。 ・受動喫煙対策を講じる。 ・生活習慣病の重症化予防に向け、市と連携して情報提供や相談支援を行う。



施策の主な取り組み

①健康的な生活習慣の推進

病気の予防、早期発見・早期治療に取り組む等、市民一人ひとりが「自らの健康は自らで守る」という意識を持ち、主体的に健康づくりを進めるために、各種健(検)診・教室・相談・啓発活動の充実を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
5大がん検診受診者数	人	5大がん検診の受診者数	6,034	6,200	6,400	6,600
特定健康診査受診率	%	特定健診受診者/特定健診受診対象者	34.2	60	60	60

■実施する主な事業

がん検診事業	定期的ながん検診を受けられるよう集団がん検診の実施に加え、検診費用の補助を行います。また、検診の重要性について啓発を行い、がんの早期発見に努めます。
健康づくりに関する教育事業	健康づくり教室、講演会、健康相談等を実施します。また、健康ボランティアを育成し、地域で健康づくりのための体操や知識の普及活動等を行う取り組みを進めます。
医療費適正化事業	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を行います。

②心の健康づくりの推進

生きづらさを感じているかたが、心の健康相談や臨床心理士によるカウンセリング、発達相談を受けることができる環境を整え、自殺予防対策やメンタルヘルス支援を行い、精神的に安定した生活ができるよう支援します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
自殺死亡率の減少	—	人口10万人当たりの自殺者数*(暦年単位)	13.4	11.4	10.2	9.0
子ども・若者相談支援件数	件	相談件数	49	60	70	80

※単年では変化の差が大きくなる恐れがあるため、毎年直近3年間の自殺者数から自殺死亡率を算出

■実施する主な事業

精神保健事業	臨床心理士によるカウンセリング、心理検査等を受けることのできる専用窓口を設けます。また、心の健康に関する講演会の開催、ゲートキーパーの育成を行います。
子ども・若者相談支援事業	15歳から概ね39歳までを対象に、自立支援に関する相談窓口を設け、支援します。

③望ましい食生活の定着推進

食生活と栄養についての知識の普及を進め、健全な食生活を実践できる習慣を身に付けることができるようにします。また、学校給食への地元食材の使用、料理教室等の開催を通じて、子どものころから「食」について考える環境づくりを進めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
食に関する教室の参加率	%	参加者数/離乳食・食生活・料理講習会等の定員総数	57	65	70	75
食事バランスが取れている人の割合	%	食育調査で「1日2回以上食事をとり、主食+主菜+副菜を食べる」と回答した人数/全回答者数(20歳以上の市民の方対象)	41.4*	55	60	70

※食事バランスが取れている人の割合の現状値(R1)は、小学生・中学生の保護者を対象としたアンケートにおける数値

■実施する主な事業

食育推進事業	離乳食教室、乳幼児栄養相談等の各種教室及び栄養指導の実施、食生活等に関する講演会の開催を行います。また、夏休みを利用して子ども向けの料理教室等を開催します。
--------	--



関連する主な施策

- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ②青少年の健やかな育成
- 施策6 地域福祉の推進 ①地域で支え合う仕組みづくり
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実/②感染症対策の推進



関連部門計画

- 健康かしば21(第2次香芝市健康増進計画)
- 香芝市自殺対策計画
- 第2次香芝市食育推進計画
- 香芝市国民健康保険第2期データヘルス計画第3期特定健康診査等実施計画

施策9 高齢者福祉の充実

🔍 現状と課題

- 本市の高齢者人口（65歳以上人口）は、全国・奈良県と比べ低く推移しており、令和2年（2020年）3月末時点では、高齢者人口は18,347人、高齢化率は23.14%、要介護認定率は14.5%となっています。しかし今後は、高齢化が進行し、令和17年（2035年）には高齢者人口は約23,000人となり、高齢化率は30%を超えることが予測されています（社人研推計）。
- 今後、高齢化が進行していく中で、自立支援や介護予防、重度化防止への取り組みがより重要となってきており、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化が求められています。本市では令和2年度（2020年度）に、市全域に1か所であった地域包括支援センターを3か所に拡充し、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、より身近な地域できめ細かな相談・支援を行っており、その役割を一層高めていく必要があります。
- 地域の中で、一人ひとりが孤立することなくお互いに支え合い、生き生きと過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、地域サロン等の住民同士のつながりの場を創出する等、地域で支え合う仕組みづくりを進める必要があります。
- 核家族化や一人暮らし等により、家族の介護力が低下していることに加え、少子高齢化により介護の担い手不足が予想されるため、地域住民一人ひとりのコミュニティ意識を醸成し、互助による地域力の活性が求められるため、生活支援体制の充実を図る必要があります。
- 団塊世代のすべてが後期高齢者となる令和7年（2025年）には、高齢者の5人に1人は何らかの認知症状があるとされています。認知症の早期診断・早期対応につながるよう、多職種連携による支援、ガイドブック等による認知症に関する知識の普及・啓発、周囲の人の理解促進に向けた施策を充実させ、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが必要です。

★ 目指す姿

**地域全体での支え合いの意識が浸透し、
高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生活できている。**

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 全てのの人に健康と福祉を	高齢者福祉サービスを充実させることで、健康的な生活を確保し、福祉を促進することに寄与する。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	家族介護教室の開催、また介護に関する知識の普及・啓発を行うことで、家庭内での介護や家事労働を認識・評価することに寄与する。
 10 人や国の不平等をなくそう	高齢者が地域に関わり、社会参加しやすい環境づくりを進めることで、一人ひとりの知識や経験、能力を強化し、平等に社会・経済・政治へ参加することに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	住民同士のつながりの場や地域で支え合う仕組みづくりを進めることで、誰もが住み続けられるまちづくりに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	地域で支え合う活動を展開することで、高齢者に対する虐待や暴力の未然防止につながり、平和で包括的な社会づくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室に参加するなど、自らの介護予防に努める。 ・無理のない範囲で体を動かすことを心がける。 ・地域や社会とのつながりを持つために、地域活動や仲間づくりに積極的に取り組む。 ・外出を心がけ、積極的にイベント等に参加する。 ・認知症について理解を深め、本人や家族の不安や苦悩を感じとり、温かく支え見守る。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で高齢者が気軽に集える場をつくる。 ・高齢者の見守り活動を行うなど、地域で助け合える環境づくりに努める。 ・認知症などに対するサポートの必要性についての理解促進に努める。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り活動を行う。 ・高齢者の雇用を積極的に行うなど、地域で助け合える環境づくりに努める。 ・高齢者を支援する地域のネットワークづくりに寄与し、医療・介護等の関係機関が連携してサービス提供できる体制を推進する。 ・利用者に適したサービスを提供するよう、介護サービスの質の向上に努める。



施策の主な取り組み

① 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

高齢者が生き生きと自立した生活が送れるよう、地域のニーズや課題、活用できる社会資源を把握し、自立支援・介護予防・重度化防止に向けた各種サービスを展開します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
地域活動による『通いの場』の設置割合	%	「いきいき百歳体操」が行われた地域数／設置対象地域数（全50地域）	30.0	84.0	94.0	100.0

■実施する主な事業

介護予防・日常生活支援 総合事業	<p>掃除や買い物等の日常生活支援、運動教室や栄養・口腔機能指導等の介護予防サービス等に加え、地域における通いの場の創出、介護予防に関するボランティアの育成等の助け合い・支え合いの仕組みづくりを推進します。また、事業所等の専門職が行うサービスに加え、地域住民や企業等の多様な主体によるサービスも提供できるよう展開していきます。</p>
---------------------	---

② 日常生活を支援する体制の整備

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域住民や事業者等の協力も得ながら、高齢者の安全で安心な日常生活が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化を進め、介護等が必要になっても住み慣れた地域で過ごすことができる仕組みづくりを推進します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
地域で孤立せず生活できている高齢者の割合	%	介護保険意向調査で「心配事や愚痴を聞いてくれる人が1人以上いる」と回答した人数／全回答者数（65歳以上の市民の方対象）	89.1	89.5	90.0	90.5
認知症サポーター養成人数	人	認知症サポーター養成講座に参加した人数（平成22年度からの累計）	3,843	4,800	5,600	6,400

■実施する主な事業

高齢者のための支援体制整備事業	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図ります。介護を必要とする人の家族に対する支援、また、医療・介護サービス事業者等との連携強化等を行い、包括的に支援できる体制を充実させます。認知症の方に対する支援、高齢者の権利擁護及び虐待防止対策等高齢者の安全・安心につながる支援を行います。
介護予防支援事業	地域包括支援センターで、要支援者等の認定を持つ方が、必要な介護サービス等を受けられるよう支援します。
生きがい対策事業	敬老会の開催等、高齢者の社会参加を促進し、生きがいのある暮らしの支援を行います。

③介護保険給付の適正化

介護給付費の適正給付に取り組み、介護保険制度の財政的な健全性を確保し、安定的な運営を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
居宅サービス費 (1人当たりの給付額)	円/月	居宅サービスに係る給付費を利用者数で除した金額	104,141	110,000	110,000	110,000

■実施する主な事業

介護保険給付適正化事業	給付の現状分析、ケアプラン点検及び介護サービス事業所に対する実地指導を行います。
-------------	--

関連する主な施策

- 施策 6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供／②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策 7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実／②感染症対策の推進
- 施策 12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供
- 施策 13 地域コミュニティの醸成・活性化 ②市民公益活動団体の支援

関連部門計画

- 香芝市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

施策10 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 平成28年(2016年)4月に施行された「障害者差別解消法」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げており、行政及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めています。
- 本市では、相談支援や生活支援、就労支援等を進めてきましたが、近年、核家族化や介護する家族の高齢化等による家族介護力の低下、また「親亡き後問題」の深刻化が課題であり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域生活への移行、グループホーム等の体験、緊急時の受入対応体制の確保など、地域生活支援拠点としての機能を充実するための体制づくりを進める必要があります。
- 本市では令和2年(2020年)4月に「香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。市全体でコミュニケーションに障がいを抱える方々に対する理解を深め、関係機関だけでなく、市民や事業者の協力を得ながら、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保、情報のバリアフリー化等、環境整備に取り組むことが重要です。
- 就労のための支援を受け一般就労につながるケースは依然少数にとどまっています。一人ひとりの個性と能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、多様な就労機会と社会参加の機会づくりを促進する必要があります。
- また、平成30年(2018年)4月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、企業の障がい者法定雇用率が2.2%となったほか、障がい者雇用義務の対象となる事業所が、従業員45.5人以上の事業所に拡大されたこともあり、市内事業者との連携体制も重要となっています。
- 令和元年度(2019年度)末時点における児童発達支援制度の利用者数は、平成29年度(2017年度)からの3年間で約30%増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。必要な支援を受けることができるよう、適切な制度運用とサポート体制の構築が課題です。

目指す姿

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営み、自分らしく生き生きと安心して暮らすことができている。



SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	障がい福祉サービスを充実させることで、健康的な生活を確保し、福祉を促進することに寄与する。
 4 質の高い教育をみんなに	障がい者の社会参加の支援を行うことで、すべての人の公正な学びを確保し、生涯学習の機会を促進することに寄与する。
 8 働きがいも経済成長も	障がい者の社会参加及び就労支援を行うことで、その人に合った雇用、働きがいのある雇用を促進することに寄与する。
 10 人や国の不平等をなくそう	障がい者が安心して日常生活及び社会生活を営むことができる環境づくりを進めることで、一人ひとりの知識や経験、能力を活かし、平等に社会・経済・政治へ参加することに寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	障がい者に対する理解を促進し、地域で支え合う活動を展開することで、障がい者に対する虐待や暴力の未然防止につながり、平和で包摂的な社会づくりに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する理解を深め、自立するための適切な配慮や必要に応じた支援を行うなど、障がい者が地域活動に参加しやすい環境をつくる。 移動など日常生活で困っている障がい者がいれば、手助けをする。 障がい者とその家族が孤立しないよう声をかけあうなど見守りを行う。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> 共助の意識を高め、障がい者とその家族が地域で孤立することがないように、地域において支え合う活動を展開する。 障がい者に対する理解を深め、社会参加を支援する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用に対する理解を深め、就労機会・就労場の拡大を図る。 適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障がい者の日常生活等を支援する。



施策の主な取り組み

①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり

障がい者が安全・安心な環境のもと、自立した生活ができるよう、基盤整備を進めるとともに、障がい者の日常生活及び社会生活におけるニーズに対応した細やかなサービスを展開します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
意思疎通支援事業の登録者数	人	香芝市意思疎通支援者名簿(手話通訳・要約筆記)に登録されている人数(累計)	33	35	37	40
手話奉仕員の養成人数	人	手話奉仕員養成講座を受講した人数(平成14年度からの累計)	500	550	600	650
障がい者の職場体験受け入れ人数	人	市が職場体験として受け入れた人数	4	8	12	16
優先調達金額	千円	障がい者就労施設等からの物品等の調達金額	498	600	700	800

■実施する主な事業

地域生活支援事業	総合的な相談支援をはじめ、日常生活用具の給付や入浴、移動等日常生活における支援や意思疎通支援者の派遣等によるコミュニケーションや情報取得に関する支援を行います。また、障がい者の社会参加に対する支援や職業訓練に要する費用の助成を行うなど、障がい者の地域における日常生活や社会生活のニーズに対応した福祉サービスの提供を行います。
----------	--



関連する主な施策

- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供／②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ②市民公益活動団体の支援
- 施策15 生涯学習とスポーツ活動の充実 ①生涯学習機会の充実
- 施策26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実 ②バリアフリー化の推進



関連部門計画

- 第2期香芝市障がい者計画
- 第6期香芝市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
- 香芝市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

施策Ⅱ 生活困窮者支援の充実

現状と課題

- 平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援制度」が始まり、本市でも奈良県や他市町村、支援機関等と連携しながら、就職、住居、家計管理等の支援体制の充実を進め、生活困窮者に寄り添いながら支援を行っています。
- 高齢化・核家族化、ひとり親家庭の増加などにより、相談件数は増加傾向にあり、またその相談内容も複雑・多様化しています。個々の状況が異なる中、いかに本人に合った自立支援に結び付けるかが課題です。
- 生活困窮者が抱える課題を解決するためには、医療機関や介護保険事業所等との連携・協力も必要不可欠であり、協力体制を強化する必要があります。
- 問題を抱えたまま相談することができず、地域に潜在している生活困窮者を相談窓口へ結び付け、支援へとつなげる仕組みづくりが必要です。
- 子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮世帯の自立支援や子どもの居場所づくりなどを進める必要があります。

目指す姿

生活困窮者が各自の能力を活かしながら、経済的・精神的に自立できる社会

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 1 貧困をなくそう	生活困窮者に対する就労支援を行い、家庭生活の維持・向上につなげることで、貧困を終わらせることに寄与する。
 2 飢餓をゼロに	貧困を終わらせることで、安全かつ栄養のある食事を継続して摂ることが可能になり、健康維持に寄与する。
 3 すべての人に健康と福祉を	生活困窮者を自立した生活へ導くことで、健康的な生活を確保し、福祉を促進することに寄与する。
 4 質の高い教育をみんなに	生活困窮家庭に対する支援を充実させることで、その子どもたちの学習機会の確保に寄与する。
 8 働きがいも経済成長も	就労に必要な知識の習得及び能力の向上のための訓練等を支援することで、その人に合った雇用、働きがいのある雇用を促進することに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理や就労活動などの自助努力を行う。 ・生活困窮者自立支援制度について理解を深める。 ・困難を抱える人がいたら相談窓口を紹介する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくりに取り組む。 ・自らSOSを発することのできない方が支援につながるよう、対象者の把握や課題解決に向けた支援等に、市と連携して取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・就労実習の受け入れや就労機会の提供を行う。 ・生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向けた中間的就労について理解を深め、受け入れに努める。



施策の主な取り組み

①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実

生活困窮者を自立へとつなげていくために、包括的・継続的な助言・支援を受けることができる相談体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
支援プラン策定により就労につながった割合	%	就労につながった件数/一般就労を目標とした支援プランの策定件数	75	80	85	90

■実施する主な事業

自立支援促進事業	生活困窮者が自立した生活を営むことができるよう、助言・支援を行うほか、個別支援プログラムの作成やハローワークとの連携等により就労支援を行います。
----------	--



関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援
- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実

政策3 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。(人権・協働・文化)

施策12 人権・多様性の尊重

現状と課題

- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めてきたことにより、人権に対する市民の理解と認識は高まりつつあります。一方、グローバル化や情報化の進展など、私たちをとりまく社会・経済環境は急激に変化しており、それにとまなう新たな人権問題の発生が懸念されています。
- 年齢、障がいの有無、生まれや民族等の違いによる偏見や差別はもとより、インターネット利用者による悪質な書き込みやヘイトスピーチ、性的少数者への不十分な理解など、新たな人権問題に対しても、誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会をめざし、豊かな人権感覚や実践的態度が培われるよう、引き続き人権啓発を行うことが重要です。
- 本市は平成19年(2007年)9月に「男女共同参画都市」を宣言し、平成29年(2017年)3月に「人権が尊重され、多様な生き方が選択できるまち 香芝」を基本理念とした「第2次香芝市男女共同参画プラン」を策定しました。男女共同参画社会の実現へ向け、さまざまな施策に取り組んでいますが、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っていることから、市民の男女共同参画意識のさらなる醸成・高揚が求められています。
- 誰もが性別にとらわれず、自らの意思によって個性と能力を発揮できるよう、家庭や職場、学校、地域生活などにおける男女共同参画の実現や、ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 市政に女性の視点を反映するためには、女性が政策・方針決定過程に参画することが必要ですが、市の各種審議会・委員会の女性参画率は横ばいとなっています。男女共同参画を推進するため、市がモデル事業所としての取り組みを推進することが必要です。
- DVの根絶や若年層を対象とした性的被害など、あらゆる暴力を未然に防止する意識啓発を推進する必要があります。



目指す姿

誰もが個人として等しく尊重され、
自らの意思によって個性と能力を発揮できる社会が実現している。



SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 質の高い教育をみんなに	人権教育を推進することで、質の高い教育の提供に寄与する。
 ジェンダー平等を実現しよう	男女共同参画意識の醸成・高揚により、性差による不利益のない社会の実現に寄与する。
 働きがいも経済成長も	男女共同参画意識の醸成・高揚により、自らの意思によって個性と能力を発揮でき、働きがいのある雇用の創出に寄与する。
 人や国の不平等をなくそう	人権啓発により、誰もが個人として等しく尊重されることで、不平等をなくすることに寄与する。
 平和と公正をすべての人に	人権啓発により、誰もが個人として等しく尊重されることで、平和で包括的な社会を目指すことに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や職場において、思いやりを持って人と接する。 家事・育児・介護など、家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。 人権問題への理解と認識を高める。 人権啓発セミナー等へ積極的に参加する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> 民間と行政との適切な役割分担のもと、コミュニティ組織や関係団体等は協働して人権擁護に取り組む。 地域団体における方針決定過程において、女性の参画を進める。 広い世代の男性が地域とつながりを持って活動に参画できるよう、男女が共に担う地域づくりに努める。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> 社員の人権教育等に取り組む。 働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができるよう、「男女雇用機会均等法」の履行確保など雇用環境の整備を図る。 「女性活躍推進法」の趣旨に沿って女性の活躍の推進に関する取り組みを実施する。

■ 施策の主な取り組み

① 人権啓発の推進と学習機会の提供

人権に関する啓発活動や学習機会の提供を通じて、市民の人権への理解や認識の向上を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
市民集会参加者数	人	「人権を考える香芝市民集会」の参加者数	150	180	220	250
人権啓発事業認知度	%	人権に関する市民アンケートで「市が実施する人権啓発事業を知っている」と回答した人数／全回答者数（事業参加者対象）	64	70	80	90

■ 実施する主な事業

人権啓発事業	香芝市人権教育推進協議会や各種団体と連携し、広報活動やセミナー等を開催し、市民へ人権に関する正しい知識や情報を提供します。
--------	---

② 男女共同参画によるまちづくりの推進

男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の提供を通じて、市民の男女共同参画意識のさらなる醸成・高揚を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
市職員の管理職に占める女性割合	%	市職員の女性管理職数／市職員の管理職数	29.7	30	30	30
市の審議会への女性委員登用率	%	審議会等における女性委員数／審議会等における委員数	26.4	30	30	30

■ 実施する主な事業

男女共同参画推進事業	男女共同参画社会への理解を深めるため、父子を対象とした体験型の講習会の実施や市民を対象とした学習会等を開催します。また、関係機関と連携し、女性の就労支援に係るセミナーの実施や相談窓口を開設します。多様な視点を政策方針に取り入れるため、市の審議会への女性登用を促します。
------------	--



関連する主な施策

- 施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援 ①妊産婦の健康づくりの推進／②乳幼児の健康づくりの推進
- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援／②児童虐待防止の推進
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策9 高齢者福祉の充実 ②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障がい者福祉の充実 ①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策14 文化芸術の振興・多文化理解 ②多文化理解と国際交流の推進
- 施策17 商工業の振興 ①企業の活性化



関連部門計画

- 第2次香芝市男女共同参画プラン「すてっぴ」

施策13 地域コミュニティの醸成・活性化

現状と課題

- 家族形態や働き方の多様化などにより、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が懸念されています。自治会加入率は令和元年(2019年)時点で約87%ですが、過去10年で約5ポイント減少しています。自治会は地域コミュニティの核となることから、さらなる加入の促進を行い、地域力を強化することが重要です。
- 市民アンケート結果では、まちづくりや計画づくりに対して、「参加したい」と答えた人の割合は28.6%、「わからない」が50.8%、「参加したくない」が16.4%となっており、地域コミュニティの活性化のためには、市民により一層行政や地域に関心を持ってもらう必要があります。
- 市民公益活動団体は、地域において、福祉、子ども・子育て、文化、まちづくりなど多岐にわたる分野で活躍しており、新たな公共の担い手として重要な役割に位置付けられます。行政と連携しながら、それぞれの地域課題に応じた取り組みを進めることが重要です。そのため、市民公益活動団体の育成支援や活動支援はもちろんのこと、新たな人材の発掘にもつながるような仕組みづくりが必要です。
- 市民、地域団体、事業者との協働によるまちづくりイベント等により、シビックプライド(都市に対する市民の誇り)の醸成をさらに図っていく必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりが「まちの担い手は自分自身」という自治意識を持ち、市民みんなが地域に誇りと愛着を持っている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 11 住み続けられるまちづくりを	自治会活動の支援によって、自治意識と地域力が強化されることで、住み続けられるまちづくりに寄与する。
 17 パートナースhipで目標を達成しよう	市民、地域団体、事業者等の協働によりさまざまな地域課題を解決することで、パートナーシップでの目標達成に寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事やイベント、自治会活動に参加・協力する。 ・社会貢献活動に興味を持ち、ボランティアやNPO活動に参加・協力する。 ・行政からの情報を積極的に収集し、また、市民の声も行政へ届ける。 ・市の企画するワークショップ等に積極的に参加する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事やイベント、自治会活動に参加・協力する。 ・地域住民が参加できる活動のPRや情報発信を行い、組織力の向上に努める。 ・世代間・団体間の交流を積極的に行い、創発性の高いコミュニティを創造する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事やイベント、自治会活動に参加・協力する。 ・地域コミュニティの活性化の取り組みに協力する。

■ 施策の主な取り組み

① 自治会活動の支援

円滑な自治振興の実現のため、地域コミュニティの核である自治会の安定的な運営を支援します。また、自治会の協力のもと、地域の安全安心に関わる設備等の設置を促進します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
自治会加入率	%	自治会加入世帯数／4月1日時点の世帯数	87.2	88	90	92
自治連合会と地域団体との協働事業実施回数	回	自治連合会と地域団体との協働事業実施回数	0	1	2	3

■ 実施する主な事業

自治会活動支援事業	自治会活動や防犯カメラ・防犯灯等の設備の整備に対して、補助金の交付等の支援を行います。また、自治会及び自治連合会と連携し、自治会未加入者への加入促進を図るとともに、自治会と各種地域団体の連携を促進し、地域活動の活性化を図ります。
-----------	--

② 市民公益活動団体の支援

ボランティアや NPO 等の市民公益活動団体の地域での活動を支援することで、地域の活性化を促進します。また、市民公益活動団体同士が繋がり、発展できるように、コーディネーターの役割を担います。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
まちづくり提案活動支援事業補助金申請件数	件	まちづくり提案活動支援事業補助金の申請件数	19	25	25	30

■ 実施する主な事業

市民公益活動団体支援事業	市民公益活動団体の活動に対して、補助金の交付等の支援を行います。また、活動報告会や市民主体のイベントを実施することで、団体同士のつながりや市民や市内事業者等、あらゆる主体との相互交流の機会を設け、市民活動のさらなる活性化を図ります。
--------------	--

■ 関連する主な施策

- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみの子どもの支援
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策9 高齢者福祉の充実 ②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障がい者福祉の充実 ①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策20 災害対策の強化 ③消防団体制の充実／④自主防災力の向上
- 施策21 生活安全対策の強化 ①防犯意識の向上

施策14 文化芸術の振興・多文化共生

現状と課題

- 本市では、文化施設や地域交流センターを拠点として、さまざまな文化活動が行われています。
- 情報化の進展や娯楽の多様化、余暇時間の減少等、さまざまな社会的要因により、文化芸術に触れる機会の減少が懸念されます。
- 文化芸術は、生きがいや喜びをもたらし、豊かな人間性や他者へ共感する心を育むことから、協働・共生による社会基盤の形成や地域福祉・教育の観点からも重要であり、普段は文化芸術に触れることの少ない市民に対しても、どのようにして機会を提供していくか検討することが必要です。
- 本市においても外国人住民は増加傾向にあり、さまざまな国籍・文化をもつ人々が暮らしています。それぞれの文化の違いを理解し、互いに尊重し合えるまちの実現のためには、さらなる異文化交流や文化学習の機会提供が必要です。

目指す姿

多種多様な文化活動が活発に行われ、さまざまな文化が共生する、個性豊かなまちが形成されている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 質の高い教育をみんなに	文化振興や国際交流を通じて、多文化教育の推進に寄与する。
 人や国の不平等をなくそう	文化振興や国際交流による平等な文化活動や学習の機会の提供に寄与する。
 パートナースhipで目標を達成しよう	多文化理解と国際交流により、市民みんながお互いに尊重し、安心して暮らせることができることで、パートナーシップで目標を達成することに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サークルに参加する。 ・ふたかみ文化センターや地域交流センターを利用し、さまざまな活動を行う。 ・地域の外国人と積極的に交流する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動等の機会や場所の提供などにより市民の活動を支援する。 ・活動を展開する中で、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進する。 ・高齢者や若年層向け、また多言語への対応や内容の工夫など、外国人や障がい者の方も参加しやすいよう取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動等の機会や場所の提供などにより市民の活動を支援する。 ・事業を展開する中で、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進する。 ・外国人技能実習生等を雇用するに当たり、日本で安心して生活できるようきめ細かなサポートを行う。

■ 施策の主な取り組み

①文化の発信・創造・交流の支援

多くの市民がさまざまな文化に触れ、多様な見識や価値観を養うことのできる機会を創出します。また、市民の自主的・創造的な文化活動を支援し、文化振興につなげます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
ふたかみ文化センター稼働率	%	年間稼働枠数/年間利用可能枠数	44.2	45	48	50
ふたかみ文化センター利用者数	人	ふたかみ文化センターの利用者数	89,790	97,000	105,000	108,000
地域交流センター稼働率	%	年間稼働枠数/年間利用可能枠数	23.6	25	30	35
地域交流センター利用者数	人	地域交流センターの利用者数	48,620	55,000	66,000	77,000

■実施する主な事業

文化施設管理・運営事業	指定管理者制度による文化施設の維持管理を行い、効率的な運営体制を構築します。また、施設の機能性の向上やイベント開催を通じて、市民の文化活動を促進します。
地域交流センター管理・運営事業	指定管理者制度による地域交流センターの維持管理を行い、効率的な運営体制を構築します。また、施設の機能性の向上やイベント開催を通じて、地域での市民交流を活性化します。

②多文化理解と国際交流の推進

国際理解を通じて、さまざまな文化の在り方や考え方、価値観、感じ方の違いを認め合える風土を醸成します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
国際交流事業実施回数	回	国際交流事業の実施回数	2	3	4	4

■実施する主な事業

文化・国際交流活動事業	国際交流活動を行っている市民、地域団体、事業者等と連携し、セミナーやイベント等を開催します。
-------------	--

関連する主な施策

- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供
- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ②文化財の保護・啓発

施策15 生涯学習とスポーツ活動の充実

🔍 現状と課題

- 価値観の多様化や高齢社会の到来など社会情勢が変化中、生涯を通じた学習で自らの個性と能力を伸ばし、生きがいやゆとりのある生活を求める市民が増えています。しかし、働く世代や若年層では、仕事や育児などで、団体に所属しての余暇活動の時間があまり確保できていない現状もあります。
- 本市は、平成27年(2015年)3月に「第2次香芝市生涯学習推進基本計画」を策定しています。市民一人ひとりが興味・関心や生活スタイルに応じた学習ができ、その成果をまちづくりに活かすことのできるきっかけづくり・機会の提供等に、地域団体や事業者と協働して取り組まなければなりません。また、さまざまな世代のニーズを的確に捉えた情報提供も必要です。
- 中央公民館の利用者数は増加傾向にありますが、今後も活動を継続できるよう学習環境を維持するとともに、団体の支援を行っていく必要があります。
- 本市には総合体育館の他、地域体育館、運動場など、スポーツ施設が9つありますが、利用率が低い施設や時間帯があるという状況にあります。スポーツ施設を有効活用し、スポーツ・レクリエーション関係団体とも連携しながら、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくり、また、子どもから高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じて楽しむことができるよう、新しいカテゴリーのスポーツの導入等の取り組みが必要です。
- 図書館は、市民にとって最も身近な生涯学習の場と言えます。しかし、図書館や書店の在り方が多様化してきた今、市民図書館の貸出冊数、貸出人数は年々減少傾向にあります。
現在、学校や幼稚園、保育所等と連携し、子どもの読書環境の整備を進めていますが、今後とも、より一層の環境整備に努めるほか、電子書籍のようなICTの活用等により、さまざまな理由で来館が困難な状況にあっても、誰もが本に親しむことのできる仕組みづくりが必要です。これからの図書館は、読書する場、交流する場としてだけでなく、地域の拠点として、本を介したさまざまな機能を備えた場所であることが求められています。

★ 目指す姿

いつでも、どこでも、誰でも、
楽しく生涯学習やスポーツに取り組むことができる環境が整っている。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 4 質の高い教育をみんなに	生涯学習及びスポーツ活動の環境整備を進めることで、すべての人に質の高い教育を確保し、活動を促進することに寄与する。
 10 人や国の不平等をなくそう	すべての人に平等に活動の機会を提供することで、一人ひとりの知識や経験、能力を強化し、平等に社会・経済・政治へ参加することの促進に寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・自らを磨くために生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、得られた知識や経験を地域で活かす。 ・中央公民館、総合体育館等の社会教育施設をさまざまな活動の場に活用する。 ・本に親しみ、生涯学習の活動の場、情報収集の場として市民図書館を活用する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が持つ知識・経験を活かし、地域づくりに貢献する活動を行う。 ・生涯学習やスポーツ活動等を活発化するため、担い手の育成に努める。 ・市民の競技水準の向上や体力向上などスポーツ・レクリエーションの振興を支援する。 ・市民図書館の団体貸出等を活用して、身近に本がある環境を作り、本に親しむ機会をつくる。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市や生涯学習関係団体等と連携し、事業者が持つ専門的な知識や技術を提供する。 ・市民の競技水準の向上や体力向上などスポーツ・レクリエーションの振興を支援する。

■ 施策の主な取り組み

①生涯学習機会の充実

「いつでも、どこでも、誰でも」学べる生涯学習社会の実現に向けて、多様な講座を開催するなど学習できる機会と場の充実を図るとともに、成果を活かせる場づくりを行います。併せて生涯学習関係団体の育成・交流を促進します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
中央公民館利用率	%	年間稼働枠数/年間利用可能枠数	32.2	35	35	35
中央公民館利用者数	人	中央公民館の利用者数	69,098	70,000	72,000	74,000

■実施する主な事業

生涯学習機会提供事業	美術展覧会、生涯学習講演会等の各種講座を開催します。また、生涯学習関係団体の育成・交流の環境づくりを行います。
------------	---

②スポーツ活動の充実

地域のスポーツ・レクリエーション関係団体等の多様な主体と協働し、スポーツできる機会と場の充実を図るとともに、総合体育館、健民グラウンド等のスポーツ施設の利用を促進します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
社会体育施設*利用率	%	年間稼働枠数/年間利用可能枠数	48.7	51	51	51
社会体育施設利用者数	人	社会体育施設の利用者数	181,146	220,000	230,000	240,000

※社会体育施設…総合体育館、北部地域体育館、健民運動場、健民テニスコート、高塚グラウンド、高塚テニスコート、観正山グラウンド、高山台グラウンド、いこいの広場(ゲートボール場)

■実施する主な事業

スポーツ活動支援事業	さまざまなスポーツ・レクリエーション教室、イベント等を通年、開催します。また、研修会等の開催によりスポーツ・レクリエーション関係団体の育成を支援します。
------------	--

③図書館機能の充実

市民が幅広い知識や情報を得て、心豊かでいきいきとした人生を送るため、図書館資料や情報の提供だけでなく、学習や活動の場の提供等も行いながら、読書の普及啓発と図書館の利用促進を図り、地域の拠点となる図書館づくりを進めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
蔵書回転率	回	年間貸出冊数／蔵書冊数（蔵書1冊当たりの貸出回数）	1.7	1.8	1.9	2.0
市民図書館来館者数	人	市民図書館の来館者数	—	154,000	159,000	168,000

■実施する主な事業

資料情報提供事業	図書・視聴覚資料等の資料や情報を収集・保存し、提供します。また、図書館の利用が困難な方等には、読書サポート等のサービスの充実を図るとともに、電子書籍の充実や移動図書館車「ぶっくる号」の巡回等により、利用環境の整備を推進します。
読書普及活動事業	図書館でおはなし会や読み聞かせ会等を開催するほか、学校・幼稚園・保育所等を訪問し、ブックトークやおはなし会等を行います。また、各種講座、さまざまな展示イベントを開催します。

関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援
- 施策3 就学前教育・保育の充実 ①就学前教育・保育の推進
- 施策4 学校教育の充実 ①学びの推進・支援
- 施策9 高齢者福祉の充実 ①自立支援・介護予防・重度化防止の推進
- 施策10 障がい者福祉の充実 ①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進と学習機会の提供

関連部門計画

- 第2次香芝市生涯学習推進基本計画
- 香芝市子ども読書活動アクションプラン（第2次香芝市子ども読書活動推進計画）

施策16 歴史文化財の保存と継承・展開

現状と課題

- 市内には寺院や古墳、仏像などの歴史的価値のある文化財が多くあります。令和2年(2020年)3月末時点において、国指定文化財が4件、県指定文化財が8件、市指定文化財が30件、合計42件が指定されています。
- 文化財は、地域の歴史や文化の理解に不可欠であり、「文化財保護法」等に基づき、有効に保存と継承・活用していく必要があります。特に近年では、市民が歴史文化財に触れ、親しむことのできる機会を創出することで地域への愛着と誇りの醸成を図るとともに、観光資源として活用することで交流人口の増加を図る等、文化財を活用した地域活性化という観点が重要視されています。
- 文化財の滅失や散逸等の防止のため、平成31年(2019年)に「文化財保護法」が改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることとされました。引き続き、文化財の所有者や関係団体などと協働し、適切な保護と活用に努める必要があります。
- 埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財)の発掘調査は順調に進展している一方で、その保護をいかに行うかが課題になっています。
- 二上山博物館は、二上山から産出する3つの石(サヌカイト・凝灰岩・金剛砂)にスポットをあてた全国でも珍しい石の博物館として平成4年(1992年)にオープンし、展示だけでなく、イベント・講演会等も開催しており、毎年約7,000人の来館者が訪れています。
- 二上山博物館は、文化財の保存と継承及び活用の拠点として、その機能を維持していくとともに、文化財の調査研究の推進を継続して担っていく必要があります。
- 地域の歴史や文化財に親しみ、その理解を深めるための歴史学習は、市民ニーズに応じて内容の充実を図っていく必要があります。また、小・中学校を対象に、博物館資料を活用した郷土学習授業や、博物館収蔵資料の貸出し等(博学連携事業)を行っています。子どもたちの理解促進のためにも、質の高い学習環境の充実を図る必要があります。

目指す姿

**気軽に文化財について学習できる環境が整備されており、
文化財を通じて、まちに愛着と誇りが持っている。**

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 4 質の高い教育をみんなに	地域の歴史、文化財等を学習する拠点として、二上山博物館の機能を充実させることで、すべての人に質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を提供することに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	郷土の歴史を学び郷土愛が育まれることで、地域の文化財及び自然遺産等の保護・保全の促進に寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	・文化財を大切にする。 ・地域の歴史や文化財に関心を持ち、二上山博物館のイベントや講座等に参加する等して文化財に親しむ。 ・文化財の保存・啓発に関するボランティアに参加する。
地域団体ができること	・地域の歴史や文化財を理解し、文化財の調査・保存・活用・啓発に協力する。
事業者ができること	・地域の歴史や文化財を理解し、文化財の調査・保存・活用・啓発に協力する。



施策の主な取り組み

①二上山博物館機能の充実

地域の歴史・文化を学習する拠点として、また情報発信の拠点として、二上山博物館の機能を充実させます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
博物館入館者数	人	二上山博物館の入館者数	7,479	8,000	8,500	9,000
博学連携参加者数	人	博学連携参加者数	719	800	850	900

■実施する主な事業

博物館活性化事業	文化財等の調査研究を推進し、博物館の展示を充実させるとともに、イベント・講座・展示会等を開催します。また、小学校・中学校と連携した取り組みとして、地元について知る、郷土愛を育てる学習を実施します。
----------	--

②文化財の保護・啓発

文化財を後世に保存・継承するために必要な措置を講ずるとともに、文化財の魅力を発信して、活用及び啓発を行います。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
指定文化財の件数	件	国・県・市指定文化財の件数(累計)	42	43	44	45
史跡公園利用者数	人	尼寺廃寺跡史跡公園・史跡平野塚穴山古墳史跡公園の利用者数	1,585	1,600	1,650	1,700

■実施する主な事業

文化財保護啓発事業	市内にある文化財の基礎資料の収集・蓄積・遺跡の保護等を行います。また、歴史講座やイベントの開催により、文化財・遺跡の活用を図り、広く普及、啓発活動を行います。
-----------	---



関連する主な施策

- 施策4 学校教育の充実 ①学びの推進・支援
- 施策14 文化芸術の振興・多文化共生 ①文化の発信・創造・交流の支援
- 施策19 観光の振興 ①観光情報の発信／②観光資源の魅力向上
- 施策24 自然環境・景観の保全 ①美しい自然環境・景観の保全



関連部門計画

- 第2次香芝市生涯学習推進基本計画

政策4 まちの活力と魅力の向上のために。(産業・観光)

施策17 商工業の振興

現状と課題

- 本市は、大阪市などの大都市圏のベッドタウンとして発展してきたため、昼夜間人口比率は77.9%で県内の12市中11位(平成27年国勢調査)と低く、市内で働く人が少ないということがうかがえます。
- 今後、人口減少が見込まれる中、市が持続的に発展するためには、雇用の創出や商工業の振興が必要です。
- 県内他市と比較した場合では、商業(平成26年商業統計調査)で見ると、市民一人当たりの事業所数は12市中最下位で、商品販売額も12市中11位となっています。また、工業(平成30年工業統計調査)で見ると、市民一人当たりの製造品出荷額、1事業所当たりの従業員数ともに12市中11位となっています。
- 「まち・ひと・しごと創生法」の制定をきっかけに、企業立地の推進、創業支援、市内企業の活性化等の支援制度の新設・拡充に取り組んでいます。
- 起業を目指す方への支援を強化するため、「産業競争力強化法」に基づく「香芝市創業支援事業計画」を策定し、平成26年(2014年)に奈良県で初となる国の認定を受けました。
- 地域ブランド「KASHIBA+」を市のPRツールとして活用するため、市内での認知度の向上と市外への発信力の強化、認定品の拡充が必要です。

目指す姿

商工業の活性化によって、市内で「住む」だけでなく、「働き、消費する」という好循環が生み出されている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 8 働きがいも経済成長も	市内企業が活性化することで、経済成長と働きがいのある雇用を増やすことに寄与する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	市内企業や創業者への支援は、将来の産業の基盤をつくることに寄与する。
 12 つくる責任 つかう責任	市内企業を支援することで、持続可能な生産消費のサイクルを促進することに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で買い物(消費)する。 ・市内で働く。 ・香芝市産のものを生活の中に取り入れる。 ・SNSなどで市内の店舗や特産品情報を発信する。 ・市内産業や企業への理解を深める。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携して地域産業の振興に努める。 ・SNSなどで地域の魅力の情報発信を行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に市民を雇用する。 ・継承されてきた技術等の地域資源を活用し、新たなブランド化等に取り組む。 ・イベント等に参加し、市民に親しまれる企業、商店を目指す。



施策の主な取り組み

①企業の活性化

市内における企業の経済活動の活性化や経済規模の拡大を支援し、地域経済の好循環を促すことで、雇用機会の創出を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
企業立地件数	件	事業計画を認定した企業数(令和元年度からの累計)	1	6	10	14
各種補助金申請件数	件	市補助金4種に対する申請件数(令和元年度からの累計)	7	42	70	98
香芝ブランド認定件数	件	地域ブランド「KASHIBA+」認定件数(令和元年度からの累計)	23	33	43	53

■実施する主な事業

企業支援事業	各種補助制度により、市内企業の経営を支援します。また、企業誘致や市内企業の移転・増設等の企業立地を推進します。地域ブランド「KASHIBA+」の認定品の拡充や市内外での認知度の向上のためのプロモーション活動を実施します。
--------	--

②創業の促進

市内企業の競争力の強化や新たな産業構造の構築、雇用創出の原動力となる新規企業の創業を支援し、地域経済の活性化を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
市内での創業者数	人	市の各種制度を活用して創業した人数(累計)	11	66	110	154

■実施する主な事業

創業促進事業	創業者支援制度や香芝市商工会と連携して実施する創業セミナー等により、市内の創業希望者を育成・支援します。
--------	--



関連する主な施策

- 施策12 人権・多様性の尊重 ②男女共同参画によるまちづくりの推進
- 施策18 農業の振興 ①農業体制の整備および市内農作物の魅力創造
- 施策27 道路整備の充実 ①幹線道路の整備
- 施策29 下水道の整備 ①下水道の整備・更新



関連部門計画

- 香芝市商工振興基本方針
- 香芝市創業支援事業計画
- 導入促進基本計画
- 事業継続力強化支援計画

施策18 農業の振興

🔍 現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や、有害鳥獣による農作物被害が深刻な問題となっています。
- 朝市などの農作物直売所で新鮮な野菜を買う方や、貸し農園等を利用し、自ら野菜を栽培する方が増えています。
- 平成27年(2015年)4月に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。また、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方を示した「都市農業振興基本計画」が平成28年(2016年)5月に策定され、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあり、都市農業は大きな転機を迎えています。
- 平成29年(2017年)6月に施行された「都市緑地法」等の一部改正により、農地が緑地として位置付けられたことも踏まえ、農地の保全・活用に向けた取り組みを検討する必要があります。

★ 目指す姿

農地が適正に保全され、朝市等の利用により農業を身近に感じることができ、地産地消が浸透している。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 2 飢餓をゼロに	農業の生産性を向上させることで、食料不足の解消に寄与する。
 6 安全な水とトイレを世界中に	有機農業を推進することで、水質の保全に寄与する。
 8 働きがいも経済成長も	鳥獣による農作物被害を防ぐことで、農業者の労働意欲の向上に寄与する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	農業従事者の雇用支援を推進することで、農産業の発展に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	有害鳥獣を駆除することで、市民の安全の確保に寄与する。
 12 つくる責任 つかう責任	鳥獣による農作物被害を防ぐことにより、被害を受けた作物を廃棄することがなくなるため、食品ロスに寄与する。
 15 陸の豊かさも守ろう	適正な農地管理を推進することで、自然環境や生態系の保全に寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地元で作られている作物を知り、朝市などで買い物をする。 ・家庭菜園等を行うなど、農業に親しむ。 ・鳥獣のエサとならないよう、生ゴミの出し方を工夫する。 ・生活エリアの水路や池を知る。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・柵や水路、フェンス、水門など、地域での維持管理に取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培を推進する。



施策の主な取り組み

① 農業体制の整備および市内農作物の魅力創造

後継者の支援や新たな担い手育成により、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、農地に出没する有害鳥獣による農作物の被害防止に努めます。また、香芝産酒米等の生産拡大を図り、市内外への販路拡大などに取り組みます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
農業施設の改修達成率	%	改修済み箇所／改修予定箇所	100	100	100	100
市内酒造会社の香芝産酒米使用率	%	香芝産酒米使用量／酒米使用量	13	18	23	28

■ 実施する主な事業

農産物鳥獣被害防止事業	有害鳥獣による農作物被害が発生している地域を的確に把握し、鳥獣を捕獲する猟友会との連携を図りながら対応を行います。
地産地消推進事業	100%香芝産の素材にこだわった農作物の生産拡大や販売の促進、市内学校給食での使用拡大に取り組みます。また、香芝産酒米の生産支援および香芝産酒のブランド化・販路拡大支援などを行います。



関連する主な施策

- 施策17 商工業の振興 ① 企業の活性化
- 施策24 自然環境・景観の保全 ① 美しい自然環境・景観の保全



関連部門計画

- 香芝市鳥獣被害防止計画

施策19 観光の振興

🔍 現状と課題

- 奈良県指定の天然記念物である「どんづる峯」や二上山といった恵まれた自然環境があり、また史跡や古墳等の歴史・文化的に希少な遺産も有しています。
- 例年観光資源を活用したイベントを実施していますが、市民の参加が中心となっているため、SNSを用いた情報発信やインバウンドへの対応など、幅広い層を対象とした観光施策を展開することによって、新たな観光客を獲得することが必要です。
- さらなる効果的な誘客のために、近隣市町村と連携し、広域的な観光振興に努める必要があります。
- 観光資源となる場所や周辺について、未整備の箇所も多く、安全性の確保やアクセス性の向上が求められます。
- 従来の周遊観光だけでなく、産業観光やエコツーリズムなどの地域の特性や独自性を活かした観光の新たな形態（ニューツーリズム）を取り入れながら、今までにはなかった観光資源を発掘し、魅力化していくことが重要です。
- 今後はイベント等における感染症対策等、「新たな生活様式」を取り入れながら、観光の振興に取り組むことが求められます。

★ 目指す姿

観光を目的とした多くの人を訪れることで、市内での消費が促進され、まちにさらなる活気が生まれている。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 8 働きがいも経済成長も	持続可能な観光の振興により、雇用の創出や地場産品の販売促進に寄与する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	観光の振興により、持続可能な産業の基盤づくりに寄与する。
 12 つくる責任 つかう責任	観光の振興により、持続可能な生産消費形態を確保することに寄与する。

👤 生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の魅力をSNSなどで発信する。 ・イベントに積極的に参加する。 ・市内の観光地などの資源を知ること、また実際に行く。 ・まちづくりに積極的に関わる。 ・市内観光地を再発掘する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者のおもてなし環境づくりに努める。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・観光PRと観光客のおもてなしに努める。 ・地域資源を活用した体験型観光メニューを創出する。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。

■ 施策の主な取り組み

① 観光情報の発信

市内の観光情報を発信し、来訪客の増加を図ることで、まちの活力を生み出します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
観光客数	人	市内4地点*の年間推定来訪者数、観光資源を活用したイベント参加者数の合計	40,496	41,000	42,000	43,000

※市内4地点…二上山・どんづる峯・尼寺廃寺跡史跡公園・二上山博物館

■ 実施する主な事業

観光イベント実施事業	市内への来訪客の増加を図るため、観光資源を活用したイベントを実施します。また、パンフレットやSNS等を用いた情報発信、観光に関連したグッズ等の製作を行います。
------------	---

② 観光資源の魅力向上

市内の観光資源の魅力を高めることで、さらなる来訪者の獲得やリピーターの創出を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
観光客の満足度	%	観光客アンケート調査で「香芝市への観光に満足」と回答した人数/全回答者数(二上山・どんづる峯への来訪者対象)	30	40	50	60

■ 実施する主な事業

観光資源魅力向上事業	観光名所への案内標識や解説板の設置、保存を目的とした整備等によって、アクセスや快適性の向上を図ります。
------------	---

関連する主な施策

- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ②文化財の保護・啓発
- 施策17 商工業の振興 ①企業の活性化
- 施策32 情報とICT技術の利活用 ①市政情報の提供と広報力の強化

政策5 まちと人の安全・安心のために。(安全・安心)

施策20 災害対策の強化

現状と課題

- 近年、これまでに経験のない豪雨や地震災害等により、住民や地域が甚大な被害を受ける例が全国的に発生しており、防災・減災の重要性は非常に高まっています。大規模災害による緊急事態においては、正確な情報のもと、適切な対応をとることが求められるため、平時から避難時の初動や避難所の場所等を一層周知し、情報を共有しておく必要があります。
- 災害時においては、個人間の助け合いだけでなく、地域間での助け合いが重要となるため、防災リーダーとして地域組織を牽引できる人材や避難行動要支援者の避難支援も含めた災害発生直後の対応を円滑に行える自主防災組織の育成が求められます。また併せて、自主防災組織と行政の連携強化が必要です。
- 建物倒壊等の被害の抑制のため、一般住宅を対象とする耐震診断事業などを行っていますが、今後計画的に既存建築物の耐震化を進めていくためには、市民の防災意識を高めていく必要があります。
- 避難所における災害対応能力の向上を図るため、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進し、女性や要配慮者等への対応の視点、また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した状況を踏まえ、未知の感染症対策の視点を踏まえた運営体制の構築が求められています。
- 備蓄資機材については、被害想定に対応した防災備蓄品の確保に努めるとともに、アレルギー対応や高齢者などの多様なニーズへの対応が求められています。
- 近年の気候変動による局地的な集中豪雨が増加していることから、浸水被害を減少させるため、ソフト・ハード両面からの取り組みを進めていく必要があります。
- 消防団員が全国的に減少・高齢化傾向にあります。地域防災力の要である消防団が火災等災害発生時に十分に活動できるよう、組織体制を維持・強化していく必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりや地域、行政が一丸となって防災・減災に取り組むことで、災害に対する強靱な基盤ができています。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 2 飢餓をゼロに	・食糧の調達困難な状況において、供給に寄与する。
 3 すべての人に健康と福祉を	・大規模災害発生後の生活環境の回復に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	・火災等危機事象の被害軽減を図り、都市機能の維持に寄与する。
 13 気候変動に具体的な対策を	・自然災害に対して防災・減災対策を講じることで、その被害軽減に寄与する。 ・市管理河川や水路における浸水対策及びため池における貯留施設の整備を進めることで、豪雨等による被害軽減に寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生に備え、日頃から避難所・避難ルートの確認、非常時持出品の用意しておく。 ・家具の転倒防止など地震発生を想定して家内の安全対策を行う。 ・調理器具や暖房器具の取扱いに注意し、火災予防に努める。 ・放火防止のため、家屋周辺を整頓する。 ・防災訓練に積極的に参加する。 ・ハザードマップで危険箇所を把握しておく。 ・AED（自動体外式除細動器）の使い方など応急手当の知識を身につける。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を結成し、共助の取り組みを行う。 ・防災訓練を実施する。 ・地域コミュニティを活かし、災害時における避難行動要支援者の見守り体制を整える。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事業者が有する人的・物的資源を活かし、防災体制を整えとともに、災害時の協力・支援に向けた協定などを締結する。

施策の主な取り組み

① 災害時緊急体制の確立

災害が発生した状況においても、各々が適切な対応・行動を取り、円滑な初動対応・迅速な復旧活動を行えるよう、市職員の災害対応能力の向上を図るとともに、消防団・自主防災組織との連携を強化します。また、避難所の生活環境の向上を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
災害用備蓄充足率	%	想定避難者数に対する食糧備蓄率・飲料水備蓄率・毛布備蓄率、指定避難所数に対するポータブル発電機備蓄率の平均値	56	75	90	100

■ 実施する主な事業

地域防災対策計画関連事業	災害対応のための計画・マニュアルの改正・策定を行います。また、訓練の実施により市職員の災害対応能力の向上を図ります。
防災用品等備蓄事業	女性や要配慮者等への対応、また、新型コロナウイルスを含んだ未知の感染症等の対策を考慮しながら、非常食や生活必需品等の災害用備蓄品を管理するとともに、避難所の良好な生活環境を確保するための資機材の整備を進めます。

② 防災・減災対策の強化

局地的豪雨による浸水被害や洪水時の被害を軽減する事業を推進するとともに、市民の意識高揚を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
住宅耐震化率（耐震シェルター含む）	%	耐震性を有する住宅の数／住宅総数	90	94	96	98
浸水常襲地域内における家屋浸水解消戸数	戸	減災対策（対策対象戸数全298戸）により浸水被害が解消された家屋戸数（累計）	142	142	175	192
ため池治水対策率	%	対策量／大和川総合治水対策協議会における計画対策量	40	53	58	60

■実施する主な事業

住宅耐震化啓発支援事業	耐震改修工事補助や耐震診断の制度充実を図るとともに、広報等で市民へ周知し、住宅耐震化の促進を図ります。
浸水対策事業	市管理河川や水路および道路構造を改良する対策事業を実施します。
大和川流域総合治水対策事業	ため池を活用した貯留施設の整備を計画的に進めます。

③消防団体制の充実

全国的に消防団員が減少傾向にある中で、消防団の人員を確保し、資機材を充実させることで、地域防災力の中核として活動する消防団の機動力を強化します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
消防団員数	人	消防団の団員数	132	132	132	132

■実施する主な事業

消防団活性化事業	消防団の活動や重要性を広報紙やHP等で発信し、消防団に対して、より一層の理解促進を図ります。
----------	--

④自主防災力の向上

防災に関する情報提供や訓練の実施支援等を通じて、地域の自主防災力を強化し、自助・共助による災害対応能力の向上を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(R1)	目標値		
				R6	R10	R14
自主防災組織活動率	%	訓練等を実施した自主防災組織数/自主防災組織数	44	60	70	80

■実施する主な事業

防災意識啓発事業	出前講座の実施や防災訓練の実施支援等を継続して行います。また、防災リーダーの育成支援、各地域に沿った避難所運営マニュアルの作成促進等に取り組みます。
----------	--

関連する主な施策

- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①自治会活動の支援/②市民公益活動団体の支援

関連部門計画

- 香芝市国土強靱化地域計画
- 香芝市地域防災計画
- 香芝市災害時要援護者避難支援計画
- 香芝市水防計画
- 香芝市耐震改修促進計画
- 香芝市国民保護計画

施策2 | 生活安全対策の強化

現状と課題

- 全国的にも香芝市においても、刑法犯発生件数は年々減少傾向にありますが、子どもや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺被害の深刻化など、犯罪対策の課題は少なくありません。
- 犯罪被害を防ぎ、地域社会の安全・安心を守るために、警察や関係団体との連携を強化するとともに、市民一人ひとりが防犯意識を強く持ち、地域住民の自主的な防犯活動を促進することが重要です。
- 特殊詐欺の被害防止に向け、警察署等と連携しながら、さまざまな媒体を通じて詐欺被害の最新の傾向と対策の周知啓発に努め、被害防止対策に取り組む必要があります。
- 消費生活を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、消費者トラブルについても複雑化しています。特にトラブルに巻き込まれやすい高齢者等を見守るとともに、近年では若い世代からのインターネット関連トラブルの相談も増加していることから、新たな消費形態にも対応した情報発信と消費者の知識の醸成を図る必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりが防犯に関する知識と意識を持ち、地域ぐるみで治安を守りながら、安心して暮らすことができている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 16 平和と公正をすべての人に	防犯意識の促進や自主防犯組織の支援を行い、犯罪数を減少させることは、平和で守られた社会を目指すことに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・戸締りの徹底など、防犯意識を強く持つ。 ・防犯カメラやセンサーライトを設置する。 ・ひたたくり防止カバーや防犯ブザーなどを活用し、自らの安全は自らが守るよう行動する。 ・玄関や窓、自転車は二重ロックするよう心がける。 ・各家庭での防犯・安全教育を進める。 ・あいさつや声かけなど、地域内で顔の見える関係をつくる。 ・特殊詐欺を予防するために防犯電話や留守番電話を活用する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における日常のリスクである犯罪を抑止するため、隣近所との顔の見える関係を構築する。 ・防犯カメラや防犯灯の設置等に取り組むとともに、地域ぐるみの防犯活動に取り組む。 ・子ども等の見守り活動、挨拶運動などに地域ぐるみで取り組む。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開する。 ・集客力のある大規模小売店舗等は、防犯カメラや防犯灯の設置等、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努める。

■ 施策の主な取り組み

①防犯意識の向上

市民の防犯意識の向上を図り、自主的な防犯活動を促進することで、安全・安心なまちづくりを推進します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
年間刑法犯認知件数	件	市内における年間刑法犯認知件数(暦年単位)	238	230	220	210
「特殊詐欺」認知件数	件	市内における年間刑法犯認知件数のうち「特殊詐欺」といわれる罪種別認知件数(暦年単位)	5	5	5	5
侵入窃盗関係認知件数	件	市内における年間刑法犯認知件数のうち「住宅対象侵入窃盗」及び「事業所対象侵入窃盗」といわれる罪種別認知件数の直近4年間の平均件数(暦年単位)	27	25	22	19
「子ども110番の家」の協力率	%	「子ども110番の家」の協力世帯数/世帯数	4.1	4.3	4.6	5.0

■実施する主な事業

防犯意識啓発事業	毎月の地域安全ニュースの発行や年金給付日に合わせた特殊詐欺防止のための啓発活動など、積極的な広報活動を実施することで、市民の防犯意識の向上を図ります。また、香芝警察署や地域安全推進委員等と連携し、地域の見守り活動を実施します。各地域においては、自治会の自主防犯組織を支援するとともに、連携のもと、防犯カメラ・防犯灯等の設置を促進します。(関連補助金に関して、「施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①自治会活動の支援」に記載しています。)
----------	---

②消費者保護の推進

多様化する消費者トラブルを未然に防止するとともに、トラブルに対して適切な相談対応を行うことで被害を最小限に抑えることに努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
消費生活相談の解決率	%	助言・情報提供・斡旋・紹介により処理した件数/年間相談件数	92	92	92	92

■実施する主な事業

消費生活安全事業	市民からの相談に対し、適切に対応できる相談体制を確保します。また、消費生活に係るトラブルを未然に防止するため、多発しているトラブル例や対処方法について、広報などを通じて啓発します。
----------	--

■関連する主な施策

- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①自治会活動の支援

施策22 交通安全対策の強化

現状と課題

- 近年、高齢ドライバーによる重大事故の発生やあおり運転などの危険運転が社会問題として注目されています。交通に関する安全・安心の意識は見直されており、新しい視点での交通安全対策を推進していく必要があります。
- 高齢者の運転免許返納の促進やペダル踏み間違い急発進抑制装置などの安全技術の必要性についての周知等、警察や関係団体と連携を図りながら、市が一体となって交通安全啓発活動や交通安全教育を推進していくことが重要です。
- 放置自転車は、歩行者等の通行の妨げとなるだけでなく、緊急車両等のスムーズな走行を阻害することから、指導や撤去と併せて自転車駐車場の利用促進が必要です。また、歩行者と自転車が安全に通行できる交通環境の向上を図るためには、市民一人ひとりの交通安全意識や交通マナーの向上を図っていく必要があります。
- 自動車と歩行者の接触事故が発生しやすい交差点付近等において、事故の未然防止のため、防護柵等の設置が求められています。

目指す姿

正しい交通ルールやマナーが守られ、誰もが安全で安心して過ごすことができる。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	交通安全施策により、交通事故が減少することで、住民の健康福祉を守ることに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	交通安全施設の整備により、交通事故が減少することで、安全・安心なまちづくりに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールを遵守する。 ・運転中や歩きながらの携帯電話やスマートフォンの使用はしない。 ・自転車に乗るときはヘルメットを着用する。 ・自動車運転者は、通学時間にはできる限り通学路を避けるなど歩行者に配慮する。 ・各家庭で交通マナーの教育を進める。 ・駅前周辺路上に自転車等の放置をせず、自転車駐車場等の利用をする。 ・自転車の賠償責任保険に加入する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における交通安全の確保に向けた取組を行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発活動へ積極的に参加する。 ・地域の安全・安心なまちづくりを推進する。

■ 施策の主な取り組み

①交通安全対策の推進

香芝警察署と連携した交通安全に関する啓発活動などを行うことにより、市民の交通安全意識の高揚を図り、市民参加型の交通安全活動を推進します。また、駅周辺の自転車駐車場・自動車駐車場の管理や放置自転車等禁止区域での指導・撤去を行い、駐車秩序を保つことで、交通安全の促進を図り、交通違反や交通事故発生抑制に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
交通事故発生件数	件	年間交通事故発生件数(暦年単位)	182	170	165	160
運転免許自主返納者数	件	運転免許自主返納者数(暦年単位)	252	260	270	280
放置自転車等撤去台数	台	年間放置自転車等撤去台数	117	110	100	90

■実施する主な事業

交通安全対策啓発事業	香芝警察署や関係団体と連携し、交通安全啓発活動及び交通安全立哨活動を実施します。また、高齢者の運転免許証自主返納等を支援します。
自転車等駐車場管理事業	鉄道駅周辺の交通安全を確保・維持するため、適正で効率的な自転車等駐車場の管理・運営を行います。
放置自転車対策推進事業	放置自転車等禁止区域における指導や撤去を行い、放置自転車の解消を図ります。

②交通安全施設の整備

交通安全施設を整備することにより、歩行者の安全確保に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
施設整備率	%	対策済みの箇所数/通学路交通安全プログラムに基づく要対策箇所数(累計)	85	95	100	100

■実施する主な事業

交通安全施設整備事業	通学路交通安全プログラムなどに基づき、交差点付近の防護柵設置などの安全対策を実施します。
------------	--

■ 関連する主な施策

- 施策25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成

■ 関連部門計画

- 通学路交通安全プログラム

政策6 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。(自然・環境・都市基盤)

施策23 環境問題への取り組み強化

現状と課題

- 温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響と考えられる豪雨や猛暑等、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、経済、社会、環境がバランスよく統合された持続可能な開発目標 (SDGs) の政策への反映や、パリ協定における温室効果ガス削減目標の達成が求められています。
- SDGs、パリ協定等の世界的動向を踏まえ、国では、環境施策の大綱として、平成30年(2018年)4月に「第5次環境基本計画」を策定し、環境施策を通じて、経済・社会・環境の課題を同時解決することや、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。
- 環境をめぐる社会動向の変化や、国や県の政策を反映させるとともに、一貫性のある環境施策を推進するため、平成31年(2019年)3月に「香芝市環境基本計画(第二次)」を策定し、これに基づく環境施策を実施しています。
- 環境問題に関する取り組みへの市民の関心や参加を促すため、不用品を回収し、必要な方に再利用いただくことを目的としたイベントの開催や市役所における持ち帰りコーナーの常設、市イベントでのエコバッグの配布、小学校におけるごみの分別に関する環境学習を実施しています。
- 市民・市内事業者を対象とした「環境に関する意識調査」(平成30年度(2018年度))では、多くの方が「環境保全や美化清掃等の環境活動に参加している」、もしくは「意欲がある」と回答している一方で、「環境に関する情報の発信が不十分である」との意見が多くあったため、広報や環境イベントを拡充し、環境問題への関心をさらに高めていく必要があります。
- ごみ焼却施設(美濃園)の老朽化にともない、現在、施設の建替えを実施していますが、ハード面の負荷や処理費用などによる長期的な視点での財政負担の軽減を図るため、ごみ処理の減量を図る必要があります。

目指す姿

みんなが環境について自ら考え、環境に配慮した生活・活動を実践している。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 11 住み続けられるまちづくりを	環境への悪影響を減らし、住みよい生活環境を維持することで、住み続けられるまちづくりに寄与する。
 12 つくる責任 つかう責任	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進によって、限りある資源を有効活用することで、持続可能な生産消費形態を確保することに寄与する。
 13 気候変動に具体的な対策を	「第3次香芝市地球温暖化対策実行計画」に基づく取り組みを実施することで、気候変動及びその影響の軽減に寄与する。
 15 陸の豊かさも守ろう	自然環境への負担を軽減することで、将来にわたる環境保全に寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底する。 ・リユース品を利用する。 ・悪臭や騒音、振動で近隣に迷惑をかけない。 ・身近な道路や水路の美化清掃をする。 ・買い物時にマイバックを持参し、また、過剰包装を断る。 ・詰替え商品等、環境に配慮した製品を積極的に利用する。 ・まだ着ることができるともの子どもの衣服などを、知人に譲る。 ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 ・自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車での移動を心がける。 ・ごみのポイ捨て、不法投棄はしない。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・美化清掃に参加する。 ・集団資源回収を実施する。 ・環境保全活動を積極的に実施する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 ・ごみのポイ捨て、不法投棄はしない。 ・電気・燃料・水道などの節減に努める。 ・公害防止を図るため、関係法令等の遵守、日々の点検や連絡体制の整備等、危機管理体制の構築に努め、また、近隣住民とのコミュニケーションを図る。 ・公害の発生防止や、環境に配慮した製品、サービスを提供するなど、環境負荷の低減に責任を持って取り組む。 ・地域の環境に関する取り組みに積極的に参加、協力する。



施策の主な取り組み

①ごみ減量と資源化の推進

市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生抑制、新たな資源化を推進し、環境への負荷を減らします。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
1人当たりの1日のごみ排出量	g	家庭系ごみ総量/365日/人口	675	533	533	533
ごみの資源化率	%	資源化量/家庭系ごみ総量	14.5	23	23	23

■実施する主な事業

ごみ減量及び資源化推進事業	ごみの発生・排出抑制のための各種事業(電動式生ごみ処理機の購入補助、集団資源回収奨励、マイバック運動など)や分別・収集に係るルールの見直し、リユースイベント等を実施します。
---------------	--

②環境保全対策の推進

市民の環境に対する意識向上を促し、市内の環境保全を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
不法投棄相談件数	件	相談件数	25	23	21	19
公害苦情相談件数	件	相談件数	45	38	31	24

■実施する主な事業

不法投棄防止啓発事業	不法投棄の温床になりやすい現場に対し監視カメラの設置、パトロール、啓発看板等で対策するとともに、定期的に不法投棄物を撤去します。
生活環境保全事業	環境に関する情報発信、あき地所有者への雑草除去通知、環境調査、公害苦情対応等を実施します。



関連する主な施策

- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①自治会活動の支援



関連部門計画

- 香芝市環境基本計画(第二次)
- 第2次ごみ減量と資源化の推進計画
- 第3次香芝市地球温暖化対策実行計画

施策24 自然環境・景観の保全

現状と課題

- 本市は交通の利便性に恵まれ、宅地開発によって都市化が進んできましたが、一方では豊かな自然環境や歴史遺産などにより、地域性豊かな景観が形成されており、これら景観の保全に努めるとともに、地域の自然、歴史景観と調和した新たな都市景観を創出していく必要があります。
- 屋外広告物に関しては、良好な景観や風致を維持し、落下等による危害を防止するため、違反広告物の指導・啓発が必要です。
- 市民の憩いの場となる公園・緑地の維持管理については、市民の自主的・主体的な参加を求め、地域の実情にあった管理運営を推進する必要があります。
- 維持管理が十分に行われていない森林において、ナラ枯れなどの被害が広がっています。平成31年(2019年)4月より開始した「森林経営管理制度」により、森林の管理運営の適正化を図っていく必要があります。



目指す姿

街路や公園、河川などが綺麗に保たれていて、一人ひとりがその状態を維持しようと努めている。



SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
6 安全な水とトイレを世界中に	自然環境を保全することで、水に関わる生態系の保護に寄与する。
11 住み続けられるまちづくりを	地域の美化活動を促進することで、まちの景観の保全に寄与する。
13 気候変動に具体的な対策を	大雨による河川氾濫を防ぐために、河川改修を行うことで、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることに寄与する。
15 陸の豊かさも守ろう	森林の管理運営の適正化を図ることで、森林の保全及び持続可能な利用に寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観について興味を持つ。 ・生活エリア周辺の道路や公園を清掃する。 ・個人の山林、農地、家屋の維持・美化に努める。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・生活エリア周辺の道路・公園を清掃する。 ・耕作放棄地を借り受け、緑化する。 ・地主と地域協働して山林の保全を行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・開発や建築物の建築にあたっては、周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努める。 ・開発にともなう公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努める。 ・地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努める。

■ 施策の主な取り組み

①美しい自然環境・景観の保全

まちを形成する道路や公園、河川および森林の適切な管理により、美しい自然環境・住環境の保全を図ります。また、美しいまち並み景観の形成および屋外広告物の適正な管理を図るとともに、地域を主体とした景観形成の仕組みづくりを推進します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
森林・街路・公園維持管理面積	ha	維持管理体制の整っている森林面積、街路植樹面積、公園面積の総数(累計)	44	44	77	130

■実施する主な事業

街路美化推進事業	まちを形成する道路等について、定期的な草刈り、剪定などの美化作業を行います。また、地域の美化活動を促進します。
都市公園維持管理補修事業	誰もが安全、快適に利用できる公園環境のための適切な維持管理を行います。
河川維持管理事業	河川・水路の定期的な点検・美化清掃・維持補修を行うとともに、土砂上げなど適切な維持管理により、河川の氾濫を抑制します。
屋外広告物規制事業	良好な景観・風致を維持するために、広告物掲出時の指導・啓発を行うとともに、違反広告物の除却作業を行い、その削減に努めます。

■関連する主な施策

- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ②文化財の保護・啓発
- 施策18 農業の振興 ①農業体制の整備および市内農作物の魅力創造
- 施策26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実 ①公園整備の推進

■関連部門計画

- 香芝市環境基本計画(第二次)
- 香芝市都市計画マスタープラン
- 香芝市緑の基本計画

施策25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成

現状と課題

- 今後到来する人口減少や少子・高齢化時代においても、良好な住環境を形成していくため、地域性などに配慮したコンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年(2015年)5月に全面施行され、全国的に空き家問題に対する意識が高まる中、本市においても空き家等の現状を把握し、その発生抑制をはじめ、管理不全の解消や利活用等の対策を検討した上で、魅力ある景観の形成や適正な土地利用の推進に取り組むことが必要です。
- 通院や買い物などの日常生活の移動が困難な交通弱者の移動手段として、また高齢者の安全安心な移動手段として、地域公共交通の充実が必要不可欠となってきています。
- 本市においては、鉄道・路線バスを補完してコミュニティバス等を運行していますが、全国的に人口減少、少子高齢化が進み、本市においても同様の傾向が予想される中、地域公共交通の維持が重要な課題です。
- コミュニティバス等の市が運営する地域公共交通だけでなく、鉄道や路線バス・タクシーなどの市を取り巻く地域公共交通が、それぞれの役割分担を明確にした上で、サービスを適正に維持・活性化していく必要があります。

目指す姿

良好な市街地が形成され、誰もが安心して自由に快適に移動できている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	土地利用適正化を進めることで、持続可能な都市基盤の構築に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	交通弱者の外出支援など、さまざまなニーズに対応した交通手段を提供し、持続可能な地域公共交通ネットワークを確立することで、住み続けられるまちづくりに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に公共交通機関を利用する。 ・地域のまちづくりに参加する。 ・建物を適切に管理する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進への理解を広げる。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図る。 ・情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図る。 ・建物を適切に管理する。 ・空き家を積極的に利活用する。

■ 施策の主な取り組み

① 良好な市街地の形成

社会情勢の変化にともなう新たな課題や住民のニーズに対応するため、まちづくりに関する計画の策定や見直しを進めるとともに、管理不全な空き家等の発生抑制など、適正な土地利用を推進します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
空き家率	%	空き家数/住宅総数	8.2	8.2	8.2	8.2

■ 実施する主な事業

空家等対策関係事業	空き家管理の重要性を周知するため、所有者等への情報提供を行うとともに、問題のある空き家等の把握に努め、所有者等による適正な管理や活用を促進します。
-----------	---

② 持続可能な地域公共交通の確立

地域公共交通を維持していくために、モビリティマネジメントや交通弱者の外出支援など実施し、持続可能な地域公共交通の利用促進に取り組むことで、誰もが移動しやすい快適な暮らしの提供に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
コミュニティバス利用者数	人	コミュニティバスの利用者数	58,660	65,000	65,000	65,000
デマンド交通利用者数	人	デマンド交通の利用者数	43,478	47,000	47,000	47,000
JR西日本の利用者数	千人	JR西日本市内3駅の利用者数	1,613	1,613	1,613	1,613
近畿日本鉄道の利用者数	千人	近畿日本鉄道市内5駅の利用者数	8,894	8,894	8,894	8,894
奈良交通の利用者数	千人	奈良交通市内バス4路線の利用者数	1,679	1,679	1,679	1,679
タクシー(西大和交通圏)の利用者数	千人	西大和交通圏全体のタクシーの利用者数	865	865	865	865

※西大和交通圏…タクシーの営業区域(北葛城郡・磯城郡・香芝市・葛城市の2市7町)

■ 実施する主な事業

地域公共交通事業	民間の公共交通機関との連携を図りながら、地域公共交通(コミュニティバス、デマンド交通)を運営します。また、モビリティマネジメントなど実施し、地域公共交通の利用促進に取り組めます。
----------	---

■ 関連する主な施策

■ 施策27 道路整備の充実 ①幹線道路の整備/②生活道路等の安全性の確保

■ 関連部門計画

- 香芝市都市計画マスタープラン
- 香芝市空家等対策計画
- 香芝市地域公共交通計画

施策26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実

現状と課題

- 香芝市スポーツ公園については、市の財政に過度の負担を与えないよう、部分開業など、市民の理解を得た上で事業を進めていく必要があります。
- 香芝総合公園については、市域全体の公園・緑地の配置や社会情勢の変化に応じて、全体的な整備計画の見直しが必要です。
- 全国的にバリアフリー化が推進される中、共生社会を実現すべく「バリアフリー法」が改正されたことを踏まえ、本市においても、引き続き建物や道路などさらなるバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー教室をはじめとするソフト事業を充実させることで「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。
- 本市には、8つの駅がバランスよく配置されており、近鉄大阪線の各駅や志都美駅およびJR五位堂駅ではそれぞれ駅前広場の整備が進んでおります。一方で未整備の箇所も残っており、さらなる駅機能の充実を図っていく必要があります。

目指す姿

バリアフリーの充実した施設が整い、人と自然が共存する生活環境が構築されている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	運動公園、総合公園、街区公園、親水緑地などを整備することで、健康的な生活を確保し、福祉を増進することに寄与する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	通勤利用者の増加や周辺土地利用の誘導のために、駅周辺整備を進めることで、産業と技術革新の基盤をつくることに寄与する。
 10 人や国の不平等をなくそう	心のバリアフリーを推進することで、不平等をなくすることに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	バリアフリー化の推進により、公共交通機関へのアクセスが向上することで、住み続けられるまちづくりに寄与する。
 13 気候変動に具体的な対策を	広域避難地を確保することで、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人がいたら声をかけるなどの「心のバリアフリー」を実践する。 ・駅周辺は混雑しやすいことから、時間に余裕をもって行動し、安全に注意して通行する。 ・高齢者や障がい者等の交通弱者の方が困っていたら助ける。 ・点字ブロックの上を常に空けて通行し、自転車等の物を置かない。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公園や河川等の維持管理に努める。 ・緑を増やす活動を行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努める。

■ 施策の主な取り組み

①公園整備の推進

身近な場所において、余暇を楽しむ機会を増やすため、安全・快適に利用できる公園の整備を図ります。また、多くの人が集い、活動できるスポーツ公園、総合公園の整備を進め、地域の賑わいの場とします。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
住民1人当たりの都市公園の敷地面積	m ²	都市公園面積/人口	5.1	5.5	6.8	7.9

■実施する主な事業

香芝市スポーツ公園整備事業	恵まれた自然環境の中で、市民の誰もが安全で自由に遊び、多様なスポーツが行える公園を計画的に整備します。
街区公園・親水緑地整備事業	市内全域の配置を踏まえ、ため池を利用した親水公園など事業地の確保を検討し、公園・緑地の整備を図ります。
香芝総合公園整備事業	周辺環境との一体的整備を基本とし、全体的な整備内容等の見直しを図ったうえで、計画的に事業を推進します。

②バリアフリー化の推進

バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
重点整備地区内のバリアフリー特定事業完了率	%	特定事業（バリアフリー化工事等）が完了した事業数/特定事業の全事業数	32.9	54.4	73.8	100

■実施する主な事業

バリアフリー推進事業	香芝市バリアフリー基本構想に基づき、特定事業の進捗を管理し、バリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー教室の開催などにより「心のバリアフリー」を推進します。
歩道等バリアフリー化事業	段差の解消や視覚障がい者用誘導ブロック・スロープ等の設置により、歩道等のバリアフリー化を推進します。
既存道路バリアフリー化事業	香芝市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の道路について、用地取得をともなう歩道の設置や道路構造の改良を行うことで、歩行空間の確保を目指します。

③地域拠点としての駅周辺整備

駅利用者の利便性の向上および安全性の確保を促進します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
駅周辺整備率 (踏切・暫定広場整備を含む)	%	整備した箇所数(累計)/整備対象箇所数	68	72	72	76

■実施する主な事業

駅周辺整備事業	鉄道事業者をはじめとする権利者および関係機関と協議し、合意形成に至った箇所について整備します。
---------	---



関連する主な施策

- 施策10 障がい者福祉の充実 ①障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策24 自然環境・景観の保全 ①美しい自然環境・景観の保全



関連部門計画

- 香芝市都市計画マスタープラン
- 香芝市バリアフリー基本構想
- 香芝市環境基本計画(第二次)
- 香芝市緑の基本計画

施策27 道路整備の充実

現状と課題

- 道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難路の確保による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動に不可欠な社会資本です。
- 本市は西名阪自動車道香芝インターチェンジをはじめ、広域幹線道路が結節するなど交通の要衝にあります。
- 国道165号および国道168号や中和幹線といった幹線道路においては、市内でも特に交通量が多く、混雑度も高い傾向であることから、幹線道路の早期整備が求められていますが、同時にその安全管理も必要です。
- 古くから形成された市街地等において、狭あい道路の解消を推進していくため、状況に応じて工夫・検討を行い、整備を図っていくことが必要です。
- 道路の老朽化が問題となる中、国は、舗装や道路附属物等に関する点検要領に基づき取り組みを実施しており、本市においても、予防保全型の維持管理へ転換を図る必要があります。

目指す姿

交通混雑が解消され、誰もが安全に利用できる道路が確保されている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	歩道等を整備し、散歩等の運動の機会や福祉施設等へのアクセス性を確保することで、健康的な生活を確保し、福祉を増進することに寄与する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	幹線道路を整備し、通勤および輸送路を確保することで、産業と技術革新の基盤をつくることに寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	幹線道路を整備し、市内外の交通網を形成することで、住み続けられるまちづくりに寄与する。
 13 気候変動に具体的な対策を	生活道路を整備し、避難路を確保することで、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境の美化、愛護に努める。 ・普段通行している道路等の破損等不具合を発見した際は、市役所や地元自治会に通報する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境の美化、愛護に努める。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境の美化、愛護に努める。

■ 施策の主な取り組み

① 幹線道路の整備

幹線道路のネットワーク強化を図るため、計画的に整備を進めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
都市計画道路供用済延長	km	これまでに供用を開始した都市計画道路延長 (累計)	27.3	27.7	28.6	30.1

■ 実施する主な事業

主要幹線道路整備事業	都市計画道路の整備を段階的に進めます。
------------	---------------------

② 生活道路等の安全性の確保

安全性や緊急性による優先度を踏まえ、生活道路等の適切な管理・整備を進めます。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
市道の新設・改良箇所数	箇所	市道において、新設・改良工事を実施した箇所数 (令和2年度からの累計)	0	4	8	12

■ 実施する主な事業

道路維持管理補修事業	道路の路面状況等を把握するため、定期的なパトロールを行うとともに、市民から寄せられた情報などをもとに補修を行います。
橋梁点検及び長寿命化修繕事業	「香芝市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路橋の安全性・耐用年数の向上を図るため、修繕工事を実施します。
道路新設改良事業	道路の新設・拡幅整備を推進し、特に拡幅整備においては、部分的な待避所の設置や隅切りなど、状況に応じた整備を図ります。

■ 関連する主な施策

- 施策22 交通安全対策の強化 ②交通安全施設の整備
- 施策25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成 ①良好な市街地の形成／②持続可能な地域公共交通の確立

■ 関連部門計画

- 香芝市都市計画マスタープラン
- 香芝市橋梁長寿命化修繕計画

施策28 上水道の基盤強化

現状と課題

- 本市の上水道は、奈良県営水道から100%受水しており、市内の配水場を通して水道水を供給しています。
- 上水道は生活に必要不可欠なライフラインであり、将来にわたり安定した水の供給を行うために、地震等の災害時においても被害を最小限に抑えることができるよう、強靱で持続可能な維持管理体制を構築する必要があります。
- 今後は、人口減少等ともなう給水収益（水道料金による収益）の減少が予測される一方で、老朽化による施設更新費用の増加が見込まれ、多様化するニーズに対応しつつ適切なサービスを持続していくために、効果的・効率的な事業経営が必要となるとともに、人材育成や技術継承・サービスの向上などが求められています。
- 県域水道一体化の検討も含め、上水道の経営基盤強化の取り組みを進めていくことが求められます。

目指す姿

「快適な水道サービスと安定した水道事業を目指して」という基本理念の実現に向けて、**安心・安全・強靱な水道事業の運営が行われている。**

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 6 安全な水とトイレを世界中に	強靱で持続可能な水道の構築を推進することで、安心・安全・安定した水道の供給に寄与する。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	クリーンエネルギーの活用や省エネルギー化を推進することで、持続可能なエネルギーサービスの確保に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	安定した水道事業の運営を維持していくことで、住み続けられるまちづくりに寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・限りある資源である水を大切に使用する。 ・水道料金を期限内に納付する。 ・災害時に備えて飲料水を確保する。 ・公道等で水道管漏水を発見したら通報する。 ・定期的に水道メーターをチェックし、宅内の水漏れがないか確認し対策する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・限りある資源である水を大切に使用する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・限りある資源である水を大切に使用する。 ・給水装置等の適正な管理を行う。

■ 施策の主な取り組み

① 安心・安全・安定した水道の供給

管路の耐震化および施設の適切な維持管理により、安心・安全な水道水の安定供給に努めます。また、応急給水用品の整備や飲料水貯水槽施設の設置などにより、災害時の持続可能な供給体制の充実に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
基幹管路の耐震化率	%	基幹管路(口径300mm以上の配水管)の耐震管の累計総延長/基幹管路総延長	11.9	28.6	45.3	62.1

■ 実施する主な事業

水道施設更新事業	漏水の可能性のある老朽管の更新及び最重要管である口径300mm以上の基幹管路の耐震化を重点的に行います。
----------	--

② 健全な水道事業の運営

適正な水道料金を維持し、適切なサービスを継続して提供できるよう、健全な水道事業運営に努め、今後県域水道一体化の検討も含め、経営基盤の強化を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
経常収支比率*	%	経常収益/経常費用	113.8	100以上	100以上	100以上

※経常収支比率…企業会計において、受水費や維持管理費等の「経常費用」が、給水収益等の「経常収益」によってどのくらい賄われているかを示すもの。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。

■ 実施する主な事業

水道事業の経営健全化事業	委託業務の適正化や事務の効率化に取り組み、効率的な事業運営に努めます。また、ホームページ等による情報提供やお客さまのニーズに合ったサービスの提供に取り組みます。
--------------	--

■ 関連する主な施策

■ 施策29 下水道の整備 ①下水道の整備・更新/②水洗化の促進/③持続的な下水道機能の確保

■ 関連部門計画

■ 香芝市水道事業中長期基本計画 地域水道ビジョン

施策29 下水道の整備

現状と課題

- 公共下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保するだけでなく、河川等の公共用水域の水質保全につながるという重要な役割を担っています。
- 市民の要望も踏まえた中で新規の下水道整備を行っていく必要があり、より一層の経営改善を努めるとともに、今後増加する老朽化施設への対策事業量、事業費等を踏まえた効率的・効果的な事業経営を行う必要があります。
- 水洗化率は全国平均値を若干下回っており、水洗化率の向上に向けて重点的に取り組んでいく必要があり、特に新規供用を開始した地域における接続率の向上に努める必要があります。
- 管理施設の増加にともない、下水道管の閉塞やマンホールポンプの故障等が今後も増加することが予想されることから、日々の点検等の管理体制の強化を図る必要があります。

目指す姿

下水道が安定的に機能し、誰もが衛生的に暮らすことができている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 6 安全な水とトイレを世界中に	公共下水道が普及することで、衛生的な暮らしに寄与する。
 14 海の豊かさを守ろう	河川等の公共用水域の水質が改善されることで、海洋の保全に寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道へ接続する。 ・管渠の閉塞やポンプの故障に繋がるため、下水道へ異物等を流さない。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道へ接続する。 ・管渠の閉塞やポンプの故障に繋がるため、下水道へ異物等を流さない。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道へ接続する。 ・排水する水質の基準を遵守する。 ・管渠の閉塞やポンプの故障に繋がるため、下水道へ異物等を流さない。

■ 施策の主な取り組み

① 下水道の整備・更新

管渠整備を促進し、普及率の向上を図るとともに、管路施設老朽化の防止に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
下水道の人口普及率	%	下水道処理人口(下水道を利用できる人数)／ 住基人口	73.2	80.4	87.7	95

■ 実施する主な事業

公共下水道管渠整改築事業	幹線管渠の整備を進めるとともに面的整備を進め、供用開始区域の拡大と普及率の向上を図ります。また、管路施設の老朽化による道路陥没事故等を未然に防止するため、施設の更新を行います。
--------------	--

② 水洗化の促進

公共下水道への未接続世帯に対し、下水道への接続を促すことにより、水洗化の普及促進および水洗化率の向上に努めます。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
下水道の水洗化率	%	下水道接続人口(下水道を利用している人数)／ 下水道処理人口(下水道を利用できる人数)	90.6	95	96	97

■ 実施する主な事業

水洗化促進事業	供用開始区域において、下水道の未接続世帯に対し個別訪問し、接続の促進を行います。
---------	--

③ 持続的な下水道機能の確保

下水道施設の計画的な点検や排水に対する水質指導により、持続的な下水道機能の確保を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
法定水質基準遵守率	%	法律に基づく水質試験の基準を遵守した流域接続点の箇所数／市内の流域接続点の箇所数	100	100	100	100

■ 実施する主な事業

下水道維持管理事業	マンホールポンプ施設の計画的な保守点検や、下水排水基準に適合しない汚水を排出する事業所への指導を行います。
-----------	---

■ 関連する主な施策

■ 施策28 上水道の基盤強化 ①安心、安全、安定した水道の供給／②健全な水道事業の運営

■ 関連部門計画

- 香芝市下水道全体計画
- 香芝市流域関連公共下水道事業計画
- 香芝市下水道ストックマネジメント計画
- 香芝市汚水処理施設整備計画(アクションプラン)

政策7 スマートでスリムな行政運営の確立のために。(行政経営)

施策30 行財政運営の最適化

現状と課題

- 総合計画及び総合戦略に設定した評価指標に基づき事業進捗を把握するとともに諮問機関による外部評価を各部局へフィードバックし、事業の検証と改善を図っています。
- PDCAサイクルのもと、行政評価を実施していますが、事業の拡大・縮小・廃止・統合などを判断するには根拠に基づく客観性の高い行政評価を実施することが求められます。
- 市民に対しては、数的根拠による評価・検証等、事業効果を“見える化”し、行政経営の課題を分かりやすく共有することで、まちづくりへの市民の参画や協働をより一層促進する必要があります。
- 高度かつ複雑化する行政課題への対応や重要施策の推進に関しては、行政組織の各部局が横断的に連携し、また、事業者や大学、近隣の市町村など多様な主体と協働し、柔軟な視点で問題解決や事業に取り組む必要があります。
- 生産年齢人口の減少で税収の減少が見込まれる一方、少子高齢化や働き方改革にともなう社会保障経費の増加、公共施設等の老朽化にともなう施設の更新・改修に多額の費用が見込まれます。さらに、防災・減災、国土強靱化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの多岐にわたる課題に取り組む必要があります。
- 国の動向を注視し、補助制度の活用や一般財源の確保を行うとともに、既存事業等の見直しによる経費削減を行う必要があります。
- 社会動向、香芝市の実情や市民ニーズ等を踏まえつつ、将来の財政見通しを立て、予算編成を行います。また、財務書類を予算編成等において活用します。

目指す姿

行政活動に対する検証と改善が行われ、健全な財政基盤のもと、持続可能な行財政運営が実現している。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 人や国の不平等をなくそう	・長寿命化や施設の統廃合など、公共施設の効率的な運営によって、市民の公平な負担に寄与する。 ・適正な行財政運営によって、市民の公平な負担に寄与する。
 パートナリシップで目標を達成しよう	・総合計画に市民・地域団体・事業者の役割を示すことで、パートナーシップで目標を達成することに寄与する。



生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に市の事業に参加する。 ・総合計画や行政評価の結果等から、市の現状や今後の課題への理解を深める。 ・市や市民が主体となった地域のさまざまな活動に参加する。 ・市が実施するアンケート調査等には可能な限り協力する。 ・市の財政や運営に興味を持つ。 ・公共施設を積極的に利用する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でできることは地域で行い、解決していくことのできる地域づくりに努める。 ・適切な行財政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な行財政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。



施策の主な取り組み

①総合計画・総合戦略の進行管理

総合計画（総合戦略を含む）に位置付ける施策及び事業に対する行政評価や都市経営市民会議の開催等により、事業の検証・改善を繰り返し行うことで、最適で計画的な行政運営を推進します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
「第5次香芝市総合計画」における各指標の達成割合	%	目標を達成した指標の数／全指標の数（本指標は除く）	—	80	80	80
「第2期香芝市総合戦略」における各指標の達成割合	%	目標を達成した指標の数／全指標の数（本指標は除く）	—	80	80	80

■実施する主な事業

総合計画進行管理事業	総合計画（総合戦略含む）に位置付ける施策及び事業の行政評価を毎年度実施し、PDCAサイクルによる効果検証・改善を図ります。また、総合計画（総合戦略含む）の進行状況や行財政改革等に関して審議や検討を行う都市経営市民会議を運営し、各所管へのフィードバックを行います。
------------	---

②財政運営の健全化

各施策や事業を効率的・効果的に実施するため、財源の確保や将来の財政見通しを立てることにより、健全で持続可能な財政運営を推進します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目指すべき方向性
市債残高	億円	市債残高	305	減少させる
実質公債費比率	%	収入に対する負債返済の割合を示すための指標	15.2	県内市町村平均値を目指す（注1）
財政調整基金残高	億円（%）	財政調整基金残高/標準財政規模	14.6（9.6）	標準財政規模（注2）の10%程度以上を確保する

注1 本市は県内市町村平均値を上回っていることから、まずは県内市町村平均値を目指す。

注2 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

※参考指標とする理由及び実施する事業を設定していない理由

財政指標は市の全事務事業を適正かつ効率的に実施した結果として表れる数値であり、指標の達成を優先して目指すものではないため、参考とすべき指標として位置付けます。また、特定の事業に係る指標ではなく、市の事業全体の結果に影響される指標であるため、実施する主な事業は設定していません。

③公有財産の維持管理及び活用

「公共施設等総合管理計画」に基づき、財政負担の平準化を図り、良質で持続可能な公共施設サービスを提供します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
個別施設計画策定数	件	個別施設計画を策定した施設類型数(平成30年度からの累計)	11	13	15	15

■実施する主な事業

公有財産維持管理事業	施設の安全性や機能性を保つため、定期点検や改修工事等の維持管理業務を実施します。また、「公共施設等総合管理計画」を更新するとともに、個別施設計画の策定・改訂を進め、計画に基づく公共施設の活用等を進めます。
------------	--



関連する主な施策

- 施策3 | 歳入の確保と財源の創出 ①適正課税の推進および収納(徴収)率の向上 / ②財産調査の強化と適正な債権管理 / ③自主財源の確保



関連部門計画

- 香芝市公共施設等総合管理計画

施策3 | 歳入の確保と財源の創出

🔍 現状と課題

- 市税の徴収率は上昇傾向ではありますが、国および県の平均を下回っており、徴収率向上のための取り組みを強化するとともに、課税の適正化に向けて、課税客体の的確な把握に努める必要があります。
- 高齢化や医療技術の進化等により医療費は増加傾向にあり、また、介護保険および後期高齢者医療保険の加入者も増加していることから、保険制度の安定的な運営が課題となっています。
- 非正規雇用の増加等により、市税や保険料の納付が困難な低所得者の増加が懸念されます。
- ふるさと寄附金制度においては、寄附件数・金額の増加を図るため、返礼品の拡充及び発信手法の工夫を継続的に実施する必要があります。
- 財源の創出のため、新たな税外収入を確保する手法等を模索し、安定した財政運営を図る必要があります。

★ 目指す姿

市税や保険料が公正公平に負担されるとともに、新たな財源により歳入を確保できている。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 3 すべての人に健康と福祉を	保険料の徴収率を向上させ、相互扶助の考えのもと、適正な個人負担による医療環境を整えることで、健康的な生活を確保し、福祉を増進することに寄与する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ふるさと納税返礼品を充実させることで、地域産業の振興に寄与する。
 11 住み続けられるまちづくりを	寄附金を活用してさまざまな事業を実施し、魅力的なまちにしていくことで、さらに寄附が集まるという好循環を生み出していくことで、住み続けられるまちづくりに寄与する。

👤 生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・納税や保険料納付への義務意識を持つ。 ・所得等を適正に申告する。 ・市税や保険料を期限内に納付する。 ・納付忘れを減らすために、口座振替の登録をする。 ・納付が困難な場合は、必ず納付相談を受ける。 ・市外の方へ、香芝市の地場産品等を紹介する。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な行財政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な行財政運営が行われるよう、行政と連携・協働を行う。 ・市税を期限内に納付する。 ・収支を適正に申告する。

■ 施策の主な取り組み

① 適正課税の推進および収納（徴収）率の向上

公平・公正の観点から市税の適正課税を推進することにより、市民の信頼及び税収の確保を図ります。また、納付環境の利便性向上および納付意欲の向上に向けた取り組みを推進することにより、市税や保険料の収納（徴収）率の向上を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
市税収納率（現年分）	%	収納済額/収納すべき額	99.05	99.1	99.2	99.3
国保料収納率（現年分）	%	収納済額/収納すべき額	93.24	95.0	95.8	96.6

■ 実施する主な事業

自主納付推進事業	口座振替やコンビニ納付などの既存の納付方法に加え、キャッシュレス決済などの電子納付環境を整備することで、時間や場所に捉われない納付方法を提供し、納付意欲の向上を図ります。
市民税・固定資産税の課税適正化事業	申告催告、実地調査及び関係官署等への照会などを通じて、賦課の公平化・適正化に継続的に取り組みます。

② 財産調査の強化と適正な債権管理

財産調査の徹底により、適正な債権管理を推進します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
滞納繰越額の減少率	%	$(前年度滞納繰越額 - 当該年度滞納繰越額) / 前年度滞納繰越額$	4.7	4.8	4.9	5.0

■ 実施する主な事業

滞納整理適正化事業	預貯金や生命保険などの換価可能な財産の調査および消滅時効の管理を行い、差押え・換価・執行停止などを適正に行います。
-----------	---

③ 自主財源の確保

本市への寄附を促進し、財源の確保を図ります。また、受益者負担の適正化やネーミングライツ、企業版ふるさと納税、未利用公有地の活用などの新たな財源確保策を検討します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値（R1）	目標値		
				R6	R10	R14
ふるさと寄附金受入額	万円	ふるさと納税による寄附金受入額	5,110	7,000	8,500	10,000

■ 実施する主な事業

ふるさと寄附金事業	地場産品の発掘・企画によりふるさと納税返礼品の拡充を図り、サイト掲載ページの充実や市外へのPR活動を通して、本市への寄附を促進するとともに、本市の魅力を発信します。
-----------	--

■ 関連する主な施策

■ 施策30 行財政運営の最適化 ①総合計画・総合戦略の進行管理／②財政運営の健全化／③公有財産の維持管理及び活用

施策32 情報とICTの利活用

🔍 現状と課題

- 市民が必要とする情報を的確かつ効果的に届けるためには、発信内容の質を高めるとともに、SNSをはじめとするさまざまな広報媒体の活用を検討していく必要があります。また、本市への愛着の醸成につながるような情報発信が必要です。
- 一方的な情報発信だけではなく、市民との双方向の情報共有を図るため、市ホームページの適正管理やAIチャットボットなどのICTによるサービス向上などの取り組みを進めていく必要があります。
- アクセシビリティに係るJISの改訂や、平成28年(2016年)12月に「官民データ活用推進基本法」が施行されたことによるオープンデータの公開の義務化などに対応し、必要とする人が必要な情報を入手できるようにしていく必要があります。
- 令和元年(2019年)5月に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」が改正され、行政におけるICTへの取り組みが求められる中、人口減少や感染症拡大などの社会情勢の変化に対応し、AIやマイナンバーの活用等による行政手続の電子化・オンライン化を進めることで、行政サービスの業務効率化・簡素化・利便性の向上を図っていく必要があります。

★ 目指す姿

ICTを活用し、市民がそれぞれのニーズに合った方法で情報やサービスを利用できている。

🌈 SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ICT環境や情報セキュリティ環境を整備することで、デジタル行政サービスの基盤構築に寄与する。
 16 平和と公正をすべての人に	公平・公正な情報発信を行うことで、透明性の高い行政運営に寄与する。
 17 パートナースhipで目標を達成しよう	情報機器のセキュリティを確保することで、安全なネットワークシステムの維持に寄与する。

👤 生活の中でみんなができること

市民ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の情報をシェアする。 ・利用可能な電子申請がある場合は積極的に利用する。 ・香芝のよいところをSNSなどで発信する。 ・マイナンバーカードを取得し、オンラインのサービスを積極的に利用する。 ・市のICTを活用した情報伝達手段を、知らない人や使い方のわからない人に教える。
地域団体ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の情報をシェアする。 ・香芝のよいところをSNSなどで発信する。
事業者ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の情報をシェアする。 ・利用可能な電子申請がある場合は積極的に利用する。 ・香芝のよいところをSNSなどで発信する。 ・従業員へマイナンバーカードの取得や利用を促す。

■ 施策の主な取り組み

① 市政情報の提供と広報力の強化

市のホームページにおけるアクセシビリティの確保やオープンデータの充実などにより、利用しやすい市政情報の提供に努めます。また、さまざまな情報媒体の活用や効果的な表現による情報発信を積極的に行い、市内外への発信力を強化することで、市のイメージや知名度の向上を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
市ホームページ「広報」平均アクセス数	件	市ホームページ「広報紙」ページの一月当たりの平均アクセス数	770	960	1,150	1,340
SNSのフォロワー数	人	市が利用するSNSのフォロワー数の合計	284	560	840	1,120
オープンデータ公開数	件	オープンデータとして公開されているデータ数	0	5	10	14

■ 実施する主な事業

広報紙発行事業	市民への情報発信媒体として、市政情報や市民のニーズに応じた適切で分かりやすい情報の提供を行い、市の魅力を発信します。
広報及び報道機関連携事業	SNS及びメディアの活用、報道機関への情報提供により、市政情報及び本市の魅力を市内外へ広く発信します。

② ICTを活用した業務の効率化・利便性の向上

Society5.0に対応し、さまざまな行政課題の解決に積極的にAIなどのICTを活用し、業務の効率化および利便性の向上を図ります。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
電子申請・施設予約利用件数	件	奈良電子自治体共同運営ポータルサイト「e古都なら」による電子申請・施設予約件数	1,423	2,700	3,000	3,300
AIチャットボット利用件数	件	AIチャットボットの利用件数	0	19,000	20,000	21,000

■ 実施する主な事業

ICT活用事業	行政事務や市民サービス等に積極的にICTを利用することで、業務の効率化や市民の利便性の向上を促進します。
---------	--

③ 情報セキュリティの確保

ICTを利用した市民サービスや組織内利用システムの安定的な運用のため、組織内の情報機器を不正アクセスやコンピューターウイルス等の脅威から守り、情報ネットワークや職員の使用する情報端末のセキュリティを確保します。

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R1)	目標値		
				R6	R10	R14
セキュリティインシデント件数	件	セキュリティインシデント発生件数	0	0	0	0

■ 実施する主な事業

情報セキュリティ対策事業	情報セキュリティに対する職員研修の実施や、セキュリティ対策システムの導入および維持管理などを行います。
--------------	---



関連する主な施策

- 施策19 観光の振興 ①観光情報の発信
- 施策33 行政組織の活性化・組織力の強化 ②職員研修の推進



関連部門計画

- 香芝市情報セキュリティ基本方針

施策33 行政組織の活性化・組織力の強化

現状と課題

- 長時間労働の是正等、働き方改革を推進する必要がある中で、従来からの定員削減の影響と広範かつ多様な市民ニーズにより、一人当たりの業務量は今後も増加することが見込まれることから、人員の適正配置を前提の上、時間当たりの業務効率を最大限に高める取り組みが必要です。
- 社会情勢の変化にともない、各法令等の制定や改正・廃止等が目まぐるしく行われる中、より複雑かつ難解化する行政事務を適正に遂行するべく、職員個々の法律的素養等の向上が必要です。
- 職員一人ひとりが、課題解決に向けた発想力と常に改革・改善に取り組む意識を醸成するとともに、お互いを認め合い、ハラスメントが起きない、職員の能力が十分に発揮される組織風土の醸成に努める必要があります。

目指す姿

付加価値の高い行政サービスが提供できるよう、
職員一人ひとりが知識・技能・意欲の向上に努めている。

SDGs 該当分野

目標	目標達成に向けた取り組み
 ジェンダー平等を 実現しよう	LGBTを含む性差のない評価指標で評価することで、女性に対する差別と不平等をなくすことに寄与する。
 働きがいも 経済成長も	評価結果を適正かつ確実に反映することで、働きがいのある職場づくりに寄与する。
 平和と公正を すべての人に	公正な評価を実施することで、透明性の高い組織の構築に寄与する。

生活の中でみんなができること

市民ができること	・市政運営に積極的に参画する。
地域団体ができること	・市政運営に積極的に参画する。
事業者ができること	・市政運営に積極的に参画する。

■ 施策の主な取り組み

① 適正な人事評価

評価基準を充実させ評価者に依存しない評価と昇任等へ反映できる制度を確立し、職員の育成と士気高揚を図ります。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
人事評価アンケート調査満足度	%	人事評価アンケートで「良い」「とても良い」と回答した人数/全回答者数(市職員対象)	—	70	80	90

■ 実施する主な事業

人事評価適正化事業	評価指標の細分化や適正化を進め、公正な人事評価を実現するとともに、これを昇任等に確実に反映します。
-----------	---

② 職員研修の推進

タイムマネジメントやリスクマネジメントの他、法律的素養及び接遇力の向上に重点をおくとともに、時勢に応じて求められる能力の向上に資する研修を実施します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
研修実施回数	回	人事課主催の研修実施回数	10	11	12	12

■ 実施する主な事業

研修推進事業	個々の職員への重要と思う内容や分野の調査を踏まえた上で、より効果的な研修を企画・実施するとともに、その他必要となる研修の回数・内容の拡充を図ります。
--------	--

③ 効果的な人員配置

各法令等の制定・改正・廃止等や社会動向を踏まえた上で必要な人員を見定め、正規職員のみならず、各種人的資源を活用し、より効果的・効率的な人員配置を目指します。

指標名	単位	算出方法(指標説明)	現状値(RI)	目標値		
				R6	R10	R14
超過勤務時間数	時間	選挙や災害対応を除く超過勤務の総時間数	38,000	37,240	36,100	34,200
メンタルヘルス不調者数	人	メンタルヘルス不調による病気休暇取得者数	7	5	3	0

■ 実施する主な事業

超過勤務時間数逡減推進事業	超過勤務の実態把握に努め、適宜、適切となるよう人員の配置を見直します。
ヒアリング調査事業	本人またはその上司・同僚等から職員の不調につながる事案の通報があった場合に、必要と考えられる場合に本人を含む関係人へヒアリング調査を行い、本人へのフォローアップと不調因子の改善、その発生の防止を図ります。



関連する主な施策

- 施策32 情報とICTの利活用 ②ICTを活用した業務の効率化・利便性の向上



関連部門計画

- 香芝市特定事業主行動計画
- 香芝市障害者活躍推進計画



第2期香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略策定の趣旨

国では、平成26年(2014年)11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこととした上で、同年12月に、国全体の人口の将来像を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定するとともに、5年間の目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

そして令和元年(2019年)12月、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第1期の枠組を引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組む方針を示しました。地方においても「次期地方版総合戦略」を策定し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目なく取り組みを進めることを求めています。

本市においても、平成28年(2016年)3月に「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し取り組みを進めてきており、令和2年度(2020年度)をもって計画期間が終了しますが、国のこうした方針を踏まえ、引き続き、総合戦略を策定し、取り組みを進めていきます。

2. 総合計画との関係

総合戦略の目的である「人口減少克服・地方創生」は、これからのまちづくりに欠かせない要素であり、総合計画の推進と不可分であることから、第5次総合計画に示す施策・主な取り組みのうち、「人口減少克服・地方創生」の実現に資する施策を抽出して示すことをもって、総合計画内に総合戦略が包含しているものと位置付けます。

3. 第2期総合戦略の方向性

国は、第2期総合戦略を第1期の総仕上げのステージと捉えており、第1期の成果と課題を踏まえ、政策体系を見直し、4つの基本目標と2つの横断的な目標のもとに取り組むこととしています。

本市においても、第2期総合戦略は第1期の方針を踏襲しつつ、国の第2期総合戦略に掲げられた基本目標に対応する形で4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

4つの基本目標	①稼ぐ地域をつくるとともに、安定した雇用を創出する
	②香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくる
	③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
	④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

加えて、「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」を横断的目標として、一体的に推進していきます。

4. 第2期総合戦略の基本目標

(1) 稼ぐ地域をつくるとともに、安定した雇用を創出する

ひとが訪れ、住み続けたいと思えるような地域をつくるために、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることで魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。

このために、市内企業の生産性を全般的に引き上げる必要があり、技術開発や IT 投資、販路開拓等への支援を推進するとともに、地域の特色・強みを活かした産業の振興や企業の競争力強化を図り、効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で富を循環させる地域経済構造の構築に取り組みます。

また、さまざまな人々が安心して働けるようにするために、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高めます。

指標名	市民アンケートによる就労・雇用環境に関する不満の割合
現状値	13.4%
目標値	令和6年度:12% / 令和10年度:10%/令和14年度:8%

(2) 香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくる

これまで本市では、住宅都市としての強みを活かして取り組んできた定住促進施策を推進してきましたが、これらを引き続き展開するだけでなく、将来的な移住にもつながるよう、香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくることが重要です。

このために、香芝や香芝の人々と多様な在り方で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による寄附・投資等により、本市の地方創生の取り組みへの積極的な関与を促す取り組みを進めます。

また、若者が香芝を訪れ、住みたいという希望を抱くような魅力ある学びの場、しごとの場をつくり、若者の将来的な定着を促進します。

指標名	市民アンケートによる市に愛着を感じる人の割合
現状値	75.6%
目標値	令和6年度:79% / 令和10年度:82% / 令和14年度:85%

(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

少子化が進んでいると言われていますが、これには若い世代での未婚率の増加や晩婚化にともなう第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化にともなう結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っています。

こうしたことを踏まえ、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚の希望をかなえる取り組みの推進、子育てのサポート体制の充実、男女の働き方改革など、本市の実情に応じた少子化対策の取り組みを地域や企業等と連携して推進します。

指標名	0～4歳人口(10月1日時点)
現状値	3,534人
目標値	令和6年度:3,500人 / 令和10年度:3,500人 / 令和14年度:3,500人

(4) ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

訪れたい、住み続けたいと思えるような香芝をつくるためには、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要があります。

このため、医療・福祉・商業等の生活機能、及び地域交通の維持・確保を進めるとともに、既存の公共施設・不動産等のストックを最大限活用するなど、ストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図ります。

また、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツなど、本市の特色を最大限に活かし、まちの活性化と魅力向上を図ります。

さらに、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保し生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の交通安全の取り組みを進めます。

指標名	市民アンケートによる定住意向
現状値	61.2%
目標値	令和6年度:64% / 令和10年度:67%/令和14年度:70%

第5次総合計画・第2期総合戦略の対応表【一覧】

総合戦略の基本目標				(1)	(2)	(3)	(4)
				稼ぐ地域をつくるとともに、安定した雇用を創出する	香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる
総合計画の政策・施策							
01	未来を創造する子どもたちのために。 (子育て・教育)	01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援			●	
		02	子育て支援の充実			●	
		03	就学前教育・保育の充実			●	
		04	学校教育の充実			●	
		05	家庭・地域・学校の連携			●	
02	健康で自分らしく過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06	地域福祉の推進				●
		07	医療提供体制の充実				●
		08	健康づくりの推進				●
		09	高齢者福祉の充実				●
		10	障がい者福祉の充実			●	●
		11	生活困窮者支援の充実			●	●
03	誰もが等しく、生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12	人権・多様性の尊重	●	●	●	●
		13	地域コミュニティの醸成・活性化				●
		14	文化芸術の振興・多文化共生		●		●
		15	生涯学習とスポーツ活動の充実				●
		16	歴史文化財の保存と継承・展開		●		●
04	まちの活力と魅力の向上のために。 (産業・観光)	17	商工業の振興	●	●		
		18	農業の振興	●	●		●
		19	観光の振興	●	●		
05	まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化				●
		21	生活安全対策の強化				●
		22	交通安全対策の強化				●
06	自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取り組み強化				●
		24	自然環境・景観の保全				●
		25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成		●		●
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実		●		●
		27	道路整備の充実				●
		28	上水道の基盤強化				●
07	スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	29	下水道の整備				●
		30	行財政運営の最適化				●
		31	歳入の確保と財源の創出		●		
		32	情報とICTの活用		●		
		33	行政組織の活性化・組織力の強化				

第5次総合計画・第2期総合戦略の対応表【詳細】

◆基本目標（１） 稼ぐ地域をつくるとともに、安定した雇用を創出する

総合計画における施策		主な取り組み		実施する主な事業	該当ページ
12	人権・多様性の尊重	②	男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	60
17	商工業の振興	①	企業の活性化	企業支援事業	72
		②	創業の促進	創業促進事業	72
18	農業の振興	①	農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	地産地消推進事業	75
19	観光の振興	①	観光情報の発信	観光イベント実施事業	77
		②	観光資源の魅力向上	観光資源魅力向上事業	77

◆基本目標（２） 香芝とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくる

総合計画における施策		主な取り組み		実施する主な事業	該当ページ
12	人権・多様性の尊重	②	男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	60
14	文化芸術の振興・多文化共生	①	文化の発信・創造・交流の支援	文化施設管理・運営事業、地域交流センター管理・運営事業	65
		②	多文化理解と国際交流の推進	文化・国際交流活動事業	65
16	歴史文化財の保存と継承・展開	①	二上山博物館機能の充実	博物館活性化事業	70
		②	文化財の保護・啓発	文化財保護啓発事業	70
17	商工業の振興	①	企業の活性化	企業支援事業	72
		②	創業の促進	創業促進事業	72
18	農業の振興	①	農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	地産地消推進事業	75
19	観光の振興	①	観光情報の発信	観光イベント実施事業	77
		②	観光資源の魅力向上	観光資源魅力向上事業	77
25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	①	良好な市街地の形成	空家等対策関係事業	91
26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実	①	公園整備の推進	香芝市スポーツ公園整備事業、香芝総合公園整備事業	93
		③	地域拠点としての駅周辺整備	駅周辺整備事業	93
31	歳入の確保と財源の創出	③	自主財源の確保	ふるさと寄附金事業	105
32	情報とICTの利活用	①	市政情報の提供と広報力の強化	広報及び報道機関連携事業	107

◆基本目標（３） 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

総合計画における施策		主な取り組み		実施する主な事業	該当ページ
01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援	①	妊産婦の健康づくりの推進	妊娠出産包括支援事業	29
		②	乳幼児の健康づくりの推進	乳幼児健診事業、乳幼児相談及び教室事業、こんにちは赤ちゃん事業	29
02	子育て支援の充実	①	子育て家庭への支援	地域子育て支援拠点事業、ひとり親家庭相談・支援事業	31
		②	児童虐待防止の推進	家庭児童相談・支援事業	31

総合計画における施策		主な取り組み		実施する主な事業	該当ページ
03	就学前教育・保育の充実	①	就学前教育・保育の推進	保育所・幼稚園・認定こども園運営事業、特別保育等補助事業	34
		②	就学前教育・保育環境の整備	幼稚園・保育所・認定こども園施設整備事業	34
04	学校教育の充実	①	学びの推進・支援	学力向上推進事業、教育相談支援事業	37
		②	安心して学べる教育環境の整備	小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業	38
05	家庭・地域・学校の連携	①	地域ぐるみの子ども支援	学校・地域パートナーシップ事業、学童保育運営事業、学童保育所施設維持管理事業	40
		②	青少年の健やかな育成	青少年体験交流事業、青少年健全育成事業	41
10	障がい者福祉の充実	①	障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり	地域生活支援事業	55
11	生活困窮者支援の充実	①	生活困窮者への相談支援・就労支援の充実	自立支援促進事業	58
12	人権・多様性の尊重	②	男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	60

◆基本目標（４） ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

総合計画における施策		主な取り組み		実施する主な事業	該当ページ
06	地域福祉の推進	①	総合的な福祉サービスの提供	総合福祉センター管理運営事業	43
		②	地域で支え合う仕組みづくり	地域福祉推進事業	43
07	医療提供体制の充実	①	地域医療体制の充実	夜間休日応急体制充実事業	46
		②	感染症対策の推進	予防接種事業、感染拡大対策事業	46
08	健康づくりの推進	①	健康的な生活習慣の推進	がん検診事業、健康づくりに関する教育事業、医療費適正化事業	49
		②	心の健康づくりの推進	精神保健事業、子ども・若者相談支援事業	50
		③	望ましい食生活の定着推進	食育推進事業	50
09	高齢者福祉の充実	①	自立支援・介護予防・重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業	52
		②	日常生活を支援する体制の整備	高齢者のための支援体制整備事業、介護予防支援事業、生きがい対策事業	52
10	障がい者福祉の充実	①	障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり	地域生活支援事業	55
11	生活困窮者支援の充実	①	生活困窮者への相談支援・就労支援の充実	自立支援促進事業	58
12	人権・多様性の尊重	②	男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画推進事業	60
13	地域コミュニティの醸成・活性化	①	自治会活動の支援	自治会活動支援事業	63
		②	市民公益活動団体の支援	市民公益活動団体支援事業	63
14	文化芸術の振興・多文化共生	①	文化の発信・創造・交流の支援	文化施設管理・運営事業、地域交流センター管理・運営事業	65
		②	多文化理解と国際交流の推進	文化・国際交流活動事業	65
15	生涯学習とスポーツ活動の充実	①	生涯学習機会の充実	生涯学習機会提供事業	67
		②	スポーツ活動の充実	スポーツ活動支援事業	67
		③	図書館機能の充実	資料情報提供事業、読書普及活動事業	68

総合計画における施策		主な取り組み		実施する主な事業	該当ページ
16	歴史文化財の保存と継承・展開	①	ニ上山博物館機能の充実	博物館活性化事業	70
		②	文化財の保護・啓発	文化財保護啓発事業	70
18	農業の振興	①	農業体制の整備および市内農作物の魅力創造	農産物鳥獣被害防止事業、地産地消推進事業	75
20	災害対策の強化	①	災害時緊急体制の確立	地域防災対策計画関連事業、防災用品等備蓄事業	79
		②	防災・減災対策の強化	住宅耐震化啓発支援事業、浸水対策事業、大和川流域総合治水対策事業	79
		③	消防団体制の充実	消防団活性化事業	80
		④	自主防災力の向上	防災意識啓発事業	80
21	生活安全対策の強化	①	防犯意識の向上	防犯意識啓発事業	82
		②	消費者保護の推進	消費生活安全事業	82
22	交通安全対策の強化	①	交通安全対策の推進	交通安全対策啓発事業、自転車等駐輪場管理事業、放置自転車対策推進事業	84
		②	交通安全施設の整備	交通安全施設整備事業	84
23	環境問題への取り組み強化	②	環境保全対策の推進	生活環境保全事業、不法投棄防止啓発事業	87
24	自然環境・景観の保全	①	美しい自然環境・景観の保全	街路美化推進事業、都市公園維持管理補修事業、河川維持管理事業	89
25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	①	良好な市街地の形成	空家等対策関係事業	91
		②	持続可能な地域公共交通の確立	地域公共交通事業	91
26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実	①	公園整備の推進	香芝市スポーツ公園整備事業、街区公園・親水緑地整備事業、香芝総合公園整備事業	93
		②	バリアフリー化の推進	バリアフリー推進事業、歩道等バリアフリー化事業、既存道路バリアフリー化事業	93
		③	地域拠点としての駅周辺整備	駅周辺整備事業	93
27	道路整備の充実	①	幹線道路の整備	主要幹線道路整備事業	96
		②	生活道路等の安全性の確保	道路維持管理補修事業、橋梁点検及び長寿命化修繕事業、道路新設改良事業	96
28	上水道の基盤強化	①	安心、安全、安定した水道の供給	水道施設更新事業	98
		②	健全な水道事業の運営	水道事業の経営健全化事業	98
29	下水道の整備	①	下水道の整備・更新	公共下水道管渠整改築事業	100
		②	水洗化の促進	水洗化促進事業	100
		③	持続的な下水道機能の確保	下水道維持管理事業	100
30	行財政運営の最適化	③	公有財産の維持管理及び活用	公有財産維持管理事業	103



総合計画におけるSDGsの考え方

1. SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」ことを誓い、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和12年(2030年)を年限とする17の目標と169のターゲットから構成されています。

先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

2. SDGs に関する国の動きと自治体行政の果たしうる役割

◎国の動き

平成28年(2016年)5月に国は、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、同年12月には「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。その中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、SDGsの推進にあたって自治体の役割が重要であるとしています。

そして、平成29年(2017年)には、SDGsの理念に沿って取り組みを進めることにより、地方創生の一層の充実・深化につなげることができるとして、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」にSDGsを原動力とした地方創生の推進という観点が組み込まれました。

<8つの優先課題>

- ①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ②健康・長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

資料：SDGs推進本部「SDGsアクションプラン2020」

◎SDGsの目標と自治体行政の役割

自治体の国際的な組織である都市・地方自治体連合(UCLG:United Cities and Local Governments)では、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たしうる役割を示しており、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構において整理されています。

SDGsの目標やターゲットは、グローバルな視点で国家として取り組むべきものが多く含まれていることから、各自治体の実情に当てはめて取り組んでいく必要があります。

【SDGsの17の目標と自治体行政の関係】

目標(ゴール)	自治体の果たしうる役割
	1 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3 すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
	5 ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
	6 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	8 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

資料：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—」

3. 香芝市における SDGs への取り組み

第5次総合計画で取り組む各施策の方向性は、SDGsの目指す目標の方向性と一致しています。

そのため、総合計画の各施策分野に、SDGsの17の目標を関連付けて推進することで、本市固有の目標達成を目指すとともに、世界各国で取り組まれている活動の目標達成に貢献します。

第5次総合計画における 33の施策とSDGsの17の目標の対応表			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに
01	未来を創造する子どもたちのために。 (子育て・教育)	01 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援			●	
		02 子育て支援の充実	●			●
		03 就学前教育・保育の充実		●		●
		04 学校教育の充実		●	●	●
		05 家庭・地域・学校の連携				●
02	健康で自分らしく過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06 地域福祉の推進			●	
		07 医療提供体制の充実			●	
		08 健康づくりの推進		●	●	
		09 高齢者福祉の充実			●	
		10 障がい者福祉の充実			●	●
		11 生活困窮者支援の充実	●	●	●	●
03	誰もが等しく、生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12 人権・多様性の尊重				●
		13 地域コミュニティの醸成・活性化				
		14 文化芸術の振興・多文化共生				●
		15 生涯学習とスポーツ活動の充実				●
		16 歴史文化財の保存と継承・展開				●
04	まちの活力と魅力の向上のために。 (産業・観光)	17 商工業の振興				
		18 農業の振興		●		
		19 観光の振興				
05	まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20 災害対策の強化		●	●	
		21 生活安全対策の強化				
		22 交通安全対策の強化			●	
06	自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23 環境問題への取り組み強化				
		24 自然環境・景観の保全				
		25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成				
		26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実			●	
		27 道路整備の充実			●	
		28 上水道の基盤強化				
		29 下水道の整備				
07	スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	30 行財政運営の最適化				
		31 歳入の確保と財源の創出			●	
		32 情報とICTの利活用				
		33 行政組織の活性化・組織力の強化				

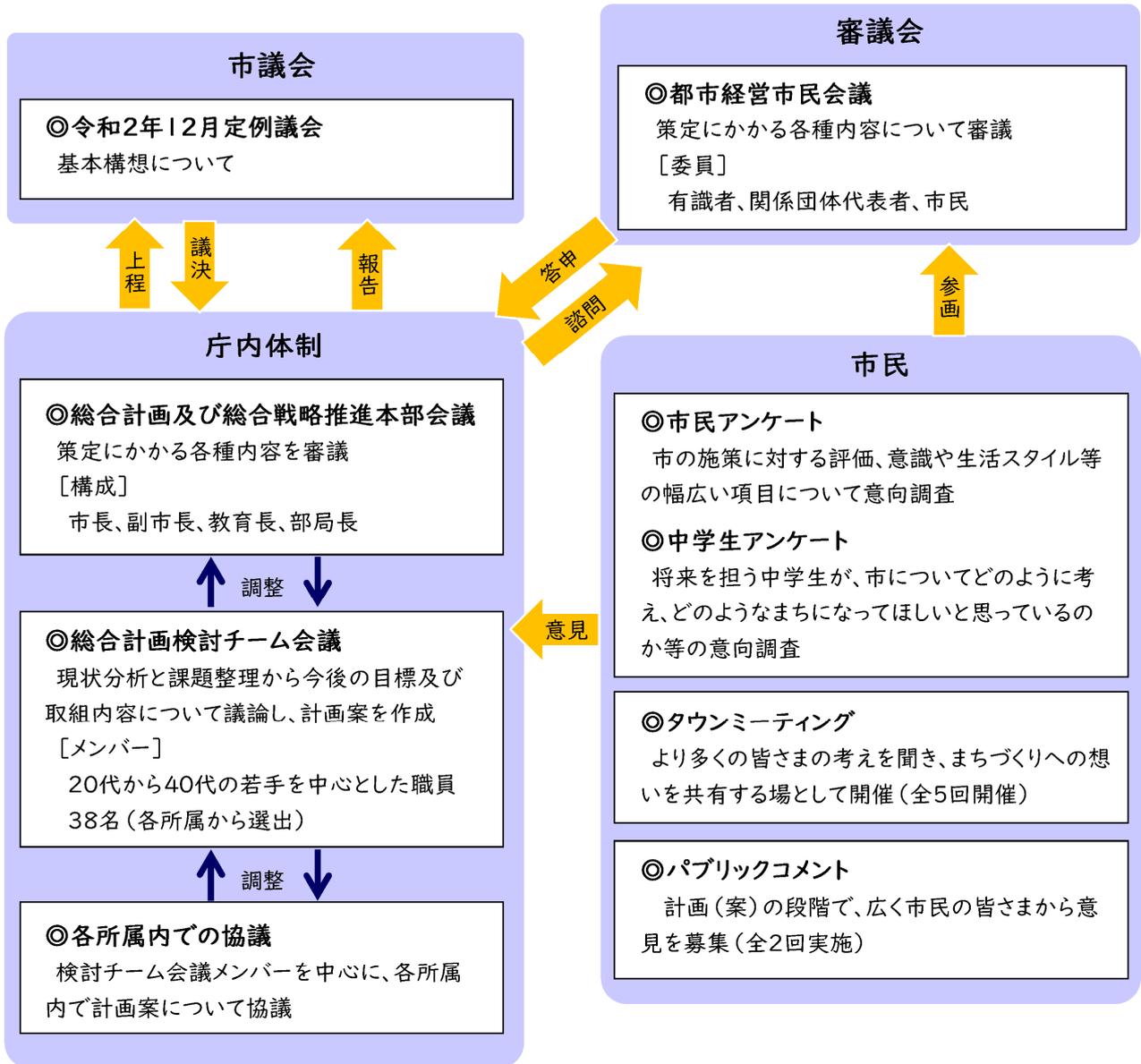
5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
						●					●	
●						●					●	
●			●								●	
											●	
●			●								●	
					●	●					●	
						●					●	
●					●	●					●	
			●		●						●	
●			●		●						●	
					●						●	●
					●						●	●
					●							
			●	●			●					
	●		●	●		●	●			●		
			●	●			●					
						●		●				
						●					●	
	●					●	●	●		●		
				●		●		●				
				●	●	●		●				
				●		●		●				
	●	●				●						
	●								●			
					●							●
				●		●					●	●
●			●								●	

資料編





策定体制図





策定経過

年月	項目
令和元年 8月	令和元年度 第1回 香芝市都市経営市民会議(8月22日) ・策定方針について ・市民アンケートの実施について
9月	香芝市議会議員各位への書面報告(9月2日) ・市民アンケートの実施について
	市民アンケート(9月6日～27日) ・市の施策に対する評価、市民意識や生活スタイル等について 対象 16歳以上の市民の方2,000人(住民基本台帳より無作為抽出) 回収率 36.3%(回収数 725)
	中学生アンケート(9月10日～27日) ・まちに対する想い、まちづくりへの意見・アイデア等について 対象 市内4中学校の3年生 回収率 100%(回収数 831)
10月	市民アンケート(Web アンケート)(10月25日～12月5日) ・香芝市の将来像に関するインターネット(e 古都なら)アンケート 対象 限定なし 回答者数 28名
11月	令和元年度 第2回 香芝市都市経営市民会議(11月19日) ・市民アンケート実施結果について ・中学生アンケート実施結果について
	第5次香芝市総合計画検討チーム会議①(11月29日) ※キックオフ会議 ・第4次総合計画政策及び施策の現状分析と課題整理について
12月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議②(12月20日) ・政策の現状分析と課題整理(SWOT分析)についてグループワーク ・施策とSDGsの関連付けについてグループワーク ・まちの将来像について ・今後の施策の方針の作成について
令和2年 1月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議③(1月10日) ・評価指標について
	第5次香芝市総合計画検討チーム会議④(1月22日) ・まちの将来像についてグループワーク ・今後の施策の方針についてグループワーク ・今後の施策の方針の作成について

年月	項目
2月	香芝のこれからを考える「タウンミーティング」 ◇自治会タウンミーティング ・2月3日 香芝東中学校区、2月4日 香芝北中学校区 ・2月6日 香芝西中学校区、2月7日 香芝中学校区 ◇一般タウンミーティング ・2月16日
	第1回 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議(2月5日) ・第4次総合計画施策の現状分析と課題整理について ・まちの将来像について ・政策・施策体系の方針について
	令和元年度 第3回 香芝市都市経営市民会議(2月20日) ・まちの将来像について ・政策・施策体系の方針について ・人口ビジョンについて ・タウンミーティング開催報告について
3月	令和2年3月定例議会 ・香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例 可決
5月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑤(5月20日) ・まちの将来像について ・政策・施策体系の方針について
6月	香芝市議会議員各位への書面報告(6月3日) ・市民アンケート等の実施結果について
	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑥(6月8日) ・今後の施策の方針について
	令和2年度 第1回 香芝市都市経営市民会議(6月19日) ・政策・施策体系の方針について ・基本計画の構成について ・今後の施策の方針について
7月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑦(7月13日) ・施策に紐づく事業の実施計画の作成について
	第2回 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議(7月31日) ・まちの将来像について ・人口ビジョンについて ・政策・施策体系の方針について ・危機事象が発生した場合について ・基本計画の構成について ・今後の施策の方針について
8月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑧(8月3日) ・今後の施策の方針について
	令和2年度 第2回 香芝市都市経営市民会議(8月18日) ・まちの将来像について ・人口ビジョンの見直しについて ・今後の施策の方針について

年月	項目
8月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑨(8月31日) ・今後の施策の方針について
9月	香芝市議会全員協議会にて報告(9月1日) ・基本構想の骨子案について
10月	香芝市議会議員各位への書面報告(10月1日) ・パブリックコメントの実施について
	意見公募(パブリックコメント)を実施(10月1日~30日) ・基本構想(案)及び基本計画(案)について 意見提出人数 8名、意見件数 延べ33件
	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑩(10月8日) ・施策に紐づく事務事業体系について
11月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑪(11月6日) ・分野別個別計画について
	令和2年度 第3回 香芝市都市経営市民会議(11月17日) ・パブリックコメント実施結果について ・基本構想の最終案及びそれに対する答申書(案)について ・今後の施策の方針について
	香芝市都市経営市民会議から基本構想について答申書提出(11月17日)
	第3回 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議(11月19日) ・パブリックコメント実施結果について ・基本構想の最終案及び香芝市都市経営市民会議答申書について ・今後の施策の方針について
12月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑫(12月11日) ・今後の施策の方針について
	令和2年12月定例議会 ・基本構想 可決
	意見公募(パブリックコメント)を実施(12月25日~1月25日) ・基本計画(案)について 意見提出人数 2名、意見件数 延べ22件
令和3年 2月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑬(2月4日) ・用語解説について
	令和2年度 第4回 香芝市都市経営市民会議(2月16日) ・パブリックコメント実施結果について ・基本計画の最終案及びそれに対する答申書(案)について
	香芝市都市経営市民会議から基本計画について答申書提出(2月16日)
3月	香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議に報告(3月11日) ・基本計画の最終案及び香芝市都市経営市民会議答申書について
	第5次香芝市総合計画 策定

■答申(基本計画)

令和3年2月16日

香芝市長 福岡 憲宏 様

香芝市都市経営市民会議
会長 中川 幾郎

「第5次香芝市総合計画 基本計画」策定について(答申)

令和2年6月19日付け香企第29号にて諮問のあった「『第5次香芝市総合計画』策定について」のうち基本計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、別添の案について適当であるとの結論を得たので答申します。なお、基本計画の推進にあたっては、下記の点に留意されますよう要望いたします。

記

1. 基本計画に示す33の施策の方針に基づいて事業を実施し、職員一丸となって、各施策に示した「目指す姿」を実現してください。
特に、当会議において時間を割いて協議した、子育て・教育施策の充実、医療体制の充実、災害対策の強化、ICT の利活用等、市民ニーズの高い施策については、積極的かつ着実に事業を進めるよう対応していただきたい。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている事態を受け、施策7の主な取り組み②に「感染拡大対策事業」の実施が明記されております。日々変化する状況下であり、現時点において新型コロナウイルス感染症に関する目標値(指標)設定は行っていないですが、当該事業には徹底して取り組んでいただきたい。
また、新しい生活様式への発想転換が求められていることから、健康・福祉分野に限らず、IoTやAI等の技術を利活用し、果敢に事業展開されることを期待します。
3. 第5次総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、国連サミットで採択されたSDGsの17の目標、それぞれの関連性を理解し、相互的・相乗的に効果が生み出され、各目標が達成されるよう着実に事業を推進してください。
4. 各施策の目標を明確にし、着実な成果へとつながるよう、主な取り組みごとの目標値(指標)設定に注力した計画となっています。職員一人ひとりが、この「指標」を日々業務の指針として常に意識し、事業の推進にあってください。
5. 基本構想第4章に示す「協働によるまちづくり」をより一層強く推進していくために、基本計画の各施策に「市民ができること」「地域団体ができること」「事業者ができること」が示されております。行政を含む4者の力を集結し、よりよいまちづくりに取り組んでいただきたい。
そのためにも、本計画の趣旨と内容は、さまざまな機会を通じて、市民、地域団体、事業者等に対して、広く、分かりやすく周知するよう努めてください。
6. 毎年度、PDCAサイクルによる進行管理を行い、総合計画に掲げる目標達成のために絶えず改善に努めるとともに、社会情勢や環境の変化への柔軟な対応のため、計画期間の途中においても必要な場合には本計画を修正することも検討されたい。
なお、目標値(指標)の達成度を含め、事業の進捗については、ホームページ等で随時公表し、市民・地域団体・事業者等と共有してください。

以上



関係条例等

■香芝市附属機関設置条例(抄)

平成25年3月18日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第2に定めるところにより、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関を設置する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 (略)

別表第1(第2条、第3条関係)

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市都市経営 市民会議	総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間

別表第2(第2条、第3条関係) (略)

■委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属・役職等
芦高 清友	香芝市議会 建設水道委員会 委員長
石原田 明美	香芝市教育委員
井上 喜八郎	香芝市民生・児童委員連合会 会長
植田 朋子	香芝市まちづくりパートナー
小川 隆	香芝市自治連合会 会長
沖本 可奈	香芝市まちづくりパートナー
粕井 みつほ	畿央大学 教育学部 教授
北川 重信	香芝市議会 総務企画委員会 委員長
小西 高吉	香芝市議会 福祉教育委員会 委員長
清水 英治	南都銀行 香芝支店 支店長
◎ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
中村 由実	香芝市まちづくりパートナー
縄田 多賀司	香芝市農業委員会 会長
萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授・同学部長
○ 平越 國和	香芝市商工会 会長
吉村 増雄	香芝市農業委員会 会長

※◎は会長、○は副会長

※所属・役職等は委員委嘱当時のもの

※なお、下記委員の任期は次のとおり

芦高 清友(R1.8.22~R2.3.31) 北川 重信(R1.8.22~R2.3.31) 小西 高吉(R1.8.22~R2.3.31)

中村 由実(R1.8.22~R2.3.31) 縄田 多賀司(R2.6.19~R3.3.31) 吉村 増雄(R1.8.22~R2.3.31)

■香芝市総合計画及び総合戦略推進本部設置要綱

令和2年1月28日

要綱・通知

(設置)

第1条 香芝市総合計画(以下「総合計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、全庁的に取り組むため、香芝市総合計画及び総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 各施策の推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、危機管理監、香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)第1条に規定する部の部長、企画部理事、福祉健康部理事、香芝市事務分掌規則(平成5年規則第3号)第2条に規定する局の局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長及び上下水道部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市行政の総合企画に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

2 (略)

■香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例

令和2年3月23日

条例第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、香芝市総合計画基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。)の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーション技術のこと。単なる情報処理にとどまらず、インターネットのような通信技術を利用した情報や知識を共有することを指し、IT (Information Technology) に代わる言葉として使われる。国際的にはICTが広く使われる。

アクセシビリティ

「近づきやすさ」「利用しやすさ」と訳される英単語で、ICTの分野では機器やソフトウェア、システム、情報が、年齢や身体の状態、能力の違い等によらず、誰でも同じように利用できること。

預かり保育

幼稚園等を利用している在園児を対象として、保護者の何らかの理由により、教育時間の後や長期休業日に預かる制度のこと。

いきいき百歳体操

高知市で開発された介護予防体操。地域の身近な集会所などでDVDを見ながらおもりを使い座って行う。体操時間は約40分で、生活に必要な筋力を鍛え、けがや転倒の予防をしながら地域づくりを目指すもの。

一時預かり

家庭での保育が一時的に困難になった場合に、子どもを預けられる制度のこと。

インバウンド

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

AED

Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の略。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)において、心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器をいう。

AI

Artificial Intelligence の略。学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピューターで実現する技術のことで、人工知能ともいう。

エコツーリズム

地域ぐるみで、自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指した観光のあり方のこと。

LGBT

レズビアン (Lesbian、女性同性愛者)、ゲイ (Gay、男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender、身体構造としての「身体の性」と自認する「心の性」が一致しない人) の頭文字をとって組み合わせた言葉。

延長保育

保育所等において、仕事の事情等でやむをえず規定の保育時間を越えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度のこと。

オープンデータ

市民や企業等が利活用しやすいように、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールのもと、無償で公開されている地方公共団体等が保有する公共データのこと。

親亡き後問題

障がい者の保護者等が亡くなった後に生じる、残された障がい者の生活支援や財産管理といった生活に関する様々な問題のこと。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収・再放出することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがこれにあたる。

か行

街区公園

自宅から徒歩で訪れることを想定した、比較的規模の小さい公園のこと。「街区公園」「近隣公園」「地区公園」の順で規模が大きくなっていく。

KASHIBA+

香芝市の保有する地域資源の付加価値を高め、それを全国に発信する地域ブランド。①工業・工芸部門、②食品部門、③無形部門から構成される。

課税客体

課税の対象となる物や行為、事実等のこと。課税客体を何にするかは、個々の租税法によって定められている。

換価

差し押さえた財産を強制的に金銭に換えること。

管渠

地中に埋設した水道の排水・取水管(上水管、下水管)及びその側溝のこと。

管路施設

家庭や工場等から排出される下水(汚水や雨水)を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで運ぶ施設・設備の総称。管渠、マンホール、雨水吐、取付管等がある。

基幹管路

口径300mm以上の配水本管(配水池からの各家庭へ給水するための管)

キャッシュレス決済

紙幣・硬貨といった現金(キャッシュ)ではなく、クレジットカードや電子マネー等による電子的な手段を用いて、支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

狭あい道路

幅員が狭い道路のこと。道路を拡幅する事業においては、主に幅員4m未満の道路を指す。

供用

多くの人の使用のために提供すること。使用に充てること。

クリーンエネルギー

二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。

グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、さまざまな分野で、国家、地域などの境界を超え、地球を1つの単位として捉える考え方や社会の状況のこと。

刑法犯

殺人・強盗・放火・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪のこと。交通事故(業務上過失致死傷、危険運転致死傷等)は含まない。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされている。

交流人口

通勤・通学、買い物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光、レジャー等、さまざまな目的で、地域外からある地域を訪れる人の数のこと。その地域に住んでいる人の数である定住人口の対となる考え方のこと。

国土強靱化

国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国をつくること。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期までの様々な相談に応じる総合的な支援の窓口として設置されている。本市では、保健センターの妊産婦・乳幼児相談窓口と児童福祉課の子育て相談窓口が連携しながら必要な支援や情報を提供し、大切な妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるようにサポートしている。

子ども・子育て支援新制度

平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度として平成27年(2015年)4月にスタートした。

コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。「学校運営協議会制度」ともいう。

コミュニティ協議会

学校を核として、幅広い地域住民や企業・団体の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生するための協議会のこと。

さ行

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使うことができるエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられる。利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない特徴をもつ。

3R

Reduce(リデュース:廃棄物を減らすこと)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)という、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったもの。

産業観光

地域特有の産業に係るもの(工場、職人、製品等)、また昔の工場跡や産業発祥の地などの産業遺構を観光資源とし、ものづくりの心に触れることを目的とした観光のこと。

3年保育

3歳児から就学までの3年間幼稚園等に通う場合のこと。本市公立施設では、3年保育を実施している園が6園、4歳児から入園する2年保育を実施している園が3園ある。

産婦人科一次救急医療体制

安心して妊娠・出産ができるように、休日・夜間の救急時に受診できる産婦人科の医療機関の輪番体制のこと。

シームレスの子育てサポート

切れ目なく子育て支援を行うこと。「シームレス」は、継ぎ目がないことを意味し、全体的にスムーズにつながっていることを指す。

ジェンダー平等

ジェンダー(社会的・文化的につくられる性差)にかかわらず、社会全体のさまざまな状況において個人が平等な状態にあること。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。

自主防犯組織

防犯の視点から安全なまちづくりに資する活動に取り組みようと、地域住民により自発的に結成された組織のこと。

JIS

Japanese Industrial Standards(日本産業規格)の略で、日本の産業製品に関する規格や測定法等が定められた日本の国家規格のこと。産業製品生産に関するものから、情報処理、サービスに関する規格等がある。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。通常は3か年の平均で示される。

指定管理者制度

民間事業者等の有するノウハウの活用と経費削減のため、地方公共団体が設置する公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する「法人その他の団体(株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人等)」に行わせる制度のこと。

受益者負担

公共施設の整備や公的サービスの提供に係る費用の一部または全部を実際にサービスを利用する市民が負担をするという考え方のこと。

受動喫煙

自分の意志にかかわらず、他人が吸うタバコの煙や吐き出された煙を吸わされてしまうこと。

小1プロブレム

小学校へ入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に落ち着かない等、学校の生活になかなか馴染めない状態が数か月継続する状態のこと。

小規模保育施設

「子ども・子育て支援新制度」によって、待機児童問題を解消するために認められた、新しい認可保育所の事業形態の1つ。定員が6~19人以下で0歳児~2歳児を対象に、家庭的保育に近い環境のもとで、きめ細やかな保育活動を行う認可施設のこと。

小地域福祉活動

日常生活圏域(自治会や小学校区などの身近な地域)の住民が主体となって行うサロン活動や見守り活動など様々な福祉活動のこと。

消滅時効

一定期間行使されない権利を消滅させる制度のこと。当計画でいう消滅時効とは、主に市税等に係る債権が時効により消滅すること。

人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

浸水常襲地域

「57水害」とも呼ばれる昭和57年(1982年)8月の「大和川大水害」より後に、浸水被害が3回以上発生した箇所について、河川や水路を改良して被害低減を図るために奈良県で指定した区域のこと。

森林経営管理制度

市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐことで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために設けられた制度のこと。

ステークホルダー

企業・行政・NPO等の組織が行う活動によって、直接的・間接的に利害関係を有する者のこと。

ストックマネジメント

施設や構築物の持続可能な活用を図るため、施設等の状況を客観的に把握、評価し、中長期的に予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。

税外収入

市の収入のうち、税金以外での収入のこと。

生活困窮者自立支援制度

仕事や生活に困っている方に対し、自立のための相談や就労のための支援などを行い、自立へ向けた手助けを行う制度。

た行

待機児童

保育所や学童保育所等の利用申請をしたが入所できなかった児童のこと。なお、保育所の待機児童については厚生労働省の基準があり、特定の保育所等のみを希望しているなど、条件付で申請を行っている児童は待機児童に含まれない。

多文化共生

文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方のこと。

地域医療

地域の医療機関が役割の分化と連携を進め、それぞれの医療機関が有する機能を有効に活用することにより、患者が地域で継続性のある適切な医療を受けることができるシステムのこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域子育て支援拠点

保護者が安心して子育てができるよう、子育てについての相談、助言、情報の提供、その他の援助を行うとともに、乳幼児及びその保護者同士が交流できる場所として設置する拠点のこと。

地域防災力

住民一人ひとりが行う防災活動(自助)、自主防災組織等が行う防災活動(共助)、地方公共団体等が行う防災活動(公助)の適切な役割分担および連携協力によって確保される地域の総合的な防災の体制およびその能力のこと。

地産地消

主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費する取組のこと。

チャットボット

“chat”(おしゃべり)と“robot”(ロボット)を繋いだ造語。短い文字メッセージをリアルタイムに交換することのできるシステム上で、人間が入力するテキストや音声に対して自動応答し、擬似的に会話することができるソフトウェアのこと。

中1ギャップ

小学校を卒業して中学1年生になったときに、それまでとの環境の変化についていくことができず、不登校になったり、いじめが起こったり、授業についていけなくなったりする現象のこと。

DV

Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などもある。

デマンド交通

定時運行するバスや電車とは異なり、利用者の希望に基づき、予約により指定された時間に指定された場所まで送迎すること(本市では自宅付近と約280ヶ所の共通乗降場所での送迎)。また個人利用のタクシーとは異なり、予約状況に応じて乗合で送迎する。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪などのこと。

都市経営市民会議

本市の附属機関のひとつ。総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項について審議を行う。

都市計画道路

都市の発展の方向など長期的なまちづくりの視点から一体的に計画し、都市計画法に基づいて決定された道路。

な行

ニート

Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略。元々はイギリスの労働政策において出てきた用語で、日本では若者無業者のこと。若者無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者をいう。

二次救急輪番体制

地域内の病院群が連携して、輪番制により、休日・夜間などにおける手術や入院が必要な救急患者の診察を受け入れる体制のこと。

認定こども園

幼保一元化の具体策として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)と、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備えた施設のこと。

ネーミングライツ

namings rights(命名権)のことで、スポーツ施設等に企業名や社名ブランド等を付ける権利のこと。

は行

ハザードマップ

自然災害による人的被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所の位置などを表示した地図のこと。本市では「香芝市総合防災マップ」を配布している。

8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題のこと。主に80代の親が50代のひきこもりとなった子どもを養っている状態を指し、生活困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。具体的には、車いすでも通ることができるように道路や通路の幅を広げたり、段差を解消したりすることをいう。また、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁や情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方としても使われる。

パリ協定

平成27年(2015年)にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で合意された協定のこと。令和2年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが採択された。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。平成25年(2013年)6月の災害対策基本法の一部改正で、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けること等が規定された。

病児保育

病気の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かるもの。

ヘイトスピーチ

特定の人種、国籍、性別であることのみを理由に、誹謗中傷したり、危害を加えようとしたりする等の一方的な内容の言動のこと。

ま行

マンホールポンプ

下水道管を流れている下水を地表付近まで汲み上げ、再び浅い位置から自然流下させるためのポンプ設備のこと。平地部等の長い距離で下水を運ばなければならない、自然流下が難しい箇所に設置される。

モビリティマネジメント

地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みのこと。一人ひとりの住民や職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していくコミュニケーション施策を中心に考える点が大きな特徴である。

や行

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする者のこと。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うため児童福祉法で定められたサポートネットワークのこと。

ら行

レジリエント

困難で脅威を与える状況にも、うまく適応し、回復する過程や能力、および適応の結果のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和のこと。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方をいう。

第5次香芝市総合計画 前期基本計画

令和3年（2021年）3月

発行：香芝市

編集：香芝市企画部企画政策課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

TEL：0745-44-3325

URL：<http://www.city.kashiba.lg.jp>

